

付、二通共表へ出す。明日登城の上披見、直に返上の由返答。戌刻(午後八時)頃天御方入來、錦旗御止の様、願之文、大總督へ出し吳候様、田安初表方一同より頼まよし申述べられ。猶勘考の上、返答と答置。

「一橋發足」とあるは、一橋玄同が官軍東下に就て、哀願の爲め、途中まで出張のこと。而して如何に天璋院を假りて宮を動かし、宮を假りて大總督府を動かさんとする江戸側の魂膽を見よ。

天璋院御打合

二日 昨日の文の事、承知の趣旨。右に付田安頼に付てと少將(橋本實梁を斥す)へ申聞可候間、田安書付認の様、天御方へ詔置、未刻(午後二時)天御方田安へ申聞られ、承知之由承る。此度は一橋、田安兩卿より歎願書、一橋大總督御軍門へ持參の由。右案文披見候事。少將への文下書、錦を以、天御方へ見せ置。

少將への文寫。

和宮橋本宛狀

此程は藤東歸致し、此度の次第つぶさに承り、何共申様も無、恐入候次第故、最

早追討使御止の事等、願出候ては相すみ申さぬ事故、只々恐入候處、此度茂榮(一橋玄同)、慶頼(田安)歎願之書、茂榮大總督宮様御軍門に持參致し候に付、私よりも暫時官軍御進の處は、御猶豫の事、願の文、大總督宮様へ差出候様、田安より別紙之通願出候へ共、もはや私より願出候ては相濟申さぬ次第故、たつて理申度は存候得共、此場合にて斷申候ては、當家(徳川家)の事をかまひ申さぬ様に、田安初存、是迄種々心配致し候事共消行候ては、殘念の事に候ま、何卒兩人歎願書、大總督宮様御一らん有らせられ候迄之處、錦旗御止りの様、願度存參らせ候。大總督御軍門へ、右歎願書茂榮持參出來候様、御取成の事、ふしてふして、御頼申參らせ候事。くれぐれも前文之通御征伐御止之事を願候にては、決して無、只々茂榮大總督御軍門へ持參出來候様、其處を御頼申入候事に候ま、何もよろしく御取計の様、頼入參らせ候。以上。

靜 寛 院

は し 本

少將殿

如何にも情理を盡したる文だ。

酉刻(午後)比田安書取受取、右書付寫。

此度慶喜不束より不容易之事件に至り、御追討使御差向に相成候に付、私共より大總督宮へ、歎願仕度存候に付而、錦旗暫時止られ候様、偏に御取成之程奉願候。

慶 賴

一橋出立、四日に相成候事。中山道には、高家使に出候に付、途中名目借用錦より仲村を以、願の事。

中止願の理由

何れにしても江戸城の重立ちたる人々達は、錦旗の江戸城に來り迫るを、姑らく中止し、其間に於て大總督へ陳情し、哀訴し、歎願し、兵火の難を免れんことを、汲々として是れ勸めてゐた。

第七章 西郷大久保の強硬論

【四〇】 關東討伐に關する西郷の意見

京都の内
外多事

眼を轉じて京都側を見れば、盆と正月とが、一度に到來したるが如く、眞に内外多事であつた。一方には新政府の組織及び制度に就て、如何にす可き乎。新政府の會計用度は如何にす可き乎。浪華遷都の議は如何にす可き乎。外國公使入京謁見の件は如何にす可き乎。それよりも神戸に突發したる備前家老日置帶刀の兵と外國兵との衝突の善後策は如何。而してやがては更らに堺に於ける土佐兵と佛兵との交闘事件が出來した。是等は皆焦眉の問題にして、其中には既に片付きたるもあり、未だ片付かざるもあり、未だ全く手を著けざるものもあり、眞に新政府は多事であり、同時に多難であつた。

官軍東下

更らに如上の諸問題以外に、否なより以上に、重要なるは、對徳川氏問題だ。云

四〇 關東討伐に關する西郷の意見

重大問題

ひ換ふれば官軍東下の問題だ。既記の如く朝廷には越前——松平春嶽——が専ら主として、徳川慶喜の哀願を取次ぎ、彼是と周旋しつゝある。静寛院宮には慶喜等の懇請を容れ、又た御自發にて、頻りに雪冤、哀願の運動を爲されつゝある。斯る場合に處して、新政府は之を如何せんとする。今ま二月二日(慶應四年)付の西郷吉之助より大久保一藏に與へたる書簡を掲げんに、曰く、

西郷の強硬論

只今別紙相達申候處、慶喜退隱の歎願、甚以不届千万、是非切腹迄には、參不申候ては不相濟、必越土杯よりも寛論起候半か。然れば静寛院と申ても、矢張賊の一味と成りて、退隱位にて、相濟候事と被思食候は、無致方候付、斷然追討被爲在度事と奉存候。かく迄押詰候處を、寛に流候ては、再ほぞをかむとも無益譯に到り候半。例之長評議に因循を積重候ては、千歳の遺恨と奉存候間、何卒御持合の御英斷を以、御責付置被下度、三拜九拜奉願候。以上。

二月二日

西郷吉之助

大久保一藏様

本文別紙とあるは、既記徳川慶喜及び静寛院宮の嘆願書である。西郷は慶喜退隱などの糊塗手段にて始末を付くるを以て、不測の禍根を残すものと認め、此際は飽迄徹底的にやりつけねば、英斷の目的をば果たす能はざるものとして、大久保の英斷を促がしたるものと察せらるゝ。

大久保全然同意

西郷の此の意見には、大久保も固より異存のある可き筈は無かつた。今ま大久保日記を案ずるに、

一 廿八日(正月)太政官代參仕、昨日關東追伐見込言上候様、就御達、今日各見込言上相成る。

一 二月朔日岩倉公より御紙面到來參殿、追討一條、策略書取差上候様御沙汰にて、西郷談合相認、御所に罷出差上る。

一 四日 今朝岩倉卿に出、慶喜、静寛院様に謝罪に付、御局(土御門藤子)上京之故を以云々言上。

とある。片言零語ながら、やゝ其間の消息が窺はるゝ。

四〇 關東討伐に關する西郷の意見

新政府頭痛の種子

固より新政府としては、靜寛院宮の存在を、無視することは、不可能だ。否な正直のところ、靜寛院宮の存在が、頭痛の種子であつた。宮が徳川家に見切をつけ玉うて、西歸あらせらるれば、新政府に取りては、上上吉であつたが、宮は固く婦道を御守りあらせられて、其の降嫁あらせられたる徳川家と、休戚、存亡を共にせんとの御決心である。此處が則ち痛し痒しのところだ。

東征の急務

されど若し此儘追討の官軍を東下せしめざるに於ては、關東の形勢は、如何に變轉す可き乎、容易に測り知る可からざるものがある。而して若し關東が新政府の政權範圍の外に特立するが如き場合あらば、東北の形勢も亦た更らに憂慮す可きだ。されば此際の急務は、速かに官軍を東下せしめ、江戸城を收め、江戸の眞中に錦旗を推し立つるを以て、天下の形勢を定むる、第一の方策とせねばならぬ。西郷の意、蓋し此處に存したるものと察せらるゝ。

【四一】新政府の近狀と大久保の書簡(一)

蕘田宛狀

今ま大久保一藏の二月十六日付にて、蕘田傳兵衛に與へたる書簡を見るに、此れは事實京都の近狀を、在鹿兒島の島津久光に報告したるものにして、頗る新政府の消息を知るに足るものがある。

中將様(久光) 益御機嫌克被爲遊御坐、恐悅奉存候。於御當地太守様(忠義)御同前被爲遊御座、御同慶奉存候。去る朔日(二月)伊地知壯之丞等出立候付、主上太政官代(二條城)へ親臨、下參與迄も玉座之下に被爲召、朝敵親征之儀、斷然被仰出候次第は、御聞取可有之と奉存候。

「朝敵親征」が眼目だ。

到處風靡

其後日々官軍へ歸順之藩不少、關以西鎮定は無申迄。東海、東山、北陸、山陰之諸道、鎮撫使到處、悉く降伏せざるは無之、實に愉快之至に御坐候。此れは一般の形勢を云ふ。山河草木悉く皆な官軍に靡くを云ふ。

既に征東之先鋒、追々繰出され、總裁有栖川帥宮(熾仁親王)大總督之被爲蒙命、昨十五日御出馬、錦旗飄々として、嚴威三軍に振ひ、如何なる大逆無道といえども、豈是に伏誅を免れ可申哉。

此れは二月十五日、有栖川宮熾仁親王が、征東大總督として、御發向のことを云ふ。

巢窟彌恭順

巢窟之舉動も彌恭順、止戈候筋に決定はいたしたる向に御座候。小栗上野介免役、大久保一翁會計總督、勝安房陸軍總督、矢田堀敬藏海軍總督等に命じたる由に被聞申候。

此れは江戸の情報だ。

慶喜謝罪の趣意

最靜寛院宮様、御局(土御門藤子)を以て謝罪狀を差出、越公(春嶽)へも同斷直書を以嘆願、是非官軍を被差向候儀、御止相成候様、盡力を頼と之事候由、謝罪之趣意は、退隱いたし可然者相撰、相續可申付に付、祭祀を存在被下候様、云々之趣に御座候。

此れは慶喜の意中を云ふ。

慶喜對紀州交渉

於江戸表紀州重役召出し、自ら退隱、紀侯へ相譲ると之儀相達候旨、國元へ申來、甚心外に存じ、早速相斷、十分謝罪之道可相立と申遣置候と之紀侯より御届相成候。

此れは慶喜對紀州の交渉を云ふ。

愚弄甚し

誠あほらしさ、沙汰之限に御座候。反狀顯然、朝敵たるを以、親征と迄被相決候を、退隱位を以、謝罪など、益愚弄奉る之甚鋪に御座候。天地不可容之大罪なれば、天地の間を退隱して後、初て被解兵可然。左もなくば、寸毫御猶豫被爲在候ては、例之誦詐權謀に陥り給ふは、案中に御座候。

西郷大久保の眞意

此れは前掲(参照 四〇)西郷の所謂「慶喜退隱の歎願、甚以不屈千万、是非切腹迄には、參り不申候ては不相成」との一句と對照して、如何に兩雄の意見が、此の徳川氏處分問題に於て、一致しつゝあるか判知る。尙ほ大久保の「天地不可容之大罪なれば、天地の間を退隱して後、初て被解兵可然」との一句は、如何に

も痛快だ。「天地の間を退隱」するには、死するの他はない。乃ち西郷の「切腹まで」行くの他はない。惟ふに當時の廟議は、動もすれば、越前春嶽等の周旋に動かされ、加之靜寛院宮の御哀願によりて、寛典措置の傾向無いでは無かつた。されば此際西郷、大久保等が、斷々乎として、徹底までやりつくるの議を主張したるは、未だ必らずしも徳川氏に對する報復的、若しくは怨讎的動機のためでなく、寧ろ天下の大局から打算して、維新回天の事業が、中途にして沮廢せんことを顧慮するの餘、此に出でたるものであらう。而して彼等が尙ほ別に一の奥の手を剩ましたることは、他の機會に於て、之を語るであらう。

【四二】 新政府の近狀と大久保の書簡 (二)

外使謁見
仰付

一 朝廷之所も、先當分通にては御緩み相付候儀は無御座、英佛以下十六ヶ國公使入京參内、天顔拜迄も被仰付候筋、朝議確斷、十八日方浪華發足之都合

に御座候。

此れは外國公使入京、主上より謁見仰せ付けらるゝを云ふ。

謁見式典

最紫宸殿におひて御對顔被仰付、奏樂の御設も被爲在候筋に御座候。白馬御節會之御式之御椅子に被爲召、御立禮、御查にて、自ら固有之大禮を以、御接遇の場に相當り、旁御便利なるを以、御治定に被爲成、誠に斯迄斷然の御處置を以、御待遇被爲在候得ば、彼等におひても奉感伏事は、相違無御座候。是さえシツカリ御結付相成候得ば、皇國之事不足憂、万歳を唱へて可なるべしと奉存候。

此れは外國公使等謁見の際に於ける、典禮、儀式等に關する消息。當時に於ては、斯る事柄が、随分重要と云はんよりは、重大の問題となつたものと察せらるゝ。

佛の調和
風説

佛軍艦四艘參、調和を謀り候と之説にて、大に懸念も御座候得共、格別に申立候向にも無之由、是はたとひ申立るにせよ、佛一國にて賊に荷擔する筋合無御座候故、左まで可憂譯とも相考不申候。

佛國が武力干渉を試みんとする説あるも、信するに足らず、假令此事あるも憂るに足らざるを云ふ。然も此れによりて、如何に當時斯る風説が流行しつゝあつたか、判知る。

浪華巡狩御決定

扱各國公使引取相成候得ば、浪華巡狩、暫時行在太政官代御引移の御運相成賦に御座候。

所謂る大久保浪華遷都論の全部的實行たらざるも、其の主旨だけは實行せらるゝこと、なる譯合だ。

此機會今一層朝廷因循之腐臭、一掃無之候而は、眞に大礎相居候儀は無思東遷都之論、色々六ヶ舗、先行在を以、巢穴舉り候上、斷然御施行の御内定に御座候。此事相運候得ば、十分御體裁も立可申候。當月中には彌被行可申候。之を初歩として、遷都の實を擧げんとの廟議だ。然も關東平定の後、やがて江戸が東京と改稱せられ、帝都となりたるは、畢竟其の淵源を此に發すること勿論だ。

鳥津忠義近狀

一 太守様(鳥津忠義)海陸軍總督御斷被仰上候後、未何たる御沙汰無御座候。無御據御節而已御參仕被爲在候。

此れは鳥津忠義の現狀。

毛利元徳現狀

長若侯(毛利元徳)も上京候得共、未何たる御沙汰無御座、是も段々内願も有之哉に被聞申候。議定職被仰付、御内評之由、頻に御暇、大膳公(毛利敬親)へ御交代之御願切に御申立相成、左様ならば行幸供奉迄と申處で、御引留被成候由。何れ巢穴鎮定迄は、御引留不相成候而は濟申まじく相考申候。

此れは毛利元徳の現狀。「巢穴鎮定」とは、江戸城引渡相濟、江戸平定までとの意味。

薩長對立憂慮

以上によりて考察しても、當時朝廷の上にて、薩と長とが動もすれば對立とならんとするの傾向あるを憂慮あらせられ、それを未然に防止せんとの心配があつた如くに想はるゝ。而して大久保其人なども、恒に其意を此の一點に集め、兩藩の平衡を維持するに於て、遺漏なからんことを勗めた如くに想はるゝ。乃ち鳥津

忠義が陸海軍總督を辭したるも、毛利世子（元徳）を強ひて京都に引き留めたるも、薩長間の折合を善くする所以であつたと想はる。薩長が建武中興に於ける足利、新田たらなかつたことは、如何に兩藩の先達、西郷、大久保、木戸、廣澤等の苦心を要したるかは、恐らく想像に餘りあることであつたらう。何は兎もあれ、兩藩の妥協は、容易でなかつたが、之を維持するは更らに困難であつた。

【四三】 新政府の近狀と大久保の書簡 (三)

各藩徐々
出京

一 越公（松平春嶽）は當分にては、至極御はまり、一任して御鞅掌被爲在候付、木戸、廣澤等申談、大幸之事候間、押立盡力之筋決居候。容堂公は亦々御病發、此節は御胸痛にて、ヨホド御難儀之由、英醫など御頼入相成申候。後藤は面目を改め至極之盡力に御座候。肥前も當公（鍋島直大）上京、國論一變、是迄退斥せられ候もの共、段々黜陟も有之、近々閑叟公も上京と申事に御座候。筑前も

可笑しき
形勢觀望
者の態度

千人位、人數差出候由。加賀も先鋒など願出、をかしき次第に御座候。

此れは各大名、各大藩の形勢を説きたるもの。越前老侯春嶽が、専ら國事鞅掌につき、薩長合體して彼を推し立て、彌よ盡力せしむるつもりとのこと。機會者である後藤も、最早色目を慶喜に使う可き時節は過ぎ去りたれば、一圖に朝廷の爲めに骨を折る可きは勿論のこと。筑前、肥前、加賀など、何れも形勢を觀望したる連中が、そろ／＼首を出し來りたる有様を説き、「をかしき次第に御座候」との一句もて之を截斷したるは、如何にも大久保其人の聲を聞くが如き心地する。尙ほ鍋島閑叟及び肥前が、維新回天の鴻業に、如何なる貢獻をなしたるかに就ては、他の機會に於て、之を語るであらう。

薩藩十萬
石獻納

一 今般親兵御組立爲御用途十萬石御返獻被遊度思食を以、朝廷へ御願立相成申候。朝廷上は不及申、列藩且外夷迄も御兩殿様（久光、忠義）勤王無二の御誠心擴充被爲在候御美事にて、實に難有此事に奉存候。

此れは朝廷親兵組織の經費として、薩藩主より十萬石獻納を云ふ。

朝議は中々六かしかるべしと奉_レ存候得共、親兵_{（こうげん）}貢獻之議起り候には無_レ相違、左すれば自ら御投出し不被_レ成而は相濟不_レ申事候間、機に投じて御願出候事、利害の上にてても、如何計之御得に御座候。就ては自ら御國元におひても、朝廷御一新に基き、大御變革_{（だいごへんかく）}之御論は可_レ被_レ爲_レ在、固より行在_{（あんざい）}被_レ爲_レ居候得ば、易簡_{（いかんけい）}輕便_{（べん）}を以、御大革被_レ爲_レ遊、御内定に候得ば、猶以藩屏_{（はんへい）}は輕易之御國體、相居不_レ申ては不被_レ爲_レ濟譯御座候間、何卒此機會を以、所謂三職之體に倣_{（な）}らはせ給ひ、冗官_{（じょうくわん）}を省かせられ、軍國之政を擧げ、御政度此に御確立被_レ爲_レ遊候様、伏以奉_レ懇禱候。

親兵設置となれば、遂ひには朝廷より諸藩へそれ〴〵獻金の御沙汰が来る可きは必然だ。されば事前に於て、此方より十萬石獻納を申出でたるは、機を見て成す所以にして、利害の點から計較_{（けいかく）}するも、得策である。又た朝廷既に易簡、輕便の大革新を行はるゝに於ては、藩屏_{（はんへい）}としても亦た此事に倣_{（な）}ふ可きは當然である。

太守公（島津忠義）にも、巢窟_{（さうくつ）}擧る迄は、逆_{（さか）}も御暇は六ヶ鋪、左候得ば、夫迄之御

入費_{（はくたい）}莫大之御事故、益先見を用ひ不_レ申ては不_レ相濟事に御座候。社稷_{（しやくしやく）}を顧み給はざる思食_{（おぼしめし）}を熟味仕候得ば、御入費は抑末なる事ながら、今日に成行候ては、亦一概に論ずべからざる譯に御座候。御進退は兎角臨機に御決斷奉_レ願候外無_レ御座候。

此れは島津忠義の滯京に付て云ふ。

右今日飛脚_{（ひきゃく）}被_レ差立候付、大略之形行_{（なりゆき）}申上候。西郷にも大總督參謀として出立、征東一大事とは乍_{（は）}申、跡之處甚_{（こま）}込入_{（こまりいり）}申候。小大夫（小松帶刀）も外國掛にて下阪にて候。昨今外國公使參朝之儀に付、諸御手當掛被_レ仰付、兩日は夜半に退出仕候次第にて、詳細申上候儀も調不_{（と）}申候。宜_{（お）}く御舍_{（おふくみ）}を以御申上被_レ下候様奉_レ願候。頓首々々。

二月十六日

大久保一藏

蓑田傳兵衛様

侍史

再白 日州代官支配地取調之事、九州鎮撫總督へ御届相成候様更に御達可有之候。何卒嚴重明白の御處置有之候様、出張之役方へ御達被下候様所願に御座候。

版籍奉還
下地

當時西郷は關東に向ひ、小松は大阪に下り、大久保一人京都に在りて、新政府の樞軸に參じてゐた。其の勞苦想ふ可しだ。而して島津忠義の十万石返納は、實に二月十一日付にて、大久保が西郷、小松等と胥ひ議して、之を忠義に進言し、其の願書も大久保が自から起艸したるものだ。其の願書中には、「全體封建之制にては、其力離解分裂、各國比敵難相成候付、復古之實義に従ひ、鎌倉以前之如く奉還候て、至當之議と奉存候得共、未時勢其宜を不得次第も可有御座と奉存候」との文句ありて、其の文意を察すれば、此れが封土返上、版籍奉還の下地たる可きは斷じて疑を容れず。されば當時大久保等の腦中には、業に既に其の成竹が出来てゐたか、若しくは出来つゝあつたものと察せらるゝ。尙ほ右願書は三月に至りて却下となつた。

第八章 官軍東征

【四四】 官軍東征の部署

親征詔書

此れより官軍東征の事を語る。抑も二月三日には、天皇親しく太政官代に臨ませ給ひ、左の如き親征の詔書を發せられた。

今度慶喜以下、賊徒等江戸城へ遁れ、益暴逆を恣にし、四海鼎沸、万民塗炭に墮むとするに忍び給はず、叡斷を以、御親征被仰出候。就ては御人撰を以、被置大總督候間、其旨相心得、畿内七道、大小藩、各軍旅用意可有之候。不日軍議御決定可被仰出御旨趣可有之候間、御沙汰次第奉命馳集べく候。諸軍戮力一同勉勵可盡忠戰旨、被仰出候事。

二月三日

親征部署 而して其の部署は左の如し。

四四 官軍東征の部署

親征大總督府

大總督

有栖川熾仁親王ありす がはたるひとしんわう

參議

正親町中將公董おほぎまらちのうじやうきんた

同

西四辻大夫公業にしよつじたいふ きんなり

同

西郷吉之助

同

林 玖 十 郎

錦旗奉行

穗 波 三 位

同

河 鱒 大 夫かは はた たいふ

錦旗持手

平岡 掃部權助ひら をか かもんごんのすけ

同

上田右兵衛大尉

同

河野 宮内大錄がいの だいさくわん

同

山 中 右近番長うごんの はんちやう

同

山本 左近府生さきん の ふしやう

同

橋本 左近番長

同

三澤 右近番長

同

橋本 伊勢介

同

富島 左近將監

同

座田 民部少錄

同

廣瀨 左兵衛權大尉

同

岩垣 大舍 大屬いはがきおほとねりだい さくわん

東海道先鋒兼鎮撫使總督府

橋本 少將實梁はし ちとせうしやうさねやな

副總督

柳原 侍從前光

參 謀

木梨 精一郎

同

海江田 信義

東山道先鋒鎮撫使

總督 岩倉 大夫具定
 副總督 岩倉 八千丸具經
 參謀 乾 退助
 同 宇田 栗園
 (後に伊地知正治)

北陸道先鋒兼鎮撫使總督府

總督 高倉 三位永祐
 同總督 四條 大夫隆平
 參謀 小林 柔吉
 同 津田 山三郎
 (後に黒田清隆、品川彌二郎)

奥羽鎮撫使總督府

總督 澤 三位爲量

副總督 醍醐 少將忠順
 (後に九條道孝)

參謀 黒田 了介清隆
 (後に世良修藏)

同 品川 彌二郎

海軍總督府

總督 聖護院宮

參謀 嘉言 親王

同 庭田 大納言

同 中山 前少將

同 伊東 外記

同 増田 左馬之進

征討軍
加諸侯

而して此の征討軍に参加す可き各藩は、先づ左の五十有餘の諸侯とし、自餘方向

確定したるものは、漸次加入す可きものとした。

徳川元千代	紀伊中納言	加賀宰相
阿波宰相	黒田宰相	毛利大膳大夫
細川越中守	嶋津修理大夫	池田因幡守
池田主税	藤堂和泉守	池田信濃守
池田丹波守	有馬中務大輔	淺野安藝守
山内土佐守	鍋島肥前守	伊達遠江守
溝口誠之進	島津淡路守	井伊掃部頭
徳川下總守	榊原式部大夫	分部若狭守
酒井下野守	加藤能登守	中川修理大夫
藤堂佐渡守	大村丹後守	大關肥前守
市橋主税大輔	谷大膳亮	小笠原豊千代丸
諏訪因幡守	戸田丹後守	酒井若狭守

大給和泉守	石川宗十郎	戸田助三郎
水野出羽守	西尾隱岐守	内藤金一郎
三宅備後守	結城佐渡守	井上河内守
青山久米之助	土肥大炊頭	太田宗次郎
永井肥前	安藤理三郎	増山對馬守
稻垣若狭守	内藤豊後守	九鬼長門守
堀石見守		

以上五十五大小名にして、官軍は東海、東山、北陸三道より進んで江戸を攻めんとし、之を總轄するに大總督を以てし、兵を率ゐて先づ發せしめ、大總督をして、之に繼がしめ、奥羽の地は、別に鎮撫使もて、之を鎮定することゝなつた。

【四五】 三道東征軍の一般方略

廟算

當時の一般方略に就ては、左に廟算の一文書がある。此れは何人の起草したるものやを知らざるも、當時の軍防局にて成りたるものと察せらる。

廟算

- 一 海陸軍大總督、駿府城へ礎陣を被_レ据、諸手の指揮被_レ爲_レ在候事。
- 一 東海、東山、北陸、三道先鋒は、御沙汰次第、隨從之諸藩兵隊を揃へ、速に進發、路次諸藩其他の方向を定め、二月中、左の根據に、地方を占むるを要す。

巢窟打入期日の事

- 一 二月中先鋒根據に相揃候上、巢窟打入期日は、追て大總督より指揮可_レ有之事。

但根據へ進入を賊兵相拒み、其他不得止時勢に至り候節は、戰爭勿論に付、決して油斷すべからざる事。

巢窟打入とは、江戸城攻撃のことだ。駿府を大總督根據地とすることは、やがて事實の上に活現した。

東海道の方略

- 一 東海道は駿州興津、岩淵の兩所を見計ひ、東山道先鋒と牒合し、勢を分ち、甲府を固保し、本勢は同國沼津より、豆州地に據り、時機を見合、速に函嶺を占め、斥候隊を用るを要す。

東山道方略

- 一 東山道は、信州諏訪に至り、東海道先鋒の動靜を察し、勢を分ち、速に甲府を保ち、本勢は同國佐久郡に入り、碓氷嶺の嶮を保つを要す。

但東山は、糧食、彈藥、輸送の不便なれば、尤地利を選ぶを要す。此の如く東海、東山兩道の兵が、互ひに特角の勢を爲し、呼應して江戸城に薄るの方略。

奥羽先鋒總督の役目

- 一 奥羽先鋒總督の儀は、右二國は勿論、安房、上總、下總、常陸等、大小諸侯其他有志の輩を糾合し、要衝に據り、東山北陸二道總督と牒合し、江戸城の後を衝くを要す。

此れは江戸城が容易に開城せざる萬一の場合を見越しての方略。

- 一 北陸道は、信州地にて、上州沼田、草津等の接近要衝に礎陣を据へ、斥候

隊を用るを要す。

此の如く三道の地理を掌上に見るが如く熟察して、其の方略を定むるが如きは、到底尋常兵家の能くする所にあらず。若し其人を求めば、薩には伊地知正治、長には大村益次郎あるのみだ。

三道軍各
自の任務

右東海道は進撃を主とし、外二道は守防を主とす。尤も時機に依り、進撃勿論なり。

但東山、北陸二道は、大總督礎陣と隔絶、氣脈通じ難き故に、二道總督談合、攻守救應することを要す。

一 三道中小藩諸侯を以て、宿驛取締被仰付、京地より巢窟戦地迄の地理を見定め、六里内外程毎に、宿陣所を構へ、番兵を置き、諸兵通行の用便を調べ、諸事を監督すべし。又礎陣より敵地に臨む連珠陣を作り、先手一敗すとも、後陣に據り喰止むべし。礎陣難保ときは、一步退き、後宿陣所に寄り盛り返すべし。更に敗走せざる覺悟を肝要とす。

永陣覺悟

此の如く用意周到なる方略は、恐らくは大村益次郎其人ならではの期待し難きものと推察せらるゝ。

一 兵糧、彈藥、運輸の便利を整へ、永陣に堪る覺悟急務とす。

但礎陣は勿論、宿陣所とも、兵糧の貯へ肝要とす。

一 在陣中の小規則は、其手々々の總督に委任す。一定の上、諸兵隊に布令すべし。

一 冗兵冗官を省き、軍費を減することを要す。

且陣中混雜は節制不相立基に付、左の御布令被仰出。依て總督府へ申出の上、著到帳に記し、時々人數調べを爲すべし。

一般方略に、軍費節約を強調したるが如きは、決して月並的兵家の企て及ぶ所ではない。

【四六】軍令と諸法度

軍令の頒布 更らに又別に大總督府より、各道出征軍に、左の如き軍令を頒つた。

今度聖斷を以、御親征被仰出候に付ては、偏に蒼生の塗炭に陥り候を、被歎思召候鴻大の聖慮を奉戴し、速に皇國平治、奉安宸襟候様、御軍列に被召加候大小諸藩、大に軍備を嚴にし、同心戮力盡忠誠可遂成功候事。「同心戮力」が其眼目だ。

一 海陸軍とも、進退駈引の儀は、其手々々の總督に委任被仰付候條、其旨可相心得事。

一 私論を以、公事を誤り、各藩區々に不相成様、深く心を可用事。

「各藩區々に不相成様」が、尤も緊要のところである。

一 別紙陸軍御法度、條々堅可相守事。

右之條々於相背者、可被處御軍法者也。

法度嚴守の命

太宰帥熾仁（御花押）

橋本少將殿

柳原侍從殿

（東山道は岩倉大夫殿、同八千丸殿に作る。餘は之に倣ふ）

法度條々

而して陸軍諸法度の條々は、左の如し。

一 長官々々の差圖に隨ひ、諸事嚴重に覺悟あるべき事。

一 一勝に驕慢し、一敗に挫折すべからざる事。

一 進戰之節は、總勢を二つに分ち、其一を先鋒とし、其一を中軍とし、交番にして可相勤事。

但路の遠近、地の廣狹により、二驛或は三驛に分配止宿の儀も可有之事。

一行軍は六里内外を以、定則とすべき事。

但敵境より先は、必ず申の刻（午後四時）より内著陣勿論の事。

一 惣勢の内、交番にして、身方地方にては、十分の一、敵境より先は五分の一の人数を以て、斥候差出、巡邏不怠可相勤事。

歸順者取扱

- 一 各藩より一兩人宛總督陣營へ可相詰事。
- 一 歸順之者は、先づ先手に相加置、實効相顯れ候上、寛容の御處分可有之事。

- 一 宿陣の不自由、宿驛人馬の輻湊等、無餘儀次第は令勘辨、聊權威ケ間敷振舞ひ無之様、可相心得事。

浮説の禁

- 一 於軍中上下貴賤寢食勞逸を可同事。
- 一 浮説流言等惣て軍勢の氣鋒に相拘り候事、堅く不可唱。味方又は敵之情實、難被差置事件聞及候節は、早速中軍え可申出事。
- 一 猥に神社佛閣を毀ち、民家に放火し、家財を掠る等、亂妨狼藉は勿論、押買等堅禁制之事。

- 一 喧嘩口論又は陣場の争等、堅致間敷様、可相心得事。
- 一 外國人に行逢ひ、亂妨無禮難捨置節は、召捕へ置、中軍に申出候は、曲直其國の公使へ相糺、至當の御處置可有之に付、猥に放砲斬殺等堅禁制之事。

但外國人の居住所へ猥に不可立入事。

- 一 銃砲彈藥並金穀等分取の品々は、中軍へ可申出事。
- 右の條々堅可相守者也。

慶應四辰年二月

海陸軍

大總督

統率の困難

以上陸軍諸法度を見れば、如何に當時の大總督が、各陣の軍隊を統帥し、之を同一の軌道に當て箴め、之をして一致戮協せしむる苦心の容易でなかつたかが判知る。要するに官軍と云ふも、各藩より銘々出兵したるものを一手に纏めて、手の指を使ふが如くならしむるには、決して一通りの苦心ではなかつた。其の軍制も、各藩個々であり、其の軍器も亦た各藩區々である。然るに彼等をして統一ある運動を倣さしむることの容易でなかつたことは、寔に想像にも餘りある程であつた。

對外人注意

尙ほ對外國人の件に付き、特に戒飭を加へたるは、最近の事件に鑑みて、——前

四六 軍令と諸法度

に神戸に於ける備前兵と外國兵との葛藤あり、後に堺に於ける土佐兵と佛國兵との衝突あり——其の禍害の尋常ならざるを看取し、豫じめ之を未然に防がんとしたるものと察せらるゝ。

【四七】 有栖川大總督宮出發

大總督陸

東征大總督有栖川宮熾仁親王には、愈よ二月十五日、陛辭し、出師表を上る。至尊よりは節刀一口、錦旗二旒を賜ひ、閩外の權を委し賜ふた。今有栖川宮家記を案ずるに曰く、

二月十五日參朝、八景繪間著。

一 次於御學問所、御對面、節刀渡し賜。

勅語

今般、征東軍務委任之間、速に可奏掃攘之功事。

但此儀依御風氣、於御坐所御對面御暇乞、於小御所議定(原註、中山前大納言)を以て節刀渡賜。

一 次於八景繪間祝酒を賜。

一 次出發。

隨從の兵

とあり。當時隨從の兵は、筑前、津和野の兵にして、上參謀正親町少將、西四辻大夫、下參謀西郷吉之助、林致十郎等であつた。尤も西郷は其の前々日——十三日先發した。此れは豫じめ先鋒總督橋本實梁等と打合はす可き用務あつた爲めであらう。尙ほ有栖川大總督宮の出師表は、左の通りである。

官の出師表

今般熾仁東征大總督を奉蒙、今日發途可仕候。然處關東者姦凶之藪淵、天下之豪族に御座候へば、朝廷御安危之分、實に今日之一舉に御座候。熾仁其命を奉畏候より、寢不安席、食不甘味、只管簡拔之明に奉答對度志念に御座候得共、才弱敵強、其効難建歟と、夙夜慨嘆罷在候。責任の重大なるを云ふ。

責任に奉答

然ども正賊不並立者必然之勢に御座候へば、陛下赫々之御徳威に依り海内之侯伯を獎率し、協心戮力、忘身暴露、逆豎を不日に斃し、上安宸襟、下濟黔黎、度至意に罷在候。

進んで責任に奉答するの意を陳す。

乍然内外一心、上下同體、盡力不仕候はでは、其廉も難見儀に御座候。幸に當今侯伯及士庶人、名義を重じ、天朝を尊こと、近古未曾有之事に御座候へば、陛下刑賞陟黜を明かにし、勸懲之道御示被爲遊候はゞ、海内速に王化に可奉服候。

刑賞陟黜其宜しきを得ば、天下速かに平定す可しとの意。

政務の大綱に就き

然る處此砌人情探索仕候處、政令多門に出で、一事兩端、前後齟齬仕候事件も有之、物論沸騰之由承及、痛心罷在候。隨管見之廉も有之候得共、東征期逼、軍務鞅掌、奉獻言隙も無御座、無據默止仕候間、向後何卒聖聽を開張し、下情を洞察し、億兆之臣民、王化を奉渴望之心に被爲充、中興之鴻業速に被爲

軍務専心の理由

建之御處置、區々之心奉冀望候。

此れは一般政務の大綱に就て、陳述するところ。親王は大總督であると同時に、總裁職に在らせられたる所以をもて、斯くは献白せられ給ふたるものであらう。熾仁總裁之大任を辱し、代天工雖統百揆、爲人駑鈍、且遠離左右深入敵地、累世蟠結之賊徒を芟夷仕候義に候へば、専心を寄軍務不申候ては、其功難建候。

自から軍務に専らなる所以を云ふ。

大小諮詢の要

乍恐陛下此上事無大小、諸有司に諮詢し、公明正大之道を被爲開、且諸軍暴露之勞を御憐察、政道一途に御勉勵被爲遊候はゞ、海内之臣民何許可奉感戴哉。熾仁生平之至願不過之候。依て右件不顧忌諱奉獻言候。何卒其微衷を憫み、御察納奉仰度義、冀望之至に御座候。熾仁誠恐誠惶頓首百拜。

二月十五日

尙ほ東海道に進む可き官軍は薩州、長州、肥後、大村、備前、佐土原諸藩の兵に

四七 有栖川大總督官出發

桑名に官軍集中

して、橋本實梁、柳原前光は、鎮撫總督として、既に出發したるを以て、此際更らに先鋒兼鎮撫正副總督となし、其兵も正月下旬桑名を攻め之を下し、姑らく桑名に駐屯し、更らに新兵を加へ、二月中旬、桑名に東海道筋官軍の集中を了し、尋で出發することゝした。此れが大總督府參謀西郷吉之助の、有栖川大總督宮一行の出陣二日以前に先發したる所以であつたと察せらるゝ。

【四八】 大總督宮の進發日誌 (一)

京都御出

二月十五日有栖川大總督宮は、愈よ節刀錦旗を賜はりて、京都を出發あらせ給ふた。今ま有栖川宮熾仁親王御日記によりて、之を掲げんに、

十五日(慶應四年二月)晴。辰刻(午前八時)出門、參内、午刻(正午)過於御前賜(節)刀相濟、直進發、道筋堺町通三條蹴上げ、弓屋小休暫時、大津泊。

十六日 晝後曇天、勢田橋西詰本陣小休。夫より乘輿、草津晝休。梅木小休。

石部泊。夜亥半刻(午後十一時)過、奥羽鎮撫使、澤三位、醍醐少將より來報、返書指出す。

鈴鹿越

十七日 雨、乘輿にて出門、田川小休、水口晝休、大野小休、土山泊。

十八日 晝後雨止。猪鼻小休。乘輿。蟹河坂、夫より鈴鹿越。坂之下小休。筆捨山見る。關晝休。專修寺門主入來面會。爲見舞品々到來。暫時及咄に、石川宗十郎城下通行、龜山泊。

十九日 快晴、庄野晝休。夫より石藥師小休。追分。此所にて橋本、柳原、名古屋城へ進軍之旨にて、禁中鳥飼、大總督始へ陣中見舞使に差出し候旨途中に出合之由に承る。四日市泊。

生鯛、ボラ生魚、ギャフ生魚到來。

二十日 晴晝後曇、富田一り、小向小休、半り餘福町、桑名泊、晝、桑名城下本陣邊、夥敷船有る。

以上は有栖川宮御直筆の御日記であるが、此の簡單なる文字もて、其の京都から

橋本先發

桑名まで、足掛け六日を費し給うたことが判知る。

此れより先き、正月五日橋本實梁を東海道鎮撫總督となし、柳原前光を副總督と爲し、即日出發、肥後藩兵之に隨うた。此れは靜寛院宮が江戸に在すが爲めに、岩倉が特に宮の御生母觀行院くわんぎやういん即ち橋本經子の里方の當主を選抜し、策を授け、旨を含めて、東下せしめたるものと察せらるゝ。二十三日陣を伊勢四日市に駐む。

桑名藩世子來降

時に松平定敬——同人は慶喜に伴ひ江戸に赴き、やがて越前柏崎かしはざきに去る——の嫡子萬之助(定教)本營に詣り、罪を謝して降を乞ふ。實梁等之を納れ、法泉寺に幽し、伊勢龜山藩に命じて、監守かんしゆせしめた。二十八日實梁等は、桑名城を收め、尾張、津二藩に命じて、之を管せしめた。此の如く桑名城は手に唾つばして官軍の有となりたるからして、箱根以西には殆んど一敵なき形勢となつた。

先鋒總督隨從兵

當時東海道先鋒總督に隨從すゐじゆうの兵は、因州、備前、彦根、佐土原、大村の諸兵であつた。

其時分の兵制の概略を申せば、先づ聊か兵隊の模様を爲して居ると云ふものは、

恐らくは彦根、佐土原、大村の三藩の外にはなかつた。因州、備前などの鐵炮の如きは、タマサカ鑿打もあるけれども、多くは火繩筒なはつで、又陣羽織や、小具こぐ足の裝束さうそくであつて、どうも今日眞の戰爭に間に合と云ふものはなかつたです。

此れは當時橋本、柳原二卿に隨うたる渡邊清の語るところ。

先鋒總督の隨從兵

そこで桑名滯陣中、總督より各藩の調練てうれんを見たいといふことがありました。總督は橋本中(少)將(實梁)、副總督は柳原侍從(前光)でございませう。そこで藩々が調練場てうれんぢやうに出て、調練をする時に、因州や、備前の兵は、揃まろふて出たことは出たけれども、練兵れんべいと云ふことはせず、唯其所ところに屯集とんしふして居つたもので、練兵を實際致したのは、彦根と佐土原、大村の三藩でありました。彦根の兵は蘭式であつて、稍々一大隊計りもあるだらうと思ふ。佐土原、大村は至つて少兵で、英式の一小隊宛あつたのでございませう。英式の一小隊は當時の兵制では、蘭式の二小队以上に當つて居る。彼れ是れ百人程あつたものです。佐土原も大村も、孰いづれれも百人未滿であつた。

先鋒隊兵の交代

然るに大村藩兵は、其の少數を密集するには餘りに小なる故に、故らに散兵式もて、兵を散らして訓練した。その爲めに、東海道の先鋒は改めて薩長二藩に命ぜられ、五藩の兵は、京都に引揚ぐるこゝとなつたが、其中佐土原、大村だけは、薩長二藩の兵と共に、前進することゝなつた。

【四九】 大總督官の進發日誌 (二)

桑名出發

二月二十一日には、桑名を出發し玉うた。

廿一日(慶應四年二月) 雨晝後晴烈風、卯刻(午前六時)乗船(原註 尾州持船白鳥丸) 佐

屋晝休、神守小休、馬場川舟渡にて岩塚小休。

一 淵股川渡

御船歌目錄

一 御祝儀端歌

一 歌人揃へ

一 兼好ふし

一 あふむ返し

一 眞糸ふし

以上

名古屋本願寺坊所宿陣。(原註 尾張大納言より夜食料理到來)

名古屋發

尙ほ「熾仁親王行實」には「二十二日、徳川慶勝、松平直克來訪せしに付き、何れも面晤あり。午刻發程鳴海に至る。二十三日、岡崎に投宿せられし後、折から來着せし東山總督岩倉具定の使者薩州藩士有馬藤太、彦根藩士小西新左衛門(大東義徹)因州藩士野一色久之助、永田秀三の四人を引見して、東山道方面の戰況を、聽取せらる。二十四日吉田に宿し、二十六日まで滞在せらる。曩に桑名より佐屋に渡海の折、殊の外風雨ありし爲め、感冒に罹られしもの、如く、名古屋發程の後は聊かながら發熱ありて、嘔氣さへ催され、直に服藥して、幾分恢復ありしに因りて、

少々御風邪

進軍を続けられしが、隨從將卒の休養を兼ね、こゝに暫く靜養せらるゝこと、なれるなり」とある。

廿二日 曇天晝後雨。

一 尾張大納言旅中見舞入來、面會。鞍鎧到來。

一 前橋少將(松平大和守直克)宿陣前通行に付、入來面會。午刻坊所出馬、乘輿、

宮小休、鳴海泊。

松平直克は豫て慶喜に恭順を勸告する所あり。その使命もて、上京の途次と察せらるゝ。

廿三日 曇、晝後晴。

池鯉鮒晝休。

一 本多美濃守城下通行。岡崎泊。入夜本多平八郎入來。少々所勞氣に付、面會之義及斷。公董(正親町)始謁す。

一 當所由緒之者より海鼠腸到來、格別美味也。

岡崎泊

廿四日 晴。

吉田滯留

藤川小休。夫より寶藏寺小休。赤坂小休。御油晝休。豊川舟渡。酉刻(午後六時)過著。吉田泊。

廿五日 曇。

依所勞前同宿に滯在之事。

廿六日 晴。

同滯在之事。當領主松平刑部大輔伺天氣入來之處、所勞中面會斷。公董始謁す。

以上は前記の通り、感冒の爲め、發熱、嘔氣を催すなどのことありて、休養あらせられたのだ。

廿七日 快晴。

一 辰刻(午前八時)出馬前、近州宮川、堀田出羽守窺天氣入來、所勞中面會斷、公董謁す。

- 一 二川晝休。
- 一 白須賀小休。鹽見坂遠望。
- 一 荒井泊。

廿八日 曇晝後微雨。

- 一 荒井舟渡、從今切遠州灘遠望。
- 一 舞坂晝休、篠原小休、暫時。
- 一 濱松泊。

濱松泊

一 濱松侍從親天氣入來、所勞中面會斷。酉刻(午後六時)過輪王寺(上野東叡山)より急使、自證院權僧都來。從公現(後に北白川官能久親王)書狀到來之事。公董調す。

此の如く大總督宮と、輪王寺宮の使僧とは、遠州濱松に於て、始めて逢着したのだ。而して此れが直接交渉の手初めであつた。

【五〇】 大總督宮の進發日誌 (三)

儀奉慰勞

「熾仁親王行實」に曰く、「二十七日(慶應四年二月)荒井に至る。御馬標の柄、極めて長かりければ、これを持つ者の難儀を察せられ、この日特に命じて、一尺八寸程詰めさせらる。同夜長途供奉の慰勞として、警護隊の諸藩隊長等十七名に酒肴を賜ふ」とある。

輪王寺宮使僧參入

而して又た曰く「二十八日今切を渡り、遠州洋を遙望しつゝ、舞坂に上陸し、篠原を経て、濱松に投宿せらる。酉刻(午後六時)過、江戸輪王寺宮公現入道親王の使僧自證院權僧都亮榮、はるばる參入し、慶喜の赦罪に關する入道親王自筆の嘆願書、並に慶喜が曩に入道親王に差し出したる哀請書の寫を奉呈せしかば、正親町參謀(公董)はこれに面晤して、入道親王の口上、並に慶喜の近狀等を聽取せり。入道親王の手書は左の如し」。

入道親王御手書

春寒難退之際、先以彌御安康令恭賀候。徳川慶喜事前年歸東以來、營中に謹
 慎罷在候處、近日御追討使發向之由、被致傳承、一際恐懼戰慄、去十二日、當
 山（東叡山）へ相越、別書寫、眞筆を以て、拙僧迄歎願有之、何とも憫然之至に
 付、二十一日發途候得共、道中向種々差支有之、遲緩にも可相成哉と、令痛
 心候。就いては其内御追討使發向之程も難測。若し彌よ發向に相成候はば、
 億萬之生靈塗炭は申迄も無之、自然可奉惱宸襟哉と、深く恐縮之事に候。依
 之猶又從途中急使自證院爲差登、先般令上京置候圓覺院權僧正示談之上、其
 御方迄、嘆願申上。猶尾、越、薩、長等へも厚く頼入候間、何卒拙僧之微衷上
 は奉安宸襟、下は令萬民安堵之旨、御諒察被成下、御追討使發向之儀、御猶
 豫に相成、朝敵之嚴譴、御仁免之儀、御盡力之程、偏に願上候。委曲之儀は、
 自證院より可申上候。餘情、登京之上、萬々可申述候也。

二月廿三日

尙々時下折角御大事、御自尊專要に祈存候。偕て去る十三日慶喜直筆寫を以て

其御方大夫中へ、執當始より一書相添、急使差登置候得共、到著之程も難計、
 旁本文之次第に御座候。大亂書御覽令希入候也。

公 現

披 露

玉 座 下

此の一書にて、如何に慶喜が恭順し、且つ如何に公現親王に頼りて、追討使發向
 御猶豫の運動をなしつゝ、あつたかゞ判知る。

天龍渡河

又た曰く、二十九日夜來の風雨を侵して、天龍川まで進軍したるに、河水頓に増
 加し、奔騰の勢、凄じき程にて、供奉の中には、恐怖する者さへありしが、親王
 は從容として、御輿の窓より全軍渡川の模様を、終始御覽せらる。亭午の頃、見
 附にて小憩せしに、本陣の庭前には、山櫻今を盛りと咲き出でければ、親王は深
 く御満足に覺されしと見え、東征日記中に、本陣庭前山櫻花盛見ると、特に之を
 記されたり」とある。

五〇 大總督官の進發日誌(三)

二〇三

廿九日雨。

一 天龍川舟渡、池田小休。

一 見附晝休、本陣庭前山櫻花盛見る。

一 袋井泊。

大井川留

一 京都より手道具來著。天龍川、大井川出水、川留之由、從會計方申出る。

三十日 曇。

原川小休。

掛川泊。

一 大井川々留に附、三日間當驛滯留、公董(正親町)、經度(穗波)、公業(西四辻)申合、近村野邊へ乗馬遊行、藩士小池之鶴、炮にて狩す。

とある。されば大總督宮は、東軍には支へられずして、大井川に支へられ玉うた。

【五一】 大總督宮の進發日誌 (四)

掛川宿三日滯留

二月三十日掛川宿御泊りの有栖川大總督宮には、大井川川留の爲めに、三日間滯留あらせられた。三十日の項には、「一從太政官代軍務局來狀、去廿八日英、同廿九日蘭、入京被免之旨申來候事。外に一紙御親征行幸日限來月五日御治定之旨申來」とある。此の如く宮は一方に於ては東征大總督にて在らせられ、他方に於ては、總裁職にてあらせらるゝが故に、重大なる事件は、逐一報告ありたるものと察せらるゝ。

三月 大。

一日 雨、晝後晴。

同驛(掛川)滯在之事。

二日 晴夕景微雨

前同驛滯陣之事。

各隊長への沙汰

- 一 尾、筑、津和野、池田、稻田各隊長面會、沙汰振。
- 一 今度進發に附、孰も大急之出陣、神妙之事に候。過日來面會も可致答之處、彼是と打過候。追々巢窟(江戸)にも深入之事故、一入無油斷、心を用可勵忠義候。猶軍事心附之儀者、建言も承度候事。

此れが大總督宮の各隊長への御沙汰の要領である。

- 一 會計方兩人面會之事。

掛川侯面謁

- 一 太田総次郎窺天氣、且上京達之御禮、且自分へ時候見舞等に入來面會、同人へ沙汰振。

一 當春慶喜叛逆に附、其藩(掛川藩)反正歸順致勤王決志之旨、神妙之事に候。就而者今度進發に付、一昨日以來、當驛滯陣之處、彼是手厚相心得、忝存候事。

太田は掛川藩主にて、同人に對し、大總督宮の御挨拶の要領が、此の通りである。

- 一 前同藩家老面會、相應之及挨拶候事。

陣場峠遠乗

午刻後早々陣場峠へ、公董(正親町)始申合、遠馬催す事。歸路乗切隨從淡州一人、孝治、彈正、河田、筆官兩人、玖十郎、邦保、茂矩、光孚。

尙ほ「熾仁親王行實」に曰く、「午後宿雨初めて晴れしに因り、參謀、錦旗奉行の四人を始め、新任御使番役五名、並に隨從の諸大夫等を隨へて、陣場峠に遠乗を試み、御歸陣の後、隨行河田景福に向つて今日は太田を始め、使番役の馬術を一見せしに、何れも達者にて、まことに感心せりと仰せらる」とある

三日雨、日坂小休。小夜中山(夜啼之石)同所飴名産。菊川小休、蟹ヶ坂越。

一 金谷晝休。大井川今度橋にて越。

一 島田泊。

大井川越

此の如くして、漸く大井川を越し玉うた。

四日雨。

一 三軒屋小休。

一 藤枝晝休。

- 一 本庄宮内少輔窺天氣入來。面會者斷候事。
- 一 岡部泊。

河田景福
駿府急派

御親征行幸供奉覺(人名略)。

一 高木主水正上京、當所通行に附、伺天氣入來。面會者斷候事。

更らに「熾仁親王行實」を按ずるに曰く、「三日大井川減水の報を得て、初めて發程し、午後難なく同處の架橋を渡り、島田に投宿せらる。この夜二更の頃、親王は遽に河田景福を召し出され、急用の爲め駿府城に出張を命じ、途中別して用心せよと、極めて懇切なる御沙汰あり。景福は即刻追籠に乗じて出發し、四日卯刻(六時)駿府に著し、東海道先鋒總督橋本實梁、並に副總督柳原前光に面晤して、親王の令旨を傳へ、申刻(午後四時)頃、岡部なる御宿に引き返したり」とある。

駿府著

- 五日雨。一 宇都山越、宇都谷小休、鞠子晝休。阿部川渡、今度者新橋也。彌勒小休。駿府城へ著。
- 一 東海道先鋒總督橋本少將、柳原侍從著府歡入來面會。咄合暫時にて退散之

事。

- 一 當府城代本多紀伊守入來、面會者斷候事。

此の如く二月十五日京都を進發あらせられたる有栖川大總督宮には、三月五日首尾克く駿州府中(静岡)に到着あらせられた。此れから愈よ幕府側と官軍側との外交的交渉が開始せらる、一段となる。その顛末は、更らに他の機會に於て語るであらう。

第九章 甲州路の官軍

【五二】 東山道に於ける官軍の進發

橋本柳原
軍狀報告

東海道の先鋒總督橋本實梁、副總督柳原前光等は、有栖川東征大總督宮に先ちて、駿河府中に滯陣し、三月五日、大總督宮の府中城に入り玉ふや、相率ゐて登城し軍狀に就て申告した。爾後の事を語るに先ち、更らに東山道に於ける官軍の進行に就て、觀察せねばならぬ。

東山道軍
大垣著

抑も東山道官軍の進發に就ては、既記の通りだ〔參照 四四〕。乃ち總督岩倉具定、副總督岩倉八千丸は、二月十八日の夜、薩摩、土佐、長門、因幡、彦根五藩の兵を率ゐて、大垣に到着した。此に於て薩藩島津式部、伊地知正治、土藩板垣退助、長藩檜崎賴三、原田良八、因州和田壹岐、中井範五郎、彦根川手主水、石黒務、大垣高岡三郎兵衛、井田五藏を會して、軍議を開き、宇田栗園、香川敬三、北島

大總督府
に進軍報
告

千太郎等亦た之に參與した。二月廿日先鋒隊大垣、薩摩二藩の兵大垣を發す。此に於て總督岩倉具定は、薩摩有馬藤太、彦根小西信左衛門（大東義徹）を使者として、大總督府に遣し、進軍を報せしめた。

謹啓時下漸春暖、聖上益御聰明被爲決萬機、不堪恐悅欣躍之至候。隨而殿下追日御進軍之趣、事務御重大可被勞台慮。奉遠察候。臣等誠に不肖愚昧にして、不容易大任を蒙り、日夜怵惕仕居候得共、唯々此時を以、奉報鴻恩萬分之一度、畢生之懇願に御座候間、微衷御憐察被成下、萬事御指揮奉願候。且諸藩兵隊、一昨十八日、當所皆著仕候に付ては、軍議相定め、今日より前軍相進め、明廿一日臣等發途仕候覺悟御座候。此段言上仕候。餘他日に言上可仕候。誠恐謹言。

二月廿日

八千丸
具定

大總督殿下

同じく東
海道總督
府に報告

又た東海道先鋒總督府には、左の如く申送つた。

捧呈、逐日春暖愈御勝壯、可被爲勤軍事、欣喜之至奉存候。陳者今般御親征被仰出、誠以深奉恐入候御事に御座候。就而者臣等改て先鋒總督之命を蒙り、日夜戰兢不堪其任是懼候。扱諸藩兵隊已に到着致候間、今日より進軍仕候。依之賊地之風聞、並其途上之御模様等も委曲相伺、萬事御示合仕置度候間、使を以て、御安否伺旁如此御座候。謹言。

二月廿日

八千丸
具定

橋本少將殿

柳原侍從殿

信州諏訪
に至る

二十日夜太政官代より紅錦片の肩章を、本營に送致す。明日之を諸隊士に頒賜し、

甲府占據
の計

總督の指揮を俟つて、之を貼附す可きを命じた。二十二日兩岩倉は、參謀宇田栗園、板垣退助、伊地知正治以下を従へて、大垣を發し、土佐、因州二藩の兵を前軍とし、中軍に先んじて進ましめ、長藩の兵、及び土藩の分隊を中軍と同時に進ましめ、彦根、西大路、高須三藩の兵を後衛とし、中軍に後れ發せしむ。而して中軍は揖斐（舊幕旗下岡田將監）の兵と、麾下の諸士を以て之に充て、三月朔日信州下諏訪驛に抵り、駐陣した。

東海道に於ては、殆んど無人の地を行くが如く、箱根の險も、何等の障碍なく通過したが、東山道方面に於ては、それほど容易では無かつた。岩倉具視も、豫じめ此に慮る所あつたものと見え、其の兩兒に與へたる二月二十五日付の書中にも、「甲府は東海道に屬候得共、地勢を以て觀るときは、信州諏訪より入れば、流に順て下り、大に便利を得易く候。若し賊兵に甲府を占られ候時は、東海、東山兩道は、中斷せられ、進退に窮せん。因て東海道鎮撫之様子を探偵し、若し東海道に於て不行届之節は、東山道に於て、速に甲府に據り、嚴重に守備を設け置、

而る後に碓氷嶺之進取を計る可し」と申送りたるは、如何にも善く謀るものと云はねばならぬ。

【五三】土藩の出兵

薩土良參

東山道の參謀伊地知正治と板垣退助（乾退助、大垣に於て板垣に復姓す）は、何れも當代の官軍側に於ける屈指の將帥であつた。而して若し板垣微りせば、土佐の維新回天の鴻業を翊賛するに於て、薩長に雁行することは、容易の業ではなかつたかも知れない。

土佐の人

土佐には谷守部（干城）、山田喜久馬（土居平左衛門）、山地忠七（元治）、北村長兵衛（重頼）、吉松速之助、二川元助（坂井重季）其他の鏗々たる軍人ありて、其武を輝かしたが、然も戊辰に於ける土佐の武勳は、板垣退助によりて代表せらるると云ふも、決して過當の言ではなかつた。後藤の文勳に於ける、板垣の武勳に於ける、宛も

薩の西郷、大久保の如きものあり。但だ藩として薩土の間に懸隔ある如く、人としても、西郷、大久保と、後藤、板垣の間に亦た同様の懸隔を認めねばならぬ事情と理由とが存する。

後藤の權

後藤の慶應末期より明治の初期にかけての運動は、夏雲奇峰多しの態ありて、尋常人をして、容易に端倪し能はざらしめたる權變を、談笑の間に寓し、或る場合には、西郷、大久保等企圖の裏を搔いて、彼等をして瞠若たらしめたる程である。而して一旦形勢の非なるを見るや、忽ち君子豹變の美を成し、涼しき顔もて濟ましてゐたる程の横着者である。現時の言に云ひ換ふれば、心臓の強き漢であつた。但だ鳥羽、伏見の役には、土佐の態度は、頗る曖昧、模稜で、若し此の際前記の二、三子微りせば、土佐の聲望は、全く地に墜つ可きところであつた。然も其の不名譽は、板垣によりて、恢復せられたるばかりでなく、寧ろ其の武勳を以て、天下に誇るに足るの功を奏したるは、土佐一藩の立場としても、將た土佐が日本將來の政局に於ける干係に於ても、特筆す可き著大の事實である。

板垣の武

後藤板垣
關係

但だ西郷と、大久保とは、元治、慶應より、明治の初期まで殆んど十中の八、九と云はんよりは、十中の十迄、同心合體、戮力協同したが、後藤と板垣とは十中の十とは云はぬが、その七、八までは、其の意見に於ても、其の行動に於ても、相ひ背馳した。然も彼等が始終相ひ敵視するに至らなかつた所以は、兩人何れも竹馬の友であつたばかりでなく、上に賢明なる藩主容堂ありて、兩人を宛も二頭立の馬車馬として、之を駕御したるが爲めと云ふも、誣言であるまい。後藤は始終容堂の殊遇を忝くした。板垣は時に其の虎鬚を拵で、時に其の逆鱗に觸れたが、然も容堂は彼の用ふ可きを知りて、之を眷愛した。

板垣の兵
制改革

板垣が其の友人中岡慎太郎の手引にて、京都に於て西郷と會見し、共に討幕を約したるは、慶應三年五月であつた。彼は中岡慎太郎、谷守部、毛利恭介等の力に馮りて、大阪にて「アルミニー」銃三百挺を購ひ歸國した。若し藩論定まらざるに於ては、同志を率ゐて脱藩せんことを期し、豫じめ脱藩上書を作成した。然るに彼は擢んでられて大監察となり、軍備總裁に任せられたから、大いに兵制を改

板垣舉兵
入京

革し、其の時機の至るを待つた。而して鳥羽、伏見の役、土藩の爲めに氣を吐きたる山地、山田、二川、北村、吉松等、何れも皆な彼の徒であつた。彼は江戸に於て浪士を隠匿し、後之を西郷等に托したる事、漸く露はれ、彼の身邊危からんとするに際し、鳥羽、伏見の報は、土佐に達した。此に於て土藩の出兵は、焦眉の急となり、慶應四年正月十三日、板垣は大隊司令として、六百餘名の兵を率ゐ、高知城下を出發した。十九日には讚州丸龜に入る。廿日には海陸二道より進んで高松城に薄り、戦はずして、之を降し、廿六日大阪に達し、廿八日京都に入つた。而して土佐の藩論は、未だ一定せず、彼に向つて班師の命を丸龜に傳へたが、彼は豫じめ之を察して、既に大阪に在り、辛うじて其厄を免れた。

【五四】 土藩の兵大垣に入る

板垣退助は、六百の兵を率ゐて、京都中立賣守護職の邸に入つた。當時在京の土

土藩の態
度曖昧

藩邸の議論は、猶未だ曖昧にして動もすれば、佐幕、因循の論に傾き、曩きに鳥羽、伏見の役に於て、藩命を俟たず、私かに薩長の軍と與に、幕軍を撃退したる山田喜久馬、山地忠七、北村長兵衛、二川元助の徒は、殆んど割腹を命せられんとする情態であつた。

一 土藩態度

然るに板垣が兵を率ゐて入京して以來、形勢一變し、前きに板垣に向つて班師の命を傳へたる小八木卓助、寺田典膳、寺村左膳の徒は、其官を褫はれて歸藩を餘儀なくせられ、勤皇派の志士小南五郎右衛門、留りて京都藩邸の政を司ることとなり。此に於て土藩の旗幟始めて鮮明となり、板垣も朝命を奉じて、東山道官軍の先鋒として進發することとなつた。

板垣東山
命 道參謀任

元來土藩の兵は、東海道に向ふの命あつたが、前に京都に在つた土藩四小隊は、既に東山道總督岩倉具定、岩倉八千丸に従うて大垣に在るを以て、一道に任せられんことを請うた。仍りて改めて東山道の先鋒に任せられ、且つ東山道總督の參謀を命せられた。板垣は土兵の總司令たるを以て、之を辭したが、併せ兼ねて妨

げなき旨を以て其命を拜した。此に於て板垣は、新に隊伍を整へ、別に砲隊を編し、北村長兵衛をして、之が長たらしめた。板垣は容堂に謁して曰く、公恒に臣の過激、粗暴を戒しむ。然も今や天下は過激、粗暴者の天下となりぬ。公以て如何とし玉うと。容堂は笑つて首肯した(板垣退助君傳)。惟うに容堂も亦た公武一和の素志の到底實行す可からざるを見て、今や大勢に順應したものであらう。

容堂の激
勵

當時藩吏は資金缺乏の故を以て、東山道先鋒の命を拜退せんとしたが、容堂は古より艱なくして戦の出来ぬ例はあるが、金無くして戦の出来ぬ例は無い。速に出發せしめよ、跡の仕末は如何様にもつくものぞと云ひ、二月十三日酒を土藩東征の軍士に與へて曰く、天尙ほ寒し、自愛せよと。一軍皆な踴躍す。(鯨海醉侯)

土兵出發

斯くて二月十四日平明、兵を整へて蛤門より南門前に至り、伏して禁闕を羅拜して出づ。總督兼大隊司令板垣退助(乾姓を大垣に到りて、板垣姓に復す)、大監察兼半大隊司令片岡健吉、大監察谷守部(子爵谷干城)、左半大隊司令祖父江(土屋)可成。小監察秋澤清吉、砲隊長北村長兵衛(重頼)、一番隊長日比虎作、二番隊長小島捨

藏、三番隊長小笠原謙吉、四番隊長谷重喜、五番隊長宮崎合助、六番隊長眞邊成作、七番隊長山地忠七（子爵山地元治）、八番隊長吉松速之助（秀枝）、九番隊長山田喜久馬（土居平左衛門）、十番隊長二川元助（男爵坂井重季）、十一番隊長平尾左金吾、十二番隊長谷口傳八、輜重奉行早崎兵吾、其他隊外軍事役大石彌太郎、安岡亮太郎（良亮）等、凡六百餘人。此行二番隊長野本平吉軍法を犯す、平吉性篤實、常に君子を以て稱せられ、板垣と親交あり。然も板垣は涙を揮うて之を斬り、以て全軍に徇へ、小島捨藏をして、之に代らしめた。

大垣著

二月十八日濃州大垣に抵つた。當時東山道總督岩倉具定、副總督岩倉八千丸（具經）此地に本營を措く。會するところの諸兵、薩藩三中隊、長藩二中隊、因州八小隊、彦根七小隊、西大路一小隊、大垣一小隊。而して土藩の大監察前野久米之助、四小隊を率ゐて、督府に隨衛したるもの、板垣の兵と交代し、翌日大垣を發して、歸京の途に就いた。

大垣出發

二月廿日有栖川大總督宮は、軍令及び陸軍法度（參照 四五、四六）を諸兵に頒ち、

且つ東山道總督の命を以て、薩藩、大垣の兵を先鋒となし、即日出發せしめ、土佐及び因州の兵を第二陣と爲し、明日を以て發せしめ、其の中軍は、土佐、長藩の兵を以て交番之に充て、又た明日を以て發せしむ。而して殿軍は彦根、西大路、高須の兵にして、廿二日を以て發せしむ。此に於て廿一日黎明土藩兵六小隊及び砲隊先づ發し、正午中軍に屬する土藩の兵六小隊亦た次で發す。此日錦旗を諸軍に頒ち、意氣既に江戸城を呑まんとす。

【五五】 板垣等兵を甲府に進む

東山道は下諏訪よりして和田嶺を踰え、信州路を経て、碓氷嶺を下り、上州を経て、江戸に到るを本道とする。他方は上諏訪より甲府に入り、笹子、小佛を越えて八王子に出で、江戸に到るを支道とする。今や東山道の官軍は、何れに向ふ可き乎。

東山道の
本支

板垣の主

三月朔、兩岩倉正副總督は、信州下諏訪に陣し、土藩及び因州の兵は、上諏訪に陣した。諸兵の大垣に集るや、谷守部(干城)は、曾て甲州を歴遊し、其の形勝を知り、其の之を他に委す可からざるを説く。板垣も亦た京都に於て、岩倉具視と相見、甲府が東山、東海兩道の管鎖たるを知り、行軍の途次、甲府を取るの策を開陳した。然も衆論概ね本道より進む可きを是とし。容易に之に同意しなかつた。獨り長人祖式金八郎が、長兵を督して督府に隨ひつゝ、あつたが、之に賛し、長土の兵、俱に甲府に向ふを約した。然も更らに異議生じ、祖式は前約を變ずるの已むなきに至つた。

板垣甲州に向はんとす

適ま甲州に派した斥候、土藩中島茶太郎、長藩桃村發藏歸り來りて、形勢の異なるを報じた。此に於て板垣等は、愈よ甲州に向ふの必須を認め、之を督府に告げ分兵を請ふた。仍りて督府は因州兵をして、土藩の兵と共に此の方面に向はしめた。上諏訪に陣するものは、甲府に向ふの便あるが爲めだ。此の際谷守部は、因州兵の督將河田佐久馬(子爵河田景與)等と與に、副總督岩倉八千丸(具經)を奉じて

甲州代官
來説

甲州に向はんことを請うたが、議行はれず、單だ西尾遠江介(爲忠)をして、土、因兩藩兵の軍監たらしめ、而して別に高島藩兵一小隊を出して、甲府の嚮導、及び兵糧の周旋を作さしむることとなつた。當初官軍の木曾路に入るや、各藩より一小隊を出して、斥候たらしめた。此時彼等は既に和田嶺を越えて、礮氷に至つた。此に於て人を馳せて、土藩の斥候隊を召喚した。

三月二日土兵一番隊長日比虎作、及び因兵一小隊を前哨として、甲州路に向はしめ、高島藩一小隊之が嚮導となり、土藩秋澤清吉之を監し、安岡覺之助其の副となる。同夜蔦木驛に宿陣し、因兵及び高島兵と議し、各一人を出して、甲州の形勢を偵察せしめた。時に甲州代官中山精(一に誠に作る)一郎の屬吏川上繁(一に半に作る)之助並に隨從の者三人、東海道督府の官吏黒岩治郎助の命を受くると稱し、來つて申す様、甲府は既に鎮定した。然るに今更らに東山道の官軍が、兵を甲府に入る、は、其意を得ず。且つ街道狭く、衆兵を容れ難く、加ふるに嚮きに公卿某(滋野井公壽、綾小路俊實)等、官兵の名を冒して、來つて甲民を惱ます。今來る者、

亦た其類たるを疑ふもの多し。甲州の人氣は暴悍を極む。今ま卒然兵を入る。變恐らくは生せんと。如何にも威嚇的の文句を陳べ立てた。仍て従行の三人は、之を葛木に抑留し、川上繁之助を軍後に従へ、行々其情を詰問した。

全軍甲府に向ふ

三月三日降雪に際し、全軍上諏訪を發して、甲府に向ふ。同日前哨の土因高島の三小隊は、葛木を發して、葦崎に陣した。此れより先き土軍隊外の土美正貫一郎、平井直次郎(西山志澄)及び因人唯九十九等、高島藩人笈四郎を嚮導として、行て甲府の形勢を探り、返り報じて曰く、幕府人、會津人潜伏し、且つ柴田監物なる者等、荐りに黨與を煽動し、人心恟々、變將に不測にありと、因て斥候の諸隊相議し、明曉急に甲府に入り、其計未だ熟せざるに乗じて、城を致さしめんことを約した。

進撃阻止の請を肯せず

既にして美正貫一郎亦た返り報じて曰く、前さに来る川上は、眞に黒岩治郎助の使者だ。黒岩又た美正に托して痛く進軍の不可を説く。然も敢て之を聽かず、只だ使者を放ち去らしめた。斯くて代官中山精一郎前哨に来つて、使者川上の無

禮を謝し、同夜黒岩亦た自から來り、百方土軍の進入を拒む。且つ人をして本陣なる板垣に謂はしめて曰く、甲府鎮定、今ま兵を入るゝは是れ徒らに禍亂を招くもの、且つ此地は東海道に屬し、予は東海道督府の命を受けて此地を鎮するもの。君等山道の兵は、須らく兵を山道に返す可きのみと。然も板垣は斷乎として之を斥けて曰く、甲府が海道に屬するにもせよ、未だ一兵を出して、之を戡定せざるは何故ぞ。此地の向背は、全軍の勝敗に關す。我等若し過りあらば、予は他日其責に任ず可しと。斷じて兵を進めしめた。

【五六】官軍甲府に入る

三月四日曉前哨は甲府に入り、城代佐藤駿河守及び代官中山精一郎と相見て、府城並に兵器を致さしむ。駿河守諾して退き、正さに入城の期を告ぐるを約す。而して全軍は進んで葦崎に陣した。時に東軍の將大久保大和(近藤勇)兵二百を率る

近藤等防戦の計

て、江戸より猿橋驛さるはしに著し、甲府城内の番士等は、之に應じて官軍を拒こがんと謀る。前哨ぜんせうの土兵は、因兵と相ひ議し、其の謀はかりごとの成らざるに先んじて、城を乗取らんと欲し、先づ因州、高島二藩士及び土藩の美正貫一郎、武市熊吉等を江戸街道に馳せ、其の動靜どうせいを探らしめた。蓋し甲府番士等は、一時黒岩に向つて恭順きやうじゆんを表し、近藤勇等の兵を迎へ、城に據り、笛吹川ふえふきがはを壕がうとして、防戦せんとする計企であつた。

土兵前哨
甲府に入る

土兵の前哨は、斯る計企あるを詳知しょうちせざるまでも、城中防戦の準備を爲しつ、ありとの飛語に接し、因兵と相議し、佐藤駿河守の入城の期を告ぐるを待たず、直ちに城に薄つた。佐藤は中山等と共に、倉皇人そうかうわうを馳せて之を導き城に入らしめた。而して兵仗へいちやう、器械を擧げて我に致した。城の諸門既に數個の大砲を配し、彈藥を具へてゐた。美正貫一郎石和驛いさわえきより返り報じて曰く、東將大久保大和(近藤勇)甲府鎮撫を名とし、急行進軍しつ、あり、今夜必らず府城に達せんと。前哨直ちに之を本軍に報ず。此に於て板垣は半大隊司令片岡健吉をして、即夜先づ三

全軍甲府
に入る

番、四番の小隊を率ゐて兼行甲府に入らしむ。前哨三小隊は、陽に巡邏じゆんらと稱し、潛ひそかに道傍に伏して、敵の來るを待つたが、近藤等は、遂ひそひに來らなかつた。三月五日全軍甲府に入る。板垣の京都を發するに際し、岩倉具視は、甲州の民俗暴悍ぼうかん制し易やすからず、但だ信玄の遺風を慕したふの情頗る殷さかんなるが故に、其の民情を安んせんとせば、須すべらく心を此に致す可きを告げた。此に於て板垣は、自から信玄の遺臣板垣駿河守信形の後裔あひしんなるを告げ、諭檄ゆげきを作りて、美正貫一郎、大石彌太郎等に托して、之を曉さとさしめた。此に於て來つて軍に従はんとするもの少からず。仍りて其の一部は之を斷金隊と稱し、専ら偵察の事に従はしめ、別に又た護國隊ここくたいを編し、甲州の鎮撫に参加せしめた。

東軍襲來
の狀勢

當時敵軍近きにあり。而して甲府在住幕士の動靜未だ測はかる可からず。是を以て堅く城を守り、三番、四番並に砲隊、因兵三小隊を、江戸街道石和驛いさわえきに出し、敵軍を迎へんとした。此夜石和驛を距る三里許、江戸街道に當り、炬火天きやくわを焦がし、大軍襲來の狀があつた。而して敵遂ひそひに來らず。谷守部、河田佐久馬と共に、石和

驛の前哨に到り、片岡健吉に會し、敵狀を問ふ。或は曰く栗原、轟の驛に在り、或は曰く田中村田安陣屋に潛伏すと。衆説一ならざるも、其の近きに在るは争ふ可からざる事實だ。是に於て遂ひに進軍の策を決し、直ちに甲府に歸り之を本軍に報じた。

官軍前哨
勝沼に入

三月六日早朝片岡健吉、谷守部と共に前哨五小隊、及び砲隊を率ゐて石和驛を發し、田中村に抵り、諸隊を本道に屯し、谷守部三番隊を率ゐて、直ちに田安の陣屋に赴き、敵の在否を糺す。役員共其の潛伏せざるを辯す。仍て轉じて栗原驛に向ふ。驛吏忽ち來り報じて曰く、今ま騎馬の士、近田勇平なる者、從兵五六を伴ひ來つて申すには、官軍甲府より到らば、我が姓名を通じ、隊長二三其兵を退けて、轟驛に來れ、我之と面談する所あらんと告げよと云ひ殘して去つたと。此に於て相議して斥候をして前行せしめ、進んで轟驛に到る。隻兵を見ず。又た進んで勝沼の驛頭に到れば、處々に壘を築き、胸壁を設け、而して戶外多く焼火の痕がある。前夜の炬火は、正しく此れであつた。蓋し此の炬火は、官軍をして、其

の進軍を猶豫せしめんが爲めであつたと察せらるゝ。

【五七】 勝沼の一戦

近藤の詭計

板垣等の甲府に入るや、大久保大和——近藤勇——の町奉行若菜三男三郎に與うるの一書を得た。書中に曰く、我等今度甲府鎮撫の命を奉じて、貴地に赴かんとす。聞く官軍既に入城すと。今ま卒然之に赴かば、或は禮を失せんことを虞る。我等元來官兵に抗するの意なし。希くは貴君速かに其の進軍を止めしめて、我等が所在を鎮撫して、入府するを待てと。此れは勿論近藤が官軍を油斷せしめて、其機に乗せんとの策謀であつたと察せらるる。而して近田勇平も亦た其實は近藤勇の變名であつた。

砲隊長北村長兵衛は、卒五六を從へて前進し、勝沼驛の中央に至れば、新たに關を設けて番卒二名留りて之を守る。北村其の官道を塞ぐの無禮を叱す。番卒曰く、

近藤等柏
尾に據守

我等は只だ隊長の命を奉じて、之を守る。之を隊長に通じて、而して後開かんと。既にして歩砲二隊相續で至り、番卒は逃げ去つた。北村之を射撃したが中らず。直ちに關を排して亂入した。然も敵の影だになし。地元の者來り告げて曰く、東軍此を距る七八町、柏尾の險に據り、左に日川を控へ、街道の橋を撤し、樹木を倒し、砲臺を築き、防戦の準備をなしつゝありと。

此に於て相議し、兵を三道に分ち、谷守部は砲隊を監し、因兵一小隊と共に本道の正面を進み、片岡健吉は、三番隊を監して、因兵二小队、高島兵一小隊と共に日川を涉り、右方の山に向ふ。而して四番隊は左側の山を踰えて進む。敵豫じめ兵を日川の前山に構へ、三番隊に向て亂撃す。三番隊進んで之に應戦し、因兵高島兵亦た進む。敵支へず火を民家に放ち奔る。三番隊追撃山間に入る。敵皆な奔る。中に一人あり、奮て隊長小笠原謙吉に迫る。謙吉は槍術を善くするも、擊劍家ではない。然も刀を揮ひ敵の肩を斫る。敵踰跣として將に倒れんとするや、部下半隊長今村和助後より之を斫り斃した。謙吉其刀を取りて、之を檢するに、撃痕

土藩兵の
進撃

敵兵撃退

鏢元より五寸以内にあり、其の激闘の狀、想ふ可しだ。

是時敵は大砲二門を、本道の要處に構へ、橋を撤し、火を民家に放ち、烟焰の中より土藩の砲隊及び因兵に向つて亂射した。我亦た之に應じ、激戦良久し。時に我が左翼の谷重喜（神兵衛）の率ゐる四番隊は、山腹嶮岨にして路無く、漸くにして山頂に出で、茂林の中より、敵の右翼を射撃した。敵は嶮を恃んで備を設けず。此に於て全軍驚き去る。直ちに之を追撃し敵兵數十を仆す。本道の諸兵亦た砲を放ち進む。敵大に潰ゆ。而して三番隊其の横より逼り、山に沿ふて急撃し、四番隊直ちに本道に出で、馳突之を追ひ、砲兵、因兵之に續て交々進む。四番隊直ちに追うて鶴瀬驛に至る。敵遂ひに盡く笹子の險を棄て、走る。此に於て笹子の要害を因兵に托し、諸軍皆な勝沼に還つた。

東山道官軍は、是まで全く無人の如く進軍し來つた。此れが最初の一戦にして、且又た快勝である。而して其の善戦者は、土藩三番隊長小笠原謙吉、四番隊長谷重喜を以て尤とした。兩人は何れも其道の達者であり、兵を用ふる迅速、最も機

土藩善戦
者

變に富むの將であつた。

八王子に
入る

三月七日土の前軍二小隊、及び砲隊は、因兵と共に勝沼を發し、敵を追躡した。而して甲府の本軍は當日柴田監物、疋田喜一郎等六七名を捕へ、其の敵と通謀するを詰問したが、容易に其實を吐かず、鞠糺良久くして漸く疋田は其の陰謀を自白した。然も監物等は遂ひに語らなかつた。而して會津人大崎壯助が所在に奔走し、代官を威嚇し、軍資を募るを捕へて之を斬り、甲府は督府の命を請うて之を松代藩に托し、翌八日彌よ甲府を引き上げ、猿橋、小佛の嶮を躡え、三月十一日全軍八王子に達した。

【五八】 桑名と甲府

桑名の無
抵抗

東山道の勝沼戦と對照す可きものは東海道では、殆んど無かつた。強ひて云へば桑名城を下したる一事である。然も此れは戦はずして取りたるものだ。桑名は會

津と共に幕府の重鎮にて、鳥羽、伏見の役より大阪城退去まで、會桑の兵は、尤も善く戦うた。而して會津籠城が、戊辰史を飾りたるに反し、桑名は何等抵抗なく官軍の手に委したるは、其の事情頗る同じからざるものがあつた。會津は奥羽連盟の魁であつたが、桑名は藩主既に去りて在らず、然も其の周邊は草も木も皆な官軍であつた。

桑名藩老
の哀訴

今ま東海道先鋒總督參謀海江田信義の語る所によりて記せんに、桑名征討の官軍は、正月十八日大津を發し桑名に向はんとする途中、土山驛にて、桑名藩老酒井孫八郎に出會した。酒井は本來海江田の知人にして、官軍に哀訴する所あらんが爲めに來たのだ。仍りて兩人は會見した。而して其の會見の結果、酒井は歸藩し、正月廿二日官軍は進んで四日市に入つた。是時酒井は豫ての約束の如く、藩主の息男松平萬之助を伴ひ、軍門に伺候し、恭順の誠を效した。海江田の自から記する所によれば、「萬之助君等、刀を佩び、繼肩衣を著け、筵に坐して陣前に在り」と。斯くて副總督柳原前光は出で、之に命じて曰く、

藩世子の
恭順

副總督申渡

松平越中儀 先般朝廷に對し奉り、大逆無道の所業、今更申す迄も無之儀、右に就き、追討仰付られ、出張の處、段々嘆願の趣、默止難く、依之紙面之通仰付られ候條、謹て御請可申上事。(已上口達)

一 本城掃除し、朝廷へ差上奉るべく候事。

一 帶刀の者、残らず寺院へ引退き、恭順罷在るべく候事。

世子幽屏

而して「萬之助君の佩刀を收め、其禮服(所謂繼肩衣)を脱せしめ、四日市の某寺院に幽す。君は年齢僅かに十三四、眞に紅顔の美少年なり。其佩刀を收められ、禮服を脱せらるゝや、頗る驚惧の色あり、潸然として涙下る。海江田等其態を視、其情を察し、殆んど可憐の情に促まり、亦暗涙、鐵衣を濕ほせり」と記してゐる。如何にも其通りであつたらう。

官軍桑名入城

尋で正月廿八日官軍桑名に入り、城池及び兵器彈藥を收め、家臣を城外の諸寺院に移して、恭順せしめ、且つ豫じめ市民に驚動す可からざる旨を諭して、城内の倉庫一棟を焼き、巨砲を發し、小銃を放ち、盛んに練兵を爲し、官軍の威容を示し

兵要的甲府の地理

たりと云ふ。而して桑名の監守を尾藩に命じたることは、既記の通りだ。

東海道軍亦甲府重

話頭一轉、甲府は地理的から云へば、東山道、東海道の間であり、甲府から諏訪を経て木曾路に出づるの便もあれば、甲府から富士川を下りて、駿河路に出る便もある。従つて甲府に就ては東海道先鋒と東山道先鋒との間に、多少の抵觸ありたるは、止むを得ざることであつたと察せらるゝ。東山道軍より分れて、板垣等の甲府に入りたる顛末は、既記の通りだ(參照 五五、五六)。然るに海江田等も亦た決して甲府を閑却しなかつた。

海江田甲府に入る

却説東海道先鋒の進んで駿府に入るや、忽ち一驚報に接するあり、謂く幕臣近藤勇の徒、新撰組の兵を率ひて、甲府の近傍に據り、官軍を抗拒せんとすと。海江田直ちに濱松(遠州)の兵、即ち隊長伏谷又左衛門等を首として、士卒百人許に將として之に赴き、先づ甲府に入りて、事の動靜を察するに、早已に鎮靜に歸せり。蓋し板垣退助の兵、之を驅逐したるなりといへり。海江田乃ち富士川を下りて歸り、又總督と相會し、沼津に入る。(實歴史傳)

海江田再
甲州に入

とある通りだ。而して更らに曰く、「時に急報あり、甲州地方の士民頗る不穩の状あり。海江田乃ち柳原副總督を戴き、濱松並に肥後の兵二百人許を従へ、再び甲府に赴く。之を三月十九日とす。爾來所在の匪徒を鎮靜して、漸く東に進む」と。此の如く海江田は、繰り返して、板垣等の後に出掛けたのだ。何れにもせよ、先著の功は、板垣に占められたのだ。

第十章 輪王寺宮の嘆願運動

【五九】 公現法親王と嘆願運動 (一)

上下恭順
專一

姑らく眼を江戸側に轉ずれば、重なる主戰論者は、小栗上野介等の黜免と、徳川慶喜の上野東叡山屏居と與に、先づ表向きは屏息の姿となり、上下を擧げて、恭順に専らであつた。而して専ら恭順の實を擧げ、善後の策を建んと努力しつゝ、ある中心人物は、大久保一翁、勝安房等にして、就中勝が其の樞軸に當つた。

持みとす
る二人

此際に於て徳川氏の持みとしたるは、將軍家茂の御臺所であらせられたる靜寛院宮と、東叡山座主公現法親王であつた。靜寛院宮の御運動に就ては、既記の通りだ〔参照 三五―三八〕。此れより公現法親王に就て、少しく語る所あるであらう。

公現法親
王

親王は伏見宮一品邦家親王の第九子にして、後には北白川宮能久親王と申し、明治二十八年十月廿二日、臺灣戰陣に於て、病の爲めに薨じ給ひし御方である。弘

化四年二月十六日御出生。安政五年九月勅命に依り、日光山門主輪王寺宮慈性法親王の附弟となり、十月親王の宣下あり、能久の名を賜ひ、十一月得度式を行ひ、法名を公現と賜ひ、是より日光新宮と稱した。六年二月江戸東叡山圓頓寺に在りて専ら内外典籍を修め、慶應三年五月慈性法親王の後を承けて、日光山門主、輪王寺法親王とならせらる。明治戊辰には、御齡二十二歳にて、靜寛院宮に比して、一歳の弟にて在した。斯る次第なれば、幕府側の者共が、其の硬軟何れにもせよ、法親王に頼りて、各自の所志を達せんと希圖したるは、決して偶然の事では無かつた。

旗下面々の運動

今ま關口隆吉(良輔)の默齋隨筆に據つて、當時彼等の運動の一斑を語らんに曰く、内府公(徳川慶喜)の上野御謹慎と云ふ事行はれしより、其趣意柄は、普く觸れ達せられ、上下一同に其御趣旨を奉じ、御誠意の貫徹すべき様にとの冀望を懷かざるはなかりき。然るに陸軍に従事する諸役へに於ては、尤も此事を悦ばず、依然戰鬥の説を主張する、歩兵、散兵、奥詰銃隊を始として、頭役たるものは、

日々集會評議を凝らしたり。是より旗下の人々、黨派を分ち、主戰論者は、終に脱走と云ふ事に歸し、又恭順論者は皆謹慎して、朝廷寛大の御處分あらんことを希ひ、百方周旋したりける。

此れは關口が慶喜東叡山屏居後、幕府旗下の面々に就ての觀察だ。而して關口自身も亦た其の重なる一人であつたことは、申す迄もない。但だ彼は主戰派ではなかつた。

宮嘆願を聞届けず

是より先き田安家(徳川慶頼)に於ては、輪王寺宮(公現法親王)に詣り、嘆願の事、御周旋ありたき由を願ひ奉りしかども、宮には御聞届なしとの趣を傳承したりければ、其事の實否を質さんとて、中條金之助と共に、大久保一翁の家に至りける。大久保曰く、世間の申す如く、全く宮には御聞届なきことは、誠に不得止の事なり。余輩曰く、宮には皇族の御身柄にも被爲在ば、只一應二應の願にては、未だ其禮を盡したりと謂ふ可らず。予輩明日より祗候して、なほ嘆願し奉るべし。一片の精神、必此事を成就すべし。一翁大に喜ばれ、兎に角に諸

君の御心配こそ願はしけれと申たりき。

以上は關口、中條の兩人が、大久保一翁訪問の記事だ。彼等は何れも旗下の壯士中の巨魁とも云ふ可き者共なれば、大久保も彼等に對しては、相當の應接をしたものと察せらるゝ。但だ彼等の恭順は、幾許程度の恭順であつたか分明でないとしても、彼等が慶喜其人に同情して、慶喜の心を以て心とせんとする誠意は争ひ難きものであつたと察せらるゝ。而して此の運動が、如何なる程度まで、法親王を動かしたるかは、次に語るであらう。

關口中條の誠心

【六〇】 公現法親王と嘆願運動 (二)

寺僧の慶喜觀

關口隆吉の默齋隨筆の記事は尙ほ、つゞく。

其翌日中條金之助、山岡鐵太郎、松岡萬、相原安次郎を伴ひ、上野の寺方に由緒ある小島銀之丞と云ふ者を案内として、先づ覺成院に至り、住僧に面會して、

宮に嘆願仕度との一事を申出たり。住僧の曰く、此事は容易に行はれまじ。其仔細は、第一内府公(慶喜)の將軍と爲り玉ひし以來、當上野に對せらるゝ禮儀法式等前代に異り、極めて其禮を薄うし、只外國には親みを厚うされ、其寺院を輕んぜらるゝは如何の御趣旨なるや。且つ又公の御實父前中納言殿(水戸烈公)廢佛の御持論にて、既に常州に於ては、數十數百の寺院を廢せられ、僧侶も盡く還俗す可き嚴命を下されたれば、本院は申すに及ばず、當東叡山一山の僧侶の尤も憤はる所なり。殊に宮には尙幼年に在ますも、深く此事を御心配遊ばされ、又公(慶喜)の御舉動に付き、甚だ御疑惑在らせらるゝなりと。

寺僧の所説としては、一應尤の次第だ。而して之を見ても如何に徳川慶喜と、東叡山との關係が、圓滿を缺きつゝあつたか判知る。

關口等の申譯

予輩(關口等)曰く、水戸表に於て、廢佛の御沙汰ありしは、貴説の如くなるも、幕府に於て、廢佛抔いふ事仰せ出されし事なし。況んや今公(慶喜)に於ては、尙更其事ある可き様なし。

此れが排佛はいぶつに對する、關口等の申譯まうじけた。

又上野に對する儀式疎略等の事は、貴僧先づ一考せられよ。抑も公は一橋府より入て、宗家を繼がせられてより以來は、京師に駐在ちゆうざいしまして、百般の政務に鞅掌きやうしやうせらるゝの際なれば、縱令一二の禮儀法式の前代に異なることありと爲すも、深く公を論ずるに及ばざるべし。

此れが慶喜の爲めに辯ずるもの。辯じ來れば、正しく此の通りだ。

且つ近年に至りては、内外の機務多端きむたたんにして、百執事の者、東西に奔走し、偏ひとへに國家の安泰を維持みぢせんと謀り、大に平常無事と同じく論ず可らず。時勢の非常時であるを説く。

關口等の
強説

余輩嘗て之を聞くに、當山の建立こんりふありしは、寛永にありと謂ふと雖ども、東照宮深く天台を信仰し玉ひ、七堂伽藍御建立の御遺言ごごんあり。三代將軍の御世に至り、時機到來、初めて成熟せいじゆくし、其後十餘代の今日に至る迄、未だ嘗て當山を輕蔑べつせらるゝ者あらず。又當宮(公現法親王)に對せられても、未だ嘗て恭敬きやうけいの念を

失ふ事あらず。然るに今天下多事の時に方り、一二満足せざるの事ありと爲すも、何ぞ廢佛の事を援ひき、三百年間の信義を棄つるの理あらんや。余輩固より死を決して赤心を表すの覺悟なり。貴僧以て奈何いかんと爲すや。

立論正々、東叡山が如何に徳川氏に負ふ所多大なるかを説き、寺僧をして口を藉おく餘地なからしむ。

山内會議

是に於て住僧少時しばうじして曰く、此事重大なれば、當に衆僧と謀り、然る後應分の力を盡くすべしと。直ちに山内の僧十數人を本院に驅り集め、評議したる所、衆僧は幸に余輩の説を賛成し、遂に當時執當職しつたうしやくなる覺王院に紹介せうかいするに至れり。

愈よ山内會議にかけて、關口等の願意徹底ぐわんいてつていに賛成した。

執當職に
依頼

依て余輩も覺成院の僧心淨房しんじやうぼうと共に、覺王院に至り、手代りと稱する僧某に面會するを得たり。余輩は當宮(公現法親王)の御動座ごどうざありて、京都に啓せられ、内府公謹慎恭順の誠意を上奏せられて、寛典くわんてんの御處置あらせられ度きよし、執當

職の取扱ひを請ふ趣意を述べたり。

愈よ彼等は覺王院の門戸まで押し寄せた。

僧某之を執當職しつたうしよくに取次ぎたれども、執當職は、何分宮様へ上申し難しと報じたりき。

既に此處まで押し寄せたる彼等が如何でか、此れにて中止す可き。彼等は聽やがて死を以て、其の所志を達せんとする意氣込を示した。

【六一】 公現法親王と嘆願運動 (三)

志方某の周旋

關口隆吉の默齋隨筆の記事は、尙つゞく。

余輩曰く、最早止むを得ざる儀なれば、是より直に宮様の御玄關に參上して、嘆願し奉るべし。若し又御聞届おんききとどけなきに於ては、爲す可き様なければ、猶死を以て何處までも請願するよりの外なし。斃たふれ而已やむとは今日の決心なりと。其場を立

ち去らんとせし際、奥の方より一人麻上下あさがみしもを着せし侍のもの出で來り、内玄關より外面に出でんとせしが、又後に立戻り、余輩に對ひ、貴殿等は何れの方なるや、又何事にて當院に參られたるやと問ひしゆゑ、余輩は當宮に嘆願たんぐわんの筋ありて參院したるなりと申述べたり。彼の侍は余輩の決心辭色に顯はるゝを見て、暫し待ち給へかして、再び奥の方に入りたり。暫くありて復出で來り、貴殿等請願せいぐわんの件、覺王院執當に申し陳べ置きたれば、必ず願ぐわん意貫徹いくわんせつすべければ、決して短慮の事ある間敷様にと忠告したり。余輩其の厚意を謝し、姓名を問へば、自分は細川越中守使者、志方しかた何之助とぞ答へける。

此れは關口等に取りては、全く偶然の助け舟であつた。志方しかた司馬助は、肥後藩士にて、佐幕的恭順運動の爲めに、周旋中しうせんちゆうであつたのだ。

執當に呈する書

また暫くして寺僧來り、御申出の趣は、執當しつたう(覺王院義觀)に於て心配致すべきに付き、書面を以て御申立然るべしといふ。余(關口)は直ちに草稿さうかうを起し、山岡(鐵太郎)之を淨書じやうしよして、寺僧を以て、執當しつたうに差出したり。其略に曰く、

慶喜の平生

寛君（慶喜）の天譴を蒙りしは、彼此辯疏候は、却て不堪恐縮候へ共、去年政權を奉還仕、平生尊王の志厚く、毫も朝廷に對し奉り、恭順を闕き候事の舉動ある間敷筈に御座候。

此れは慶喜の平生に就て云ふ。

慶喜の赤心表明

然るに三卿の列（一橋家）より、直ちに宗家を相續致し候より、威信未相立、右故自然一般駕御の方不行届の事多く候へば、今般上京云々の事に付、會桑を始め、旗下血氣輕躁の徒、妄りに多人數を引率、途に上り候より、不圖も伏見山崎の大變を生ずるに至り、朝廷に對し、深く恐入る次第にて、今更可申上様無之、會桑は即時歸國謹慎申付け、旗下の士、重立候者は、それぐ處分可致は勿論、自身赤心を表するが爲め、當山大慈院は、祖先墳墓の別當たるを以て、入院謹慎罷在候儀にて、平生尊王の志に矛盾候儀は、家臣共の所爲よりは申ながら、畢竟自身駕御の道を失ひ候儀、深く慚愧罷在候段は、此頃一同へ示し候趣意書にて、明白に御座候。

當山と徳川との關係

先づ此れが慶喜の臣下側としては、其主の爲めにする、相當の辯疏であらう。

臣等一同恐懼の至りに堪へず、京都之御評議は、如何有之候哉、奉窺様無之候へ共、私かに思考仕候に、近日錦旗東に靡き、幕軍に向ふ可き哉。臣等一同日夜痛心罷在候。抑も當山之儀は、徳川創立の靈場、諸房の交義も薄からず。殊に宮様之御由緒も一通りならざる御儀、且つ亦御法體之御身柄にも被爲在候間、佛菩薩、大慈大悲之御心を以て、關東征討を停られ、萬民干戈之災を被らず、徳川家宗社血食の恩典を蒙り候様、厚き御配慮の程、偏に奉懇願候。是れ臣等一同の素願に御座候。御聞届被下、御上京之事に相成り候は、獨り臣等の幸のみならず、一切衆生の大幸不過之と奉存候。此段宜敷御上進被成度、不堪悃願之至云々。

以上の請願書は、如何にも公現法親王としては、徳川氏の爲めに、其の血食を享けしむ可く、周旋あらせらる可き理由が明白である。

【六二】 公現法親王と嘆願運動 (四)

申出成功

既記の如き書面〔参照 六一〕が、如何に覺王院を動かしたるかは、想像に餘りあり、而して其間に幹旋したる肥後藩士志方司馬助の取成の効も、亦た分明だ。

寺僧はこの請願〔参照 六〕を携へ奥の方に入り、や、暫くして出で来り、御申立の趣き、直に執奏可致、去ながら宮の御身分なれば、唯旗下數名よりの御願文にては、御動座御六ヶ敷につき、田安殿を初めとして、御連枝御譜代大名より、更らに御願出相成候様周旋致す可しと、執當職より御内話に及ぶなりと申述べたり。

此にて公現法親王に關する限りに於ては、關口、山岡等の徒は、其の目的を達し得たのだ。

宮上京に決定

余等は委細承知致し候。尙此後とも宜敷御取持ち可被下といひ、寺僧に別れ、再び覺成院に至り、始末を物語り、周旋せし禮を申入れ、即時引返し、大久保

一翁に復命し、田安初め、宮様に願書を差出さんことを申したり。其翌日に至れば、諸大名に此旨を通告したれば、其又翌日には、追々諸大名よりの願書、陸續と宮に出で、遂に御上京相成事に決し、内々仰せあり。來る廿日を以て、御發駕あるべきにつき、精銳隊中より、兩人供奉致す可しとの命令なれば、川井玖太郎、外一人を隨從せしめたり。頓て廿日の日となり、朝の四つ時(今の十時)頃に至り、宮様は、上野御出發あり。榊原式部大輔等御輿を護衛し奉れり。

宮御發駕

此の如くして公現法親王の嘆願運動は、愈よ實現し、慶應四年戊辰二月十九日、公現法親王には、上野を發駕あらせられ、精銳隊長中條金之助は、川井玖太郎外一人を供奉せしめ、同日朝四つ時(午前十時)執當覺王院義觀、龍王院堯忍、御内使僧淨門院(松山邦山)、常應院(篠原守慶)、外に山内戒善院慈常、市ヶ谷自證院亮榮等を隨行せしめ、榊原式部大輔は、法駕を護し、斯くて公現法親王には、姑らく小田原に滞在あらせられ、戒善院、自證院の兩僧をして、各自に先發せしめられ、戒善院は、沼津に於て、先鋒總督橋本實梁、副總督柳原前光の兩卿に謁し、自證

隨從使僧
大總督宮
に謁

院は天龍川向岸の旅館に於て、有栖川大總督宮に謁し、銘々陳述する所あり。而して其の復命を俟つて、公現法親王には、小田原を出發し、駿府に於て、有栖川大總督宮に親しく面して、慶喜恭順に付、官軍進入中止の嘆願あらせられた次第は、熾仁親王御日記にも、明記せられてある。

六日（慶應四年戊辰三月）晴、今日己の刻（午前十時）軍議之事。東海道先鋒大總督參謀兩方、下參謀等一同示談之事。

慶喜嘆願
不採用

- 一 窺天機書狀、副總督、輔弼兩名にて指出候事。
 - 一 江城進撃期限來十五日決定之事。
 - 一 攻撃戰爭等之儀者、總督へ委任者勿論候事。
 - 一 若旗下或者諸侯杯、慶喜嘆願之儀杯申出候共、先鋒にて者、御取上有間敷、若可然實行も相立在之候は、大總督府へ申出候趣にて相答、歎願等に者無頓著。舉城拔巢之策、速に御配運之事。
- 別 秘事

輪王寺宮
有栖川宮
御會見

- 一 慶喜若眞に恭順恐入、奉待天譴候心底ならば、軍門に來り而可拜事。
 - 一 城者迅速明渡し可申事。
 - 一 軍艦不殘可相渡事。
 - 一 旗下之者共、不殘向島へ移り謹可居事。
 - 一 兵器、彈藥、炮銃等不殘可指出事。外に斬首之幕吏百餘名可有之事。
- 此にて大總督府の江戸に對する大方針は、自ら分明だ。
- 一 柳原前光、沼津へ出張に付、暇乞入來之事。
 - 七日 快晴。
 - 輪王寺入來、面會之事。
 - 一 同出會歎願之次第、承置候事。
 - 一 同執當者下參謀兩人面會之事。
 - 一 晝後乘馬催事。

此にて見れば公現法親王は、親しく三月七日、駿河にて有栖川總督宮に御面會の

上、嘆願の筋を陳述せられ、同時に執當職覺王院義觀が、西郷、林の兩參謀と面會會談したることが判知る。

【六三】 公現法親王嘆願運動の効果

和宮御嘆
願との比
較

輪王寺宮即ち公現法親王の嘆願運動は、恐らくは靜寛院宮の嘆願運動ほどの効果は無かつたであらう。その理由は、和宮と輪王寺宮との朝廷に於ける御立場が、少からざる懸隔あり、云はゞ東征に際して、朝廷第一御關心の事は、實に靜寛院宮の御身上にあつた。されば宮の御嘆願に就ては、朝廷に於ても、幾重にも御考慮あらせらる可きは當然であつたが、法親王の御嘆願に至りては、その以後に出で來りたる事なれば、月前の星にも比す可き程度であつたらう。

義觀西郷
會見

尙ほ覺王院義觀と、西郷吉之助、林政十郎との接見が、如何なる程度まで談判が進行したる乎。恐らくは要領を得なかつたであらう。勝安房は、固より覺王院義

觀に好意を持つてゐたものではなかつた。さりとて又た別段の悪意をも持つ可き理由は無かつた。然も勝は左の如く、其の日記に語りてゐる。

義觀歸還
報告

昨日（慶應四年戊辰三月十五日）法親王之陪僧覺王院駿河より歸府、其書付を見るに云、先將軍（徳川慶喜）單騎にして軍門に到り、降るにあらざれば、寛典之御所置に及ばず。然れども將軍これを爲す能はざる時は、田安殿名代にて可然歟。これ大總督の御内命なり云々。

此れは勿論此の通りであつたと察せらる。それは既記熾仁親王御日記に、此の通り明記しあるからだ。（参照 六二）

勝の憤慨

我（勝）是を聞て、且怒り且恨む。法親王は唯其御寛典を懇願あられて足りなむ。何ぞ我主（徳川慶喜）を辱むるの擧を以て御内願あられしや。爰に二人あり、一物を買はむとするに、一は百金を出さむと云、一は三百金を出ださむといはゞ、其人三百金に與へて以て、百金を以てする者に與へざるべし。法親王と總督之御内談爰に出でば、我等之小臣切齒斷腸す共、彼決て用ひざる可し。今日之

事、上下與に力を用ゆる者なし。止なむ歟と云つて激論す。又參謀に書を送りて、是を支ゆ。

此にて見れば法親王の御運動は、幕府側の當局者に取りては、寧ろ難有迷惑であつたと察せらるゝ。

覺王院東歸後、周旋之行届かざるを憤て、専ら一戦をすゝめて不止。漫に有司を會して、戦を主とす。

勝憤慨の當然

此れが勝の斷案である。覺王院をして云はしむれば、固より辯ず可き議論もあらう。蓋し彼は府中（静岡）に於て、西郷、林と相見たが、遂ひに其の要領を得る能はなかつたものと察せらるゝ。彼が主戦論は、恐らくは此に因したものと察せらるゝ。但だ彼が大總督府より垂示したる恭順條件を、其儘持ち還りたるは、彼自身之を承認すると、せざるとに拘らず、幕府當局者として、談判の衝に當る勝其人に取りては、彼自身の所記の通りに、頗る當惑の至りであつたことは疑ひを容れない。此の一點から觀察すれば、勝の憤慨も、亦た理由無しとしない。

義親人物

公現法親王は、二十二歳の青年出家に在して、固より天下の大事に就て彼是れ御思慮のある可き筈もなく、恐らくは執當職たる義親其者の意の通りに、法親王の思召は出で來つたものであらう。而して義親其人は、其の傳記（鈴木時敏稿）にも、「少にして穎敏、長ずるに及び、天資果斷に富み、居常嚴格にして、頗る自尊の風あり」と云へば、此の自尊の風が、府中に於ける談判にも露はれたものと察せねばならぬ。而して彼が主戦論を鼓吹し、彰義隊を煽動し、教唆し、遂ひに干戈に訴うるに到らしめたるも、亦た此の「頗る自尊の風」が、彼をして此に到らしめたるものと察せねばならぬ。尙ほ法親王は、勝の日記によれば、三月十九日江戸に還り玉うた。

【六四】 駿府に於ける大總督府

先鋒總督
沼津進入

尙ほ大總督府側に就ては、熾仁親王御日記に左の如く掲げてある。

八日（慶應四年辰三月）快晴。

一 京都へ別飛脚出立に附、書狀指出候事。

一 橋本實梁沼津へ出張、暇乞入來之事。

先鋒總督橋本實梁は、沼津へ前進した。副總督柳原前光は、六日に沼津に赴いたのは、既記の通りだ。

勝沼勝利の報

九日 快晴。

甲州へ襲來之會兵、歩兵等戰爭に及候處、官軍因、土之出兵勝利之旨、注進有之候事。

右薩州並に東山道斥候申出候事。

此れは板垣等東山道軍の支隊が、下諏訪より甲府に入り、勝沼に於ける戰爭の報だ。〔参照 五五―五七〕

一 本田紀伊守馬借用、晝後乘馬催事。

一 御旗持力士相撲催候事。

十日 雨。

一 參謀等一統評議催事。

一 攻馬催候事。

一 西郷吉之助、從明朝先鋒之方え出張之事。

乃ち西郷參謀は、三月十日出立にて、先鋒の方へ出張したる事が判知る。

十一日 晴。

一 丹羽右京亮窺天機上京、當驛通行に付入來、面會之事。

増山對馬守上京、伺天氣當驛通行に付入來、面會之事。

一 濱松藩士外國へ渡海度々致候由にて、萬國情體種々申述候事。

一 津和野軍陣調練一覽之事。

十二日 晴。

一 輪王寺招候處入來、及面會、右者過日歎願返答申述。

一 執當院家等隨從にて來、參謀え同等より演舌有之候事。

輪王寺宮
面會

- 一 晝後乘馬催候事。
- 一 筑前藩劍術一見之事。
- 一 稻田藩軍陣調練一見之事。

返答申述

輪王寺宮公現法親王には、三月七日熾仁親王に面謁、嘆願の筋陳述せられ、覺王院義觀等亦た西郷、林の參謀に面談してゐる。而して十二日には、改めて此方より御招見あらせられ、其の返答を交附せられたのだ。此れを其儘持ち返りたるが、勝の憤慨禁せざりし所以である。

十三日 晴。

輪王寺歸府

- 一 攻馬催事。
- 一 輪王寺歸府發輿之事。

此にて見れば、公現法親王には三月十三日、府中（静岡）出立、歸東の途に就き玉ひしことが判知る。

西郷の行動

尙ほ此際西郷の行動に付き一言せん、彼は京都から二月十二日先發して、二月

二十五日には駿府に於て、諸隊に先發の命を傳へてゐる。而して五日に大總督宮を鞠子に迎へ、六日に軍議を凝し、江戸城攻撃の方法、及び慶喜恭順の條件等、戦和兩様に關する條件を定め、七日には輪王寺宮の嘆願運動に就き、其の執當職覺王院義觀等と會見し、九日には勝安房の嘆願書を帶び來れる山岡鐵太郎と會見し、十日には駿府を發して江戸へ向つた。而して彼は鎌倉を経由し、三月十二日には、池上本門寺まで、先鋒の本營を進め、同時に自身は、芝高輪なる薩邸に入つた。總攻撃は三月十五日の豫定である。東海道の軍は品川まで、東山道の軍は板橋まで、甲州街道の軍は内藤新宿まで、三方の官軍は、豫期の如く、江戸を中心として取り捲きつゝあつた。

第十一章 西郷の進撃方策

【六五】西郷東下の心境(一)

西郷の強
硬論

西郷は如何なる心境もて、東下しつゝあつた乎。彼は言葉のみの恭順きやうじゆんにて、姑息こそくに問題を片附かたづくことを以て、維新鴻業いしんこうげふを大成する所以にあらざるを確信してゐた。彼は必らずしも惨忍刻薄さんじんこくはくを主とするではないが、徹底的てつていできに恭順の實を擧げしめんことを期した。彼が意見は既記の如く、大久保に與へたる書中「慶喜退隱たいいんの歎願、甚だ以て不届千萬、是非切腹までに參り申さず候ては相濟まず……押詰おしづめ候ところを、寛に流れ候ては、再び臍を嚙かむとも益なき譯に到り候はん」の一句に盡きてゐる。

西郷の徹
底主義

併し此れは只だ徹底的てつていできと云ふ意味にて、必らずしも慶喜切腹を條件としたるものでなき次第は、既記熾仁親王御日記にも分明だ〔參照 六二〕。何は兎もあれ西郷は

決して半上落下の措置そちもて、満足するものではなかつた。乃ち此の一點に於ては、越前や、尾州杯、徳川氏と特別の干係ある諸藩の意見とは、寛嚴くわんげんに於て、少からざる懸隔けんかくがあつたものと察せらるゝ。

今ま當時先鋒總督府に隨從ずいじゆうしたる大村藩渡邊清の語る所に徴ちやうするに、後日譚として、其の追憶つのおくに於て、未だ必らずしも悉く精確せいかくなりと云ふ能はざるも、頗る當時の事情を見るに足るものがある。仍りて之を掲げんに曰く、

西郷箱根
進撃の計

是より先き東海道先鋒の兵は、豫かねて西郷より申付けて、兎も角駿府に滯陣たいぢんして、有栖川大總督の宮が、御著陣になるまで滯つて居る様にといふことを、京都から命を受けて參つたと云ふことは、能く承つて居りました。所が駿府に著したのは、正午過頃であつたが、日を忘れました。俄かに西郷が各藩の隊長を呼寄せまして、西郷がいふには、時に豫かねて諸君に傳へてある通り、大總督の宮が御著陣迄は、此駿府に滯陣せよといふの大命である。然るに戦争の道といふものは、決して左様のものではあるまいと思ふ。第一地形に依り、時の勢に依

つて、運動をしなければならぬ。そこで地形からいふても、箱根を前にして、駿府に滞陣するは、甚だ兵道に於て宜しきものでない。

此の如く西郷は大總督宮の駿府御著以前に、精兵を駿府から繰り出さんとの決心をしたのだ。乃ち先鋒をして速かに箱根を踰えしめんと欲したのだ。而して其日は、二月廿五日であつた。

諸將に勝
すの
状を
示

兎も角も其勢を論せんより、茲に勝麟太郎より手紙が參つて居るから、是を見て呉れと云ふて、開いて見せました(原註、其手紙は其後西郷が所持して居る筈、今は如何なつたか、至つて長きものであつた)。其の大意は、覺へて居りますから申ませう。

勝書簡の
大意

此の如くして渡邊は勝の書簡の大意を左の如く語りてゐる。

抑も徳川慶喜に於ては、大阪を引拂うて江戸に參つたも、全く朝廷に對して恭順なる實を捧ぐるが趣意になつて居る。吾々(勝自身等を云ふ)も其意を體して、何所迄も恭順を主として居るのである。然るに堂々と征討の兵を向けられ、今にも江戸城に打掛るの勢を持つて居らるゝが、如何なる御見込である乎。若し

徳川家に於て、朝命を拒み、又征討の兵を拒むといふならば、如何様とも其の所作はあるべし。徳川家に於ては、軍艦十二艘を所有して居る。之を以て二艘を攝海に浮べ、又二艘を以て九州中國より登る兵を妨げ、又二艘を以て東海道筋の然るべき所に置き、又二艘を以て東海道を下る所の兵を攻撃し、残る四艘を以て横濱に置き、同港をしつかり保つて置く、斯の如きことを爲したらば、恐らくは九州より登る兵も、東に向つて下る兵も、躊躇する位のことではあるまいと思ふ。我が其事を爲さざる以上は、恭順の實を擧げて居る。之を證據に見て呉れよ。吾貴公とは從來知己である。天下の大勢は、目に著いてあるだらう。然るに今日手を束ねて拜してゐる者に、兵を加へるといふは如何。實に平生に不似合の舉動と考へる。是れは暫らく措いて、兎も角も征討の兵は箱根以西に留めて呉なければならぬ。然らざれば慶喜の意も、吾々の奉ずる意も、全きを得ずして、如何様の亂暴者が沸騰するかも知れず。今江戸の人心といふものは、實に沸いたる湯の如し。右往左往、如何とも制することは出来ない。そ

勝箱根進
出拒否

れに今官兵箱根を越したならば、到底吾々恭順の實を、茲に擧ぐることは出來ないに依つて、是非箱根の西に兵を置いて貰ひたいと云ふ主意。以上が西郷の各隊長に示したる勝の書簡の大意である。

【六六】 西郷東下の心境(二)

西郷の憤

西郷の示したる勝の書簡なるものは今日に於ては、其の原書が存在してゐない。故に之を證據立つ可き何者も無い。但だ渡邊清の記憶と、其の意味が、勝の胸中の總てとは云はぬが、若干を描き出してゐる如く思はるゝまでのことだ。

其の手紙を西郷は吾々(渡邊清等)隊長連に示しまして、顔色火の如くなつて申すには、諸君は此書を見て、何と御考へあるや。實に首を引抜いても足らぬは、彼の勝である。人を視ること土芥の如く、尤も官軍を視ることを、如何に視て居るのである乎。果して恭順の意であるならば、官軍に向つて注文することは

無い筈。彼れの誦詐といふものは、今日に始まつたことではありませぬ。勝は申す迄もなく、慶喜の首を引抜かねば置かれぬじやないか。況んや箱根を前にして滞在するは、最も不可である。諸君如何であるかといふ話であつた。各藩隊長は、如何にも其通りと勇み立つた。

西郷の計

西郷が果して眞實に斯く立腹したる乎、果して斯く勝に惡罵を浴せかけた乎。それは詮議の限りでない。されど西郷は徒らに兵を箱根以西に滞陣せしめ、曠日彌久、我が士氣を停頓し、萎靡し、元氣を銷磨せしむるの尤も不可なるを覘定し、斷然錦旗もて、江戸城に肉薄するの長策を執りたるものと察せらるゝ。而して斯る場合、西郷が士氣を鼓舞する爲めには、隨分思ひ切つたる文句を使用しないとも保證は出來ない。

進發命令
西郷曰、然らば明日より直ぐさま東征に懸るから、其の覺悟で出陣なさいと嚴命を下しました。其時分は鐵砲のみならず、腰に大小の刀を帶て、裝束も重たいに依て、漸く日に五里、六里、六里は少しきつゝ位にあつた。それで三日目

輪王寺宮
出張の報

であつたか、興津驛おきつえきに著きました。所が西郷が又急に各藩士を呼んで、時に豫かねて探偵たんていを放つて置いたが、其申出に、輪王寺宮りんおうじみやう（原註、後ち北白川宮と稱し、此時は日光を兼ねて上野に御出でありました）が、諸藩の重役を引連れて、大總督の許もとに御出になり、慶喜恭順の意を述べ、且征討の官軍を、箱根以西に駐めなければならぬといふ所の周旋の爲めに、江戸を御發足になつて、多分今夕頃小田原著になるといふの探偵が參つた。

此の探偵報告は、大體に於て、確實だ。輪王寺宮は實に二月十九日上野を御發駕あらせられてゐる。

宮箱根越
阻止策

吉之助（西郷）に於て考ふるに、此宮をして箱根を越して、西に來られぬやうにしたいと思ふ。是れは多分勝輩が、彼の宮を使ふのじやらう。併し何を云ふも宮の事であれば、幕臣とは譯わけが違ふ。又大總督にも、御逢ひなさらぬと云ふ譯にも行くまい。實に困つたものである。どうかして箱根を御越しない趣向に仕様じやない乎と云ふ。

輪王寺宮をして、箱根を越え、大總督宮に會見せしむるは、官軍に取りては不利である。その以前に官軍をして、江戸に肉薄せしめねばならぬとは、西郷の所見だ。

阻止策決
定

各隊長は段々相談して、如何にも道理であるといふ。中村半次郎（桐野利秋）の云ふに、宮でも何でも今日になれば、何の構かまひがあるものか。今夕小田原著といふことならば、小田原で討ち止めて仕舞しまふじやないかといふ話だから、段々話も詰つんで、如何にも道理じやが、併し議論を以て何とかして喰く止めやう。各藩から一人づゝ、急便を出して、小田原で喰留めやうといふことに決して、薩州からは中村半次郎、長州は誰だか能く覺へませぬ。佐土原から三雲爲一郎と覺へます。大村は長岡治三郎、之れを極きまく急飛きふひで立てました。

【六七】西郷東下の心境(三)

渡邊清の談話は、尙ほつゞく。

それから銘々人を選んで出した後に、清熟々考うるに、どうも彼等を出した計りて安心することは出来ぬと思つて、再び清のみ西郷の所に行き、段々考へて見ると、勝の遣はした所の、彼の駿府で見た所の書面と、輪王寺宮の御出願になつたといふことと、能く符合する。併しそれは唯表面であるが、其内心は如何であらう乎、甚だ怪しい。殊に小田原藩は平生探偵するに、甚だ危険であつて、未だ恭順などと云ふことは勿論無い。何處迄も官軍を防ぐの意であるまい乎と思はれるが、それも能くは判からぬ。然るに四人を選抜して出したけれど、宮を止めることが出来るや否やは判らず。假令止めるとも、それは宮だけのことにて、小田原が如何なる心持であらう乎、却て彼れより攻められ、我兵は大山を前に置いて、四人の者は、彼等の擒とならば、今日の憂でないかといふ。

此處に四人の者とあるは、薩、長、佐土原、大村から各藩一人づゝ選抜して、小田原に赴かしめたる者共のことだ。

西郷いふ、大に然り、面倒な話だ。併しドウも此れから(興津から)箱根といへば、彼是二十里近い譯である。今日の兵を以て四日はドウしても懸る。清云ふ、如何にも大兵は行くことは出来ぬ。願くは清が兵を半隊だけ連れて、極く急いで、明晩は必ず三島に行き、明後日早天に箱根驛を越したいと思ふ。是れを斥候兵と見て貰ひたいと申しました。

大村藩兵の半隊を、渡邊清が率ゐて、先發急行したいと申出た。

西郷は暫時考へて、宜しい。拙者もドウかしなければならぬと考へ、我が藩内の内でも遣らうかとも思ふたが、貴様が行つてくるれば妙である。併し其の半隊は、ドウして遣るか。清いふ、それは私に一任して下さい。西郷云ふ、それではそう云ふことにしやう。貴様明朝行けと云ふので、清は直ぐ用意して、先

渡邊の進

渡邊先鋒
申出

西郷の許

づ半隊だけを、夜半から出すことにした。

此の如くして渡邊清は先發した。

渡邊三島 著
此時宿驛の人馬は、藩々より兵を下すので、餘程争ふて遣つた。併し是れは特別であるから、兵さへ早く行けば宜いと云ふので、傭はる、だけ多く傭ひ、驛馬なり、駕籠なりを雇ふて、兵士の鐵砲其他重い荷物は、皆馬に付けた。又刀のやうな長いものは、馬なり、駕籠なりに付けて、若し兵士の足が傷んだならば、駕籠に乗せる積りで、素裸になして、夜半過、今の午前二時頃に出發しました。

所が存外に足を傷めるものなく、一二人損じたけれども、十六里の道を、丁度今の午後四時過に、三島驛に達した。

此の如くして渡邊清は、其の半隊と共に三島に著した。

小田原藩 論區々
さて興津を出る前に、探偵は小田原やら、其他にも配つて置いた。勿論其前からも配つたが、三島に行くと、探偵が參つて、誠に善い時に、兵を茲迄連れて

大島圭介 工伴

御出なされた。小田原の藩論が種々と分れて居る中にも、過半数は、官軍を拒ぐと云ふ方が、勢を得て居る所へ、大島圭介（幕府の陸軍を管して居る時分）が參つて、どこ迄も箱根に於て官軍を拒がねばならぬといふことを主張して居る。小田原藩が云ふには、これは我藩のみでは拒ぎ留ることではない。彼の豆州葦山代官の江川太郎左衛門は如何である乎。彼が同意で官軍を中斷して出るといふならば、それはどうなりしていけぬことはないと思ふが、如何である乎といふ。そこで大島が江川の住所葦山へ急使を遣つた所が、江川は大島の使の著する前日に出發して總督に伺つた後であつた。大島は之を聞き落膽して、到底いけな

【六八】 西郷東下の心境（四）

渡邊兵三 鳥集合

渡邊清は三島驛にて、探偵の報告を聞き、其の結論として、急に箱根を占領する

必要を感じた。

右様〔参照 六七〕の形勢であつたから、早く箱根を占めて置かなければならぬといふ探偵の申出であつた。それから銘々用意をなして、三島驛を翌朝今の午前三時頃發しました。松火を持つて夜中に山の中腹まで登つた。一つ言ひ落しました。三島に著して居る所に、後に残し置いた興津の大村藩兵は、土屋善右衛門が統轄して居りましたが、夜に入り右の兵を悉く伴れて三島に參つたので、清も驚き、どうもこういふことをされては、西郷に言譯がない。貴君も兵事に熟練はあるまいが、號令は大事であるに、そんな疏忽をされてはならぬ筈である。と怒つたが、善右衛門いふ、残つて居る兵が、沸騰して仕方がない。一所に死なうと思ふて居るに、半分だけ死なしてはたまらぬといふから、不得止連れて參つた。どうか勘辨して呉れと申しますから、仕方なしに私の兵は悉く三島に集つた。

此の如くして大村藩兵の興津にあるものは、悉く皆な渡邊清等の半隊の後を趁う

て、一處に集つた。

使僧一行
に逢ふ

それから夜明けに中腹の山中驛を越して、箱根驛より五六町手前に行つた所が、先手の者が僧を捕まへて、わあゝ騒いで居る聲がする。而して隊長と叫んで居る。急ぎ行つて見るに、兵士云ふ、此所に譯の判らぬ僧が居つて、附屬の従者が四五人居り、判からぬことを言ふて居るから、如何せんといふ。

果然輪王寺宮の御一行の一部と逢著したのだ。

使僧等の
交渉

私が行つて誰れかと問ふに、上野の僧で、輪王寺宮に付いて居る覺王院に、龍王院だといふ。是れは豫ねて名は聞いて居りました。それからいふには、輪王寺宮が、特に有栖川宮に御逢ひにて、官兵を箱根以西に駐めて置きたいといふことを申出でになる筈で、御出懸になつて居る。其事は既に御承知でありました。清いふ、其の事は知らぬと答へた。彼いふ、御承知でなければならぬ筈。といふは、昨日から小田原へ薩州、長州、大村、佐土原の人が參つて、やたら無性に彼所で妨げるから仕方がない。宮も如何とも詮方なく、兎も角吾々を急

に御遣しになつて、大總督宮に行つて、能く事情を談ずるやうにといふ命を受けて参つた。其の大主意は、兵を箱根以西に、駐めて置きたいといふのである。然るにお前様は、此兵を率ゐて、此れを越へんとして居るから、兎も角此兵を駐めて、箱根以西に屯して貰ひたいと云ふ。

以上は輪王寺宮隨行先發二僧の語る所。

知 渡邊不承

清云ふ、以ての外である。拙者は朝命を以て兵を運動す。輪王寺何等の者ぞ。宮様であらうが何であらうが、吾々の更に關するものでない。吾々は朝命の在る所に従つて兵を運動するのみと。所が僧等は威猛高になつて、是れは實にけしからん。吾々は輪王寺宮の命、又貴君方は有栖川宮の命、こは變りはないでないかと云ふ。清も甚だ立腹致して、然らば吾は吾の勝手である。兵を止むることは相ならぬ。是を妨げるならば、兵を以て處分するからと申して、私は兵に氣を付けいと云ひ、どうなりと勝手にするが宜いといひました。所が彼云ふ、それじやどうも仕方がない。どうか吾々だけ先きに通れるやうにして貰ひたい

使僧等の
通過

といふ。清云ふ、それは御勝手である。今吾々は君を捕縛しようとも思はぬ。又僧侶を捕へて何の益にもならぬから、勝手に行つたが宜い。彼云ふ、それでは其事を書面に認めて貰ひたい。清云、いや夫れには及ばぬ。其場所に於て、其譯を云へば宜い。直ぐ通すからと申しました。右様彼是談判致して居る中に、夜も明けたが、僧は遂ひに通つて行つた。

露拂ひの
使僧

是れより先、輪王寺宮公現法親王の小田原に著せられ、其の先發として出發したるものに、戒善院慈常と、自證院亮榮とがある。されば渡邊清が箱根にて逢著したるは、或は此の兩人ではなかつた乎。覺王院義觀、龍王院堯忍は、固より宮の重なる隨行者であつたが、或は渡邊清の所説の通り、彼等も亦た先發したる乎。何れにもせよ輪王寺宮の爲めに、露拂ひの役目をしたのだ。

【六九】 西郷東下の心境 (五)

江戸肉薄
策成功

西郷が江戸側の嘆願である、先づ兵を箱根以西に駐屯せしめ、江戸には入らしめない様にとの裏を搔いて、兵を箱根以東に進め、江戸城に肉薄するの策は、著々實行せられつゝあつた。以下渡邊清の語るところ、尙ほつゞく。

箱根關に
迫る薩士の參
加

夫より箱根の驛に著きましたのは、凡今の七時頃であつたらうと思ひます。箱根關門の模様を見る所が、此方は音無しに行つたから、玄關の障子は、引き詰めてあれども、關吏は已に起きて居る模様だ。そこで兵を率ゐてスーッと關門の前に行き、整列をさして喇叭を鳴らした。此喇叭を掛けたといふものは、關吏に起きよと言はぬ計りにやつたのである。關吏が障子を明けて見た所、我兵は前に整列する。丁度其時に薩摩の人で、相良某といふものと、今一人あつた。能くは覺へぬが、これも中村に同道して小田原に行つて、模様を報知する爲めに、西郷の居る所迄行く積り、それと出逢ひましたら、自分も一所に關所受取に往たいといふ。それなら來いといふて、土足の儘關所の式臺に上りました。

中村とは中村半次郎、即ち桐野利秋のこと。彼等は小田原の事情偵察の爲め、最

初に出掛けたるもの。

關吏狼狽

所が皆様も御承知でございませう、元來箱根の關は、實に嚴重であつて、役人の威張ること甚しいものである。元來此關は女は通さぬといふ規則である。何故ならば、大名が江戸に置いてある妻などを國に引取りはせぬ乎といふので、大變やかましい。勿論平生の通行も鑑札なしには通れぬ。人相迄も改める位である。所が清(渡邊)等が突然關門の式臺に草鞋ながら飛び上つた所が、彼はつと驚いたものと見へて、何やらごた／＼と奥に騒ぐ聲聞えて居つた。そこで清は急に自分は斯様／＼の者で、官軍先鋒の何某である。此關門を唯今受取るに依て、右様心得よといへば、委細畏つたといふ。

急遽、倉皇の狀、想ふ可した。

全然無抵抗

餘り向ふから容易く出たから、時にお前方の此處を守つて居るのは定て藩命であらうが、藩より官兵の東下する兵に對しての心得は何と達してもある乎と尋ねた。彼いふ、いやそれに付いて別に書付の御覽に入るゝものはないが、兎に

武器提出

角官兵に抵抗は出来ぬといふ命は承はつて居るといふ。清いふ、關門を引渡す引渡さぬは、小田原藩の大事である。然るに今一戦もなしにたやすく關門を渡すといふは、お前方の職掌に對して如何といふた。彼云、實に御道理であるが、素より官兵の御通行に抵抗は出来ぬといふから仕方がないといふ。清云、然らば先づ武器を請取りたい。それを出せと申しました所が、火繩筒の鑰筒で、何の用にも立たぬものばかり。其他槍、さすまた、筒様な妙な形のもので、關門の前に飾つてある物、火消道具類、其他烟硝、彈丸、皆別々になつて、關門にも入れてない。それでも兎も角出さして、それから此邊の繪圖を出せといひましたら、本道、問道其他の繪圖を悉く出して來た。此方の命令は、何事でも聽かざることではなく、意外に恭順の風である。

波多驛宿陣

如何にも錦旗の向ふ所、山河草木悉く皆靡かざるは無きの狀、想ひ見る可した。清云ふ、自分は此關門を踰へて用事があるから、一應關門は受取つたけれど、更に拙者より貴様達に此關門を預ける。先づ大體は、此迄藩(小田原藩)から命を

受けて居ると同様に心得て宜しい。自分は今より波多驛に行て、彼處に宿陣する。若し用向あらば、人を遣り、聞いて貰ひたいと。そこで暫時兵を憩ひ晝食をさせて、波多驛に行き、番兵を配り、又た薩摩の兩人をして、用向を西郷に報告せしめ、自分は同驛に宿陣して、西郷よりの命令を待つてゐる。

【七〇】 西郷東下の心境 (六)

波多小田原著

手に睡するまでもなく、箱根の關所も一言の下に官軍にて受取り、最早江戸まで何等途中に遮る可き敵は無かつた。

三夜ばかり波多驛に止つてゐたところ、西郷よりの號令に、諸藩の先鋒兵は、本道と、足柄越とから韮山にかゝり、三道に向つて兵を進め、小田原に於て合する故に、君(波多清)の兵も、小田原に出で、待合せよといふて參たから、直に小田原に向つた所が、輪王寺宮は到底論が行はれぬ。官兵も既に箱根を越し

た。此上は仕方がないといふので、吾が著の兩三日前に、お引揚げになりたるよし。

輪王寺宮は、三月十三日駿府を發して、江戸に還られたる旨、熾仁親王御日記に掲げてある。されば兩三日前にお引揚げとは、何處に向つてお引揚げ歟。

齋藤彌九郎來訪

それから小田原に著して、他兵の來るを待合して居つた所に、舊旗下の齋藤彌九郎が、小田原に參つた。彌九郎は有名なる齋藤篤信齋の子である。其弟が劍術をもて大村藩に抱へられて、極く別懇にして居る。私の兵の中に、山田慎三といふものがある。之れが彌九郎の劍術の門人だ。彌九郎は山田に憑て私に逢ひたいと云ふ。何故かといへば、江戸の事情を申述べたいと云ふ。素より何の爲めに來たやら判らぬ。佐幕といふ男でもない。併しめつたに逢ふことはならぬと思ふて、山田慎三に、陰に聞かした所が、彼の話に、隨分江戸は騒いで居る。其中に慶喜恭順のことは全く大久保、勝等も周旋して居る杯、大抵自分が聞いて居ると同様である。併し兵士はなか／＼そういかぬから、重役は甚だ困

つて居る。

如何にもその通りだ。

江戸近狀報告

中にも榎本は飽迄之を回復して、再び覇政を執らなければならぬと熱心である。故に内輪で大變揉めておる。既に半藏門には砲臺を築き、地雷火を伏せたと云ふ。其の半藏門なるもの甚だ危うい。彼の門は、唯一重で、直に西丸に達すといふ位で、如何なる暴動が起るかも知れぬといふ振合である。

此れは江戸の現狀に就て云ふ。

進軍方略進言

我輩も(齋藤彌九郎自から云ふ)何處迄も官兵が、其事を擧ぐるを希望するが、官軍の事を、吾々よりいふも如何なれど、先づ江戸城と對立して、兵を屯集するに、大總督の本陣は、本門寺が適當である。又横濱を早く手を著けて、東軍より奪ふて置かなければならぬ。それを奪ふには、鎌倉が大事である。此に兵を置かねば、到底奪ふことが出来ぬ。一應大總督も、鎌倉へ御出陣になり、夫から横濱、次ぎに本門寺へ御出でになるが宜い云々。

鎌倉重視

齋藤彌九郎の所説は、大體に於て官軍の實行したるところと、大差が無い。西郷吉之助も、江戸に来るに、鎌倉を経由してゐるを見れば、鎌倉にも全く無關心ではなかつた。

其意見を聞いて見ると、彼は兵の運動も聊か辨へて居る。然るに彼があー云ふのは、鎌倉邊には無頼の徒が潜んで居りはせぬか。本門寺も、何か怪い。其邊が彼があーいふのではないかと考へた。兎も角も西郷の來るのを待つて居つたが、漸く西郷も來られた故、斯様くと云ふて、私の兵は兎も角も、鎌倉地方を探偵に出掛ると云ひましたら、西郷は宜しい、急に行けと云ふから、清は諸藩に先ち鎌倉に行きましたか、何も別條はない。丁度二夜計り其所に居りましたら、西郷からの命令で、三月十三日に、諸藩の兵は、江戸に著するやうにし、翌十四日に江城を攻撃する。その積りで十三日迄に必著せよと云ふ令が參つた。

以上渡邊清の談話は、西郷東下の心境を、側面から描き出したるものとして、少

鎌倉探偵

からざるヒントを寄與してゐる。

【七一】 勝の注文と西郷の注文

兩人銘々の思惑

勝の注文は、相成る可くんば、官軍を箱根以西に留め置き、江戸に於ける善後の策を講じ、且つ行うことを期してゐた。西郷の注文は、遮二無二、三道より官軍もて江戸を包圍し、徳川幕府の頸元を押へ付け、而して後服せざれば討ち、服すれば城下の盟を爲さしむるにあつた。所謂る蛇の生ま殺しは、西郷が尤も危険とする所だ。彼が官軍の先鋒を刺戟し、督勵し、之をして速かに箱根を踰えしめる所以は、徹底的に死灰をして、復た燃えざらしむるを欲したからだ。東家は酒を醸し、西家は酔うと云ふが、勝には勝の了見があり、西郷には西郷の見込があつた。

大久保勝

徳川慶喜東歸以來、大久保一翁と勝安房とは、極力文書運動に従事した。大久保

の文書運動

は専ら越前春嶽を對手とし、春嶽によりて、徳川慶喜恭順の實を表し、春嶽によりて、朝廷の寛典を請願した。勝は或は京都の參與に、或は東海、東山、北陸三道の城主に、或は西郷、海江田に、苟も文書の力のあらん限りを盡してゐる。而して靜寛院宮、輪王寺宮、且つは慶喜自身をも、皆なそれ／＼凡有る道筋を辿りて、嘆願書を奉呈してゐる。此れは必らずしも悉く大久保、勝の意見によりて然りと云はぬが、自ら彼等の運動と一致してゐる。併し朝廷に人多きも、東征大總督府の參謀西郷吉之助が、先づ其の代表的人物だ。幕府に人物少からざるも、勝安房が其の代表的人物だ。

虚々實々の闘

勝と西郷とは、元治甲子九月十一日、大阪にて相ひ會見し、一見舊知の如く、互ひに相ひ傾倒した。而して今や不思議なる運命は、此の兩人をして互ひに稠人環視の中に於て、決闘せしむることゝなつた。決闘とて固より尋常の武器ではない。互ひに胸底三寸の中に於ける虚々實々の機と權とである。幕府人物無數であるも、東下しつゝある西郷の目指す相手は、勝一人のみだ。勝も亦た西郷以外に

相互に逆手運用

眼中にあるものは無かつた。而して互ひに自他の胸衷を揣摩し、有らん限りの腹藝もて相待つた。西郷も勝の一筋繩にてゆかぬ人物であることを、蚤とに看取してゐた。されば彼は豫じめ勝の罠に罹らぬ様、用心に用心し、大軍をもて、江戸城を包圍し、彼をして其の智を用ふるに違あらざらしめんことを期した。されば彼が速かに兵を進めて、箱根の嶮を躰えしめたる所以も、決して一本調子の沙汰ではなかつた。彼は勝が官軍を箱根以西に留め置かんとする希望を、無視したのではない。その希望の爲めに、却て其逆を行うたのだ。若し假りに勝が速かに官軍の入府を待つとの注文をつけたらんには、西郷は其逆手もて、兵を中途に停頓せしめたかも知れない。されば勝の嘆願書は、寧ろ官軍東下促進運動に過ぎなかつたと云ふことも出来る。

勝の三段構へ

併し勝もさるもの。彼には三段構へがあつた。若し官軍が箱根以西に留れば可。然らずして江戸城下に薄らば、其時に談判するも、決して晩くは無い。而して若し官軍が之を聽納せざるに於ては、最後の手段に訴うるの他は無い。それは露國

互に敵を
知る

がナポレオンを、モスコーに於て困殺せしめたる手段だ。即ち玉石俱に焼き、江戸八百八街を焦土とすることだ。果然彼は一筋縄にてゆかぬ漢である。その漢であることを、西郷は飽迄熟知してゐるから、彼は只だ勝を相手とした。勝は能く言ふばかりで無く、亦た其の言ふところの總でない迄も、概ね之を行ひ得る漢であることを西郷は知つてゐた。而して勝も亦た西郷の之を知つてゐることを知つてゐた。是を以て西郷の勝を相手とした如く、勝も亦た西郷を相手とした。勝と西郷とは宛も砦敵の如き關係であつた。互ひに悪くもあり、同時にまた互ひに可愛くもあつた。

第十二章 山岡鐵太郎の起用

【七二】 山岡鐵太郎の出現 (一)

勝自身嘆
願に當る
の利

幕府側に於ても、若し嘆願運動に成功する人ありとせば、それは勝安房であること
を認めてゐた。されば徒らに目薬同様の文書運動のみでなく、勝自身をして、其
事に當らしむるは、最も得策であることは誰も心あるものは、疑はなかつた。さ
れど勝は只だ一人だ。彼は當時江戸に於て、一日も離る可からざる必須の人物だ。
使者とするにも只だ一人。江戸に於ても只だ一人。彼が如何に三面六臂の人たり
とも、到底一人にて、兩所の働らきを爲すことは不可能だ。今ま海舟日記二月廿
五日の項を按ずるに曰く、

二月廿五日 東臺拜趨、此日京師へ御使被命べき旨なり。依て陸軍總裁御免を
願ふ。夜に入、諸有司申所あり、御使の事免さる。軍事之儀取扱可申旨の仰渡。

勝嘆願使
任命の議
止む

官兵日に逼るの聞えあり。依て内命御旨意相貫き、御侵撃之事、御容與被下度旨を以て、懇願すべき爲なりしが、有司我が歸府を止められ、京師或は途中に躊躇せむ時は、再び是を解かむの術無し。如かじ、先差遣されざらむにはと云ふ議多きを以てなり。

山岡の出
現

此れにて彼が嘆願運動特使を命せられ、且つそれが取消されたる事情が判知る。然るに斯る場合に、意外にも、一個の人物出で來つた。それは山岡鐵太郎だ。彼は幕府旗下の士にして、蚤とに清川八郎等と與に尊攘を志し、文久三年には新徴組の幹部として、三百人浪士の統率者の一人であつた。彼は戊辰の際には、中條金之助、松岡萬等と與に、精銳隊の幹部として、徳川慶喜身邊の護衛の任に當つた。而して彼は何故に此際勝に代りて、其の使命を奉ずるに到つたの乎。

山岡出現
次第

彼が中條其他の同志と與に、輪王寺宮公現法親王の徳川慶喜恭順に付、嘆願運動の爲めに、御動坐を請願したる顛末は既記の通りだ〔參照 五九—六二〕。されば彼も亦た嘆願運動の必須なることは、能く知つてゐる。されど彼れ自身に其の運動

者たるに到りたるは、果して彼の自發であつた乎、將た他に理由あつた乎、今ま彼が明治二年己巳八月、自から誌したる「戊辰の變、余が報告の端緒」なる一文は能く其の事情を罄してゐる。

山岡自記
報告端緒

慶應三年丁卯十月十三日、將軍慶喜闕下に伺候して、勅允を受くるや、當時改革派(原文革命派とある、今之を改む、以下之に倣ふ)と佐幕派とを問はず、天下の人心物騒たる事、亂麻の如し。就中皇都の紛亂、軋轢の如きも、今日より夢想すべからざるものあり。さればにや、將軍參内して勅允を受くると同時に、改革派は亦既に、討幕の密勅を握り、虎視眈々、互に恨を包藏して、將に相喰まんとするの勢なり。是れ恰も兒戲に似たりと雖ども、亦た是れ止むを得ざるの時なり。

以上將軍慶喜大政返上の時事を云ふ。

右の次第なるを以て、時運の趨勢は免かるべからず。明れば慶應四年戊辰正月、忽ち伏見、鳥羽の衝突を出來し、改革の機は熟せり。新政府は組織せられたり。

山岡の概

慶喜は其事の容易ならざるを知り、忽皇として、江戸城に歸し、麾下の士を集めて、善後の策を講せらる。余は弱冠不肖の身なるを以て、敢て其の機密にあづかるを得ず。唯だ一個の浪人叛逆として目せらるゝのみ。有司一人として余を用ゆるものなきのみならず、反つて余の近付を恐るゝの色あり。此の如くにして満都の人心、益々動搖し、議論紛紜、一定致さず。其の急日一日より甚しからんとす。此時余が心中、誰れにか告げ、誰れにか語らん。日夜焦心苦慮するのみ。而して將に時機の至らんを待つのみ。

以上は山岡當人の眼中に映じたる環境を描き、其の自己の心境を語りたるものにして、彼は徒らに其腕を撫して、空しく時勢の非なるを、浩嘆したるのみ。

【七三】 山岡鐵太郎の出現 (二)

慶喜に召
さる

山岡は慨然時事の非なるを痛嘆して、單り孤憤を懷いてゐた。

奇なる哉、二月下旬、偶々急使余が許に來りて曰く、「將軍の命なり。速かに寛永寺の御在所に出頭可有之」と。余唯一言「よし」と答へ、匆匆寛永寺に到る。到れば、則ち人あり。曰く、「速かに將軍の御前に進め」と。直に伺候すれば、義兄高橋伊勢守坐側に控へらる。仰げば將軍面貌疲瘦して見るに忍びざるものあり。余が心中亦た一鎚を受くるの感あり。

是れ山岡自から誌すところ。當時徳川慶喜が、如何に懊惱、煩悶しつゝあつたかが判知る。

恭順使仰
出

將軍慇懃仰せて曰く、(前略)吾れ今汝を引く、他あるにあらず。汝をして駿府なる官軍の總督府に遣し、慶喜の恭順謹慎の實を貫徹せしめ、天下の太平を祈るにあり。汝克く吾意を達せしめよ」と。是に於て余の責任は死よりも重しと感せしめたり。而して余は此言動を見聞して、心身共に碎くるが如しと雖も、一點其色を示さず、態と將軍に問ふに「今日此の如きの形勢に當り、恭順の趣旨、果して如何。」

山岡は尋常の健兒でなく、匹夫の勇者でない。彼は彼自身の流儀に於て、洗鍊を經たる武士である。斯くあり得可きは當然だ。

慶喜述懐

將軍の曰く、「吾れは朝廷に對し一點二心を抱かず。赤心を以て恭順謹慎すと雖も、一度朝命の下りし上は、よもや生命はあるまじ。嗚呼斯迄世人に惡まれ、遂に其意を果さずと思へば、返す／＼も歎かはしき次第なり」とて、落涙せられたり。

慶喜當時の心事、正さに此の如くなる可しだ。

余答ふるに「何をつまらぬ事を仰せらるゝぞ。そは眞實謹慎の御意にはあらざるべし。詐りて斯く仰せらるゝにはあらざるか。或は他にたくまれたる事もなきや」と押返したり。

更らに一撓を與ふ。

將軍の曰く、「斷じて二心はあらず。何事も朝命には背かざる赤心なり」と。畢竟此の一句を吐き出さしめんが爲めのみ。

山岡引受

因て余は誓をなして曰く、「眞に誠心誠意を以て謹慎とあらば、不肖ながら鐵太郎承りたる上は、必らず朝廷へ貫徹し、御疑念氷解可仕は勿論なり。鐵太郎に於て、其儀は屹度御引受御意の程、徹底可致様盡力可仕。臣が眼の黒き内は、決して御配慮有之間敷」と誓を立て。

慨然一死を以て、前將軍慶喜の爲めに許さずんば、決して這般の言句は出て來る可きものではない。

直ちに席を辭し去り、之を一二の重臣に謀ると雖も、愚物以て語るに足らず。滿都の官僚、幕士、一人も山岡其人の意に中る者がない。

勝に相談

當時軍事總裁勝安房は、余素より知己ならずと雖も、曾て其の胆略あるを聞く。依て早速赤坂氷川町なる勝安房の宅に到り、事の急を告げて面會を求む。

兩人對面

漸く天縁人縁ながら相ひ熟し、海舟、鐵舟兩人の會見となつた。家人疑念を抱藏して、頗る躊躇の色ありしも、余の請求甚だ嚴なるを以て、遂に安房に面するを得たり。

眞に不可思議の命運の廻り合せだ。幕府の末路、頗る齟齬、失敗多く、特に鳥羽伏見を以て、其の失策の最も大なるものと爲す。而して單り東征官軍との應對に於て、漸く相對的の角力を取り組むことが出来た。是れ實に二百六十年江戸幕府の掉尾の運動として、大いに其の氣焰を吐くことが出来た。而してその一齣も、實は此の兩人の會見に基いてゐる。

【七四】 山岡、勝の會見

勝の疑惑

今ま山岡と勝との會見に就て、山岡自から記する所によれば、左の如し。

疑惑解く

安房は余と初面識なるを以て、疑心を抱藏して、容易に答ふ可くもあらず。故に余は大喝一聲して曰く、「事既に今日に至り、何を苦んで之を躊躇す」とて、事の仔細を述ぶ。此時安房語る所ありと見受らる。徐に余に事の處置法を問ふ。余も亦之に答ふる所ありしが、安房は遂に余が意を諒し、自から膝を撫し、

感を啓きて曰く、實に余は貴殿と初めて會合の事とて、未だ貴殿の人と爲りを知らず。故に一應之を疑ふの理あり。そも亦仔細あり。今日互に氷解の上は無遠慮に之を語らざるを得ず。從來余も側に貴殿の人と爲りを聞き、至つて奇なる人なれば、一度會合の機を得たしと思ひし事も屢々なり。然るに人々の注意によれば、「山岡と云ふ者は逆も尋常のものにあらず。甚だ不本意の徒にして、機を窺ふて叛逆を企てんとする男なり」と。殊に大久保（二翁）の如きすら、内余に忠告して曰く、「山岡には接近する勿れ、彼れは足下を刺殺さんと思ひ居るなり」など、て、眞面目に注意されたることもあれば、彼是愚痴に惑はされて遂に今日に至りしなり。

如何にも勝の申すところ、勝としては尤の次第だ。山岡が從來の經歷に徴しても、彼が注意人物、危険人物として、或る人々より受取られたるも、決して意外のことでは無かつた。

西郷宛の
状を托す

嗚呼神ならぬ身の愚かさかな。去りながら今日互に接語して、始めて其の疑念

も氷解せられたり。貴殿にも悪くは思ひ給ふ勿れ。誠にすまぬ事なり。現に貴殿の決心を察するに、よもや仕損じもあるまじ。乞ふ貴殿速に駿府に馳せ、右の情状を貫徹せしめられよ。又序でながら幸なれば、余が書翰を西郷氏に届けてくれよとて一封の書を托せられ、而して余の附人として薩人益満休之助を従はしむ。

而して山岡は更らに左の如く述懐してゐる。

山岡出發

事既に決す。余は直に江都を發し、晝夜休まず、途を急ぎて駿府に向ふ。生死顧みるに足らず。唯だ誓ふ所は、天の道に違はざるにあるのみ。

抑も此の如く山岡を前將軍慶喜に推薦したるは、果して何人ぞ。山岡の記する所によれば、

山岡の推薦者

抑も余が將軍の命を奉じて、駿府に使用するを得たるは、是れ亦た故なくんばあらず。余嘗て義兄高橋伊勢(泥舟)に聞く、曰く汝を駿府に馳せしめたるもの故あり。余當時安房(勝海舟)の求めにより、亦自から思ふ所あるを以て、遊撃、

精銳の兩隊を率ひ、主公を保護し、恭順の實を示し、上野寛永寺に退去する事數日。麾下人心の沸騰一方ならず。折柄官軍駿府に著すると聞く。將軍余(高橋)に命するに、汝速に駿府に到り、先鋒總督府に就きて、慶喜の恭順を朝廷に貫徹すべしと仰せられたり。余は公の命を奉じ、將に席を辭せんとす。時たまたま公(慶喜)嘆息して仰せけるは、嗚呼伊勢よ伊勢よ、汝が今此の地を去らば、麾下無謀の士、一時に動搖して何事の生ずるや、豫想すべからず。今無頼の徒汝の雄威を恐れて、漸く今日あるのみ。然るに今汝が去り行かば、誰れか之を鎮壓するものあらん。嗟噫今日汝の身體二無きこそ恨めしき次第なり。若し汝の見る所に於て、汝に代つて此の重任に當るものはあらざるか」とて、公(慶喜)は愁然として、流涙雨の如し。其情悲歎にたへざるものあり。因て余は色を改めて曰く、諺に言はずや、子を見る事親に如かず」と。吾れ今麾下の士幾萬なるを知らずと雖も、此の使命を全たからしむるものは、臣が愚弟山岡鐵太郎に如くものあるを知らず。然れども公果して彼に命じ給ふや否や。尊考に任せん

高橋の申出

と。公少しく降心せられ、面を擡げて仰せけるは、「汝の見る所にして然らば、我れ豈何をか言はん。汝速に命を山岡に傳へ、疾く走らしめよ」と。余曰く、「今日の事たるや、最も大事なり。苟くも輕視すべからず。願くは彼を御前に引きて公親ら之に任せよ。古語に曰ふ、「君命重からざれば、臣事を輕んず。若し誤りて此命を辱かしむる事あらば、後悔元にかへらず」と、其意を述ぶるや、公省悟する所あり、遽に汝を召して、夫の任命に及びしなりと。是れ義兄高橋の實話なり。亦以て其の心衷思ふに餘りあり。

と。而して以上は山岡自身が、明治二年己巳八月に記したるところにして、其の實録たるや、毫も疑を容るゝの餘地無しだ。乃ち使者派遣の發意は慶喜にして、其の使者の人物を推薦したるは、實に高橋伊勢守であつた。

第十三章 山岡駿府に使す

【七五】 山岡、西郷の談判 (一)

勝渡りに
船の思ひ

勝は全く諦めてゐた。自から出で、使ひする事も出來ず、又た他に適當の人も見當らず。此上は只だ命を天に任せて、官軍を江戸城下に引き附け、最後の談判を爲し、而して事成れば可。然らざれば玉石一炬、江戸を擧げて焦土となし、官軍と刺違への大芝居を打つ覺悟であつた。然るに思ひ掛けなく、山岡鐵太郎が出現した。勝たるもの安んぞ渡りに舟の感なき能はざるを得ん哉だ。山岡駿府出使の因由は既記の通りだ〔參照 七二―七四〕。而して其の出使の顛末に就て、山岡自身の筆録したるものがある。此れは明治十五年三月のものにして、足掛け十五年を経たるものなれども、事件が事件だけに、大體に於て最も信憑す可き實録であるから、前段はや、既記と重複する所あるに拘らず、之を掲ぐることにする。

山岡自記

慶喜誠心

慶應戊辰三月、駿府大總督府に於て、西郷隆盛氏と談判筆記

戊辰の年、官軍我舊主徳川慶喜御征討の節、官軍と徳川の間隔絶、舊主家の者如何とも盡力の途を失ひ、論議紛紜、廟堂一人として、慶喜の恭順を、大總督宮へ相訴候者なく、日夜焦心苦慮するのみなり。其内譜代の家士數萬人、論議して一定不致、或は官軍に抗せんとする者あり、又は脱走して事を計らんとするあり。其勢言語に盡す能はざる也。舊主徳川慶喜儀は、恭順謹慎、朝廷に對し、公正無二の赤心にて、譜代家士等に示すに、恭順謹慎の趣旨を嚴守すべきを以てす。若し不軌の事を計る者あらば、予に及するが如しと達したり。

以上は前將軍徳川慶喜の態度だ。

慶喜の愁態

故に余舊主に述るに、今日切迫の時勢、恭順の趣旨は如何なる考に出候哉と問ふ。舊主示すに、予は朝廷に對し公正無二の赤心を以て謹慎すといへども、朝敵の命下りし上は、とても予が生命を全する事は成るまじ。斯く迄衆人に惡まられし事、返すくも歎かはしき事と落涙せられたり。

山岡引受

此れは山岡の眼中に映じたる慶喜の愁態。

余舊主に述るに、何を弱きつまらぬ事を申さるゝや。謹慎とあるは、詐りにても有んか。何か外にたくまれし事にも有るべきか。舊主曰、予は別心なし。如何なる事にも朝命に背かざる無二の赤心なりと。余曰眞の誠意を以て、謹慎の事なれば、朝廷へ貫徹し、御疑念氷解は勿論なり。鐵太郎に於て、其邊は屹と引受、必ず赤心徹底可致様盡力致す可し。鐵太郎眼の黒き内は決して配慮有之間敷と斷言す。

以上は山岡と前將軍慶喜との問答だ。山岡は果して前將軍慶喜の恭順謹慎が、間違なき乎、純粹なる乎、誠實なる乎に就て、斯くまで念に念を押し、而して後之を大總督府に就て、貫徹せしめんと企てた。

重臣不承知

爾後自ら天地に誓ひ、死を決し、只一人官軍營中に至り、大總督宮に、此衷情を言上し、國家の爲に、無事を計らんと欲す。大總督府本營に到る迄、若し余が命を絶者あらば、曲は彼にあり。余は國家百萬の生靈に代り、生を捨るは素

より余が欲する所なりと、心中青天白日の如く、一點の曇りなき赤心を一二の重臣に計れども、其事決して成り難しとして、肯せず。

旗本八萬騎中、一人の山岡と斯志を共にする者なく、而して政局を拾收するの任に膺りつゝある重臣中にも、亦た一人の彼の斯行を賛成する者無し。山岡は勢ひ自から勝安房の懐中に飛び込まざるを得ざる場合となつて來た。

【七六】 山岡、西郷の談判 (二)

勝山岡初對面

山岡が駿府發足に先ち、勝安房と會見の事は、既に同人の所記を掲げたが〔参照七三、七四〕然も本文中にも、亦た同人の手記あれば、重複を厭はず之を掲げんに曰く、

當時軍事總裁勝安房は、余素より知己ならずと雖ども、曾て其の膽略あるを聞く。故に行て是を安房に計る。安房余が粗暴のきこへあるを以て、少しく不信

の色あり。安房余に問ふて曰、足下如何なる手立を以て官軍營中へ行くやと。

余曰、官軍の營中に到れば、彼等は必ず余を斬するか、縛するかの外なかるべし。其時双刀を渡し、縛すれば縛につき、斬らんとせば、我旨意を一言、大總督宮へ言上せん。若し其言の惡しくば、直に首を斬るべし。其言のよくば、此所置を余に任すべしと云はん而已。是非を問はず、只空しく人を殺すの理なし。何の難きことか之あらんと。

此の如く生死一如の達觀もて、出掛くるに於て、格別の心配は無用である。

勝の同意

安房其精神不動の色を見て、斷然同意し、余が望に任す。

勝其人としても、始めて其の使命を達す可き人物を見出したのだ。

夫より余家に歸りしとき、薩人益満新八郎(休之助)來り、同行せんことを乞ふ。依て同行を承諾す。直ちに駿府に向ひて急行す。

益満を同行せしめたるは、勝の注意による。其の次第は、別に語るであらう。

山岡途中

既に六郷河を渡れば、官軍先鋒、左右皆銃隊、其中央を通行するに止むる人な

し。隊長の宿營しゆくえいと見ゆる家に到り、案内を乞はずして立入り、隊長を尋ねるに是なるべしと思ふ人あり(原註、後に聞は篠原國幹なり)。即ち大音にて、朝敵徳川慶喜家來山岡鐵太郎、大總督府へ通ると斷りしに、其人徳川慶喜、徳川慶喜と、二聲小音にて云ひしのみ。此家に居合す人、凡そ百人計りと思へども、何れも聲を出さず、唯だ余が方を見たる許りなり。依て其の家を出で、直に横濱の方ばかに急ぎ行きたり。其時益満も後に添そひて來れり。

當時の官軍は既に川崎驛まで押し寄せ來り居た。惟ふに慄悍へうかんなる隼人健兒はやとけんじも、山岡決死の覺悟には、あつけにとられて、手の下し様が無かつたのであらう。

薩人と名のる

横濱を出、神奈川驛に到れば、長州の隊となれり。是は兵士旅營に入り、驛の前後に番兵を出せり。此所にては益満ますみつを先となし、余は後に隨ひ、薩州藩と名乗り、急ぎ行くに、更に支ささふる者なし。夫より追々薩藩と名乗れば、無印鑑むいんかんなれども、禮を厚くし通行させたり。

此れは薩人益満の同行が、頗る役に立つたものと察せらるゝ。

小田原驛に著たる頃、江戸の方に兵端へいたんを開けりとして、物見の人数路上に絶へず、東に向ひて出張す。戦争は何處にて始まりしと尋ねしに、甲州勝沼の邊なりと云ふ。仄ほかに聞、近藤勇、甲州へ脱走せしが、果して是なるべしと心に思ふたり。

勝沼戦争に就ては、既記の通りだ(參照 五六―五八)。當時交通の不便、其の戦報の到達も、容易ではなかつた。

駿府到着

晝夜兼行、駿府に到着し、傳馬町某家でんまぢやうを旅營とせる大總督府下參謀西郷吉之助方に行きて、面謁を乞。同氏異議なく對面す。

山岡が江戸より、單騎、只だ一人の益満と同行して、官軍の中を掛け通り、駿府に達するさへも、決して容易の業では無かつた。況んや西郷と面會して、其の使命を果すをやだ。以下如何に山岡が正々堂々の論陣を張りて、其の使命を果したるかを見よ。

【七七】 山岡、西郷の談判 (三)

西郷を説く

此れより彌よ山岡、西郷の談判に入る。

余(山岡)西郷氏の名を聞くこと久し。然れども曾て一面識なし。西郷氏に問曰、先生此度朝敵征討の御旨意は、是非を論せず進撃せらるゝか。我徳川家にも多數の兵士あり、是非にかゝはらず、進軍とあるときは、主人徳川慶喜、東叡山菩提寺に恭順謹慎いたし居り、家士共に厚く説諭すと雖も、終には鎮撫行届かず、或は朝意に背き、又は脱走不軌を計る者多からん。左すれば徳川慶喜は、公正無二の赤心、君臣の大義を重んずるも、朝廷へ徹せず、故に余其事を歎じ、大總督宮へ、此事を言上し、慶喜の赤心を達せん爲め是迄參りしなり。西郷氏曰、最早甲州にて兵端を開きし旨注進あり、先生の言ふところは相違なりと云。余曰、夫は脱走の兵のなす所なり。縦令兵端を開きたりとて、何の仔細なしと云ひければ、西郷氏曰、夫なればよしと云て後を問はず。

西郷寛典をいふ

流石に西郷である。

余曰、先生に於ては戦を何途迄も望まれ、人を殺すを専一とせらるゝか。夫では王師とは云ひ難し。天子は民の父母なり。理非を明らかにするを以て王師とすと。西郷氏曰、唯だ進撃を好むにあらず。恭順の實効さへ立ば、寛典の御處置あらん。

如何にも西郷らしき應接だ。

余曰、其の實効と云ふは如何なる事ぞ。勿論慶喜に於ては朝命は背かざるなり。西郷氏曰、先日來靜寛院宮、天璋院殿の使者來り、慶喜殿恭順謹慎の事歎願すと雖も、只恐懼して更に條理分らず、空しく立戻りたり。先生是迄出張、江戸の事情も判然し、大に都合よろし。右の趣大總督宮へ言上可致、此所に控へ居るべしとて宮へ伺候す。

此にて見れば西郷は殆んど其人の來るを待ち設けてゐた様だ。

暫ありて西郷氏歸營し、是より五個條の御書御下げありたり。其文に曰、

西郷大總督宮に言上

五個條御下げ

- 一 城を明け渡す事
- 一 城中の人数を向島へ移す事。
- 一 兵器を渡す事。
- 一 軍艦を渡す事。
- 一 徳川慶喜を備前に預る事。

所謂五箇條

此の大總督府より示されたる五箇條なるものは、「熾仁親王日記」に掲げられたるものと對照せば、思ひ半ばに過ぎるものあらむ〔參照 六四〕。然もそれよりも、立ち入りて考察すれば、西郷東下以前、京都に於て、豫じめ岩倉、大久保等と大體の方針に就て、打合せ置きたるものがあつた。それは大久保手記の左の文書が、岩倉家に保存せられてゐたことを見ても、其の約略を領取することが、出来るものと思はるゝ。

大久保手記徳川處分意見書

- 一 徳川氏處分に關する意見書
- 一 恭順之廉を以、慶喜處分之儀、寛大仁恕之思食を以、死一等を可被滅事。

一 軍門に伏罪之上、備前に御預之事。

一 城明渡之事。(以下十二字加筆)但軍艦、銃砲相渡候勿論之事。

右三ヶ條を以、早々實行を舉候様、朝命嚴然降下、若し奉せずんば、官軍を以て可打碎之外、條理有之間鋪奉存候事。

但餘條は推而及御沙汰べき事。(大久保利通文書)

五箇條成立次第

即ち西郷が大總督宮の令旨を奉じて、山岡に示したる五箇條の條件は、殆んど此れと一致するではない乎。城明渡しもその通りだ。軍艦、銃砲(兵器)もその通りだ。徳川慶喜を、備前へ預ることも、その通りだ。但だ大總督宮の下附せられたる條件の中、前文に無きは、城中の人数を向島に移すの一項に過ぎないではない乎。されば此の條件は、京都に於て、既に極秘として、新政府中樞人物の間には、相談が成立してゐたものと見るも、決して間違ひあるまい。それにしても西郷が慶喜を切腹までは、やりつけねばならぬと云うたのは、其の文句通りでなく、善き加減の恭順では不可。徹底的の恭順までは押し詰めねばならぬとの意味に解す

るを以て、其要を得たものとせねばならぬ。

【七八】 山岡、西郷の談判 (四)

五個條問
答

西郷は既掲の通り〔参照 七七〕、五個條の條件を提供した。

西郷氏曰、右の五個條實効相立つ上は、徳川家寛典の御所置も可有之。余(山岡)、謹んで承りたり。然れども右五ヶ條の内にて、一ヶ條は拙者に於て何分にも御請難致旨有之候。西郷氏曰、夫は何の箇條なるか。余曰、主人慶喜を獨り備前に預る事、決して相成ざることなり。如何となれば、此場に至り、徳川恩顧の家士決して承伏不致なり。詰る所兵端を開き、空しく數萬の生命を絶つ。是れ王師のなす所にあらず。さすれば先生は只の人殺しなるべし。故に拙者此條に於ては、決して不肯るなり。如何にも山岡らしき申分だ。

西郷強説

西郷氏曰、朝命なり。余曰、たとひ朝命たりと雖も、拙者に於て決して承伏せざるなりと斷言す。西郷氏又強て、朝命なりと云。

双方激論

双方相持して相下らず。

余曰、然れば先生と余と其位置を易て暫く之を論せん。先生の主人島津公、若し誤りて朝敵の汚名を受け、官軍征討の日に當り、其君恭順謹慎の時に及んで、先生余が任に居り主家の爲め盡力するに、主人慶喜の如き御所置の朝命あらば、先生其命を奉戴し、速に其君を差出し、安閑として傍觀する事、君臣の情先生の義に於て如何ぞや。此の儀に於ては、鐵太郎決して忍ぶ事能はざる所なりと激論せり。

西郷承諾

此の激論は、確かに手答へがあつた。地を易れば、皆な然らんだ。流石に西郷は武士の情けを知る者だ。如何でか感動せざる可き。西郷氏默然暫ありて曰、先生の説尤も然り。然ば即ち徳川慶喜殿の事に於ては、吉之助屹と引受け取計ふべし。先生必ず心痛する事なかれと誓約せり。

惺々惺々を知り、好漢好漢を知る。西郷が一言は山より重し。彼は其の身を以て山岡の忠誠に酬いたるものだ。

山岡歸途に就く

後に西郷氏余に謂ふ。先生官軍の陣營を破り此に来る。縛するは勿論なれども縛さずと。余答て曰、縛につくは余が望むところ、早く縛すべしと。西郷氏笑つて曰、先づ酒を酌んと。數杯を傾け暇を告れば、西郷氏大總督府陣營通行の符を與ふ。之を請けて去る。

此の如くして山岡は其の使命を了した。徳川氏士を養ふ二百六十年、今に於て聊か其驗ありと云はねばならぬ。

途中の出來事

歸路急行神奈川驛を過ぐる頃、乗馬五六匹を牽きて行くあり、何れの馬なるかと尋ねしに、江川太郎左衛門より出す所の官軍用馬なりと。其馬二匹を貸すべしと云ひ、直ちに益滿と共に其馬に跨り、馳せて品川に到る。官軍先鋒既に同驛に在り。番兵余に馬をとぐめよと云ふ。余不聞して行く。急に三名走り來り、一人余が乗たる馬の平首に銃を當て、胸間へ向け放發せり。奇なる哉雷管

發して彈丸發せず。

眞に天祐である。

山岡復命

益滿驚きて馬より下り、其兵の持たる銃を打落し、西郷氏に應接の云々を示すに、聞かず。伍長體の人出で來り、其兵士を諭す。兵不伏ながら退。(原註、薩藩山本某と云ふ人なり)若し銃彈發すれば其所に死すべし。幸に天の余が生命を保護する所ならんかと、益滿と共に馬上に談じ、急ぎ江戸城に歸り、即ち大總督宮より御下げの五ヶ條、西郷氏と約せし云々を、詳かに參政大久保一翁、勝安房等に示す。兩氏其他重臣、官軍徳川の間、事情貫徹せし事を喜べり。

山岡の功

此の如くして山岡は愈よ其の使命を果したる次第を復命した。眞に虎穴に入らずんば虎兒を得ずとは此事であつた。恐らくは西郷も初めて注文通りの相手に接見するを得たのであらう。一切の事は、勝西郷の會見にて定りたるも、其の序開きは、全く山岡、西郷の談判に出で來つた。山岡の功亦た大なりと云はねばならぬ。

【七九】 山岡、西郷談判の餘波

慶喜布告
市民安堵

山岡は尙ほ西郷との談判後の成行に就て、左の如く録してゐる。

舊主徳川慶喜も欣喜、言語を以云ふべからず。直ちに江戸市中に布告を爲したり。其大意如此。大總督府下參謀西郷吉之助殿へ應接相濟み、恭順謹慎、實効相立候上は、寛典の御處分相成候に付、市中一同動搖不致、家業可致との高札を、江戸市中に立つ。是に於て市中の人民少しく安堵の色あり。

以上にて大團圓となる。以下は所謂餘波である。

西郷沈勇

是より後、西郷氏江戸に著し、高輪薩邸に於て、西郷氏に勝安房と余と相會し、共に前日約せし四ヶ條、必實効を可奏と誓約す。故に西郷氏承諾、進軍を止む。此時徳川家の脱兵なるか、軍装をせし者、同邸なる後の海に小舟七八艘に乗組、凡五十人許、同邸に向ひ寄せ來る。西郷氏に附屬の兵士、事の出來るを驚き奔

走す。安房も余も是を見て、如何なる者かと思ひたり。西郷氏神色自若、余に向ひ笑て曰、私しが殺されると、兵隊がふるひますと云たり。其言の確乎として不動こと、眞に感すべきなり。暫時ありて其兵は何れへか去る。全く脱兵と見へたり。

西郷沈勇の狀、想ふ可し。如何にも西郷らしき言葉だ。私が殺されると、兵隊がふるひますとは。

山岡の西郷護送

如此の勢なれば、西郷氏應接に來る毎に、余往返を護送す。徳川家の兵士議論百端、殺氣云ふ可からざるの秋、若し西郷氏を途中に殺さんと謀るものあれば、余前約に對し、甚だ之を恥づ。萬一不慮の變ある時は、西郷氏と共に死せんと心に盟つて護送せり。

如何にも殊勝の心掛けた。斯くてこそ山岡も幕府最期の歴史に光明あらしむる一人たるを得たのだ。

村田の鬱憤晴らし

此日大總督府下參謀より、急御用有之出頭すべしとの御達あり。余出頭せしに、

村田新八出で來り、先日官軍の陣營を足下みたりに通行す。其旨先鋒隊より報知す。我と中村半次郎(桐野利秋)と、足下を跡より追付、切殺きりころさんとせるが、足下早くも西郷方へ到り、面會せしに依て切損したり。あまり殘念ざんねんさに呼出し、是を云へるのみ。別に御用向は無しといふ。

如何にも村田らしき文句。

余曰、それはさもあるべし。余は江戸兒なり。足は尤も早し。貴君方は田舎者にてノロマ男故、余が早きにはとても及ぶまじと云て、共に大笑して別れたり。江戸兒の爲めに、氣焰きえんを吐く萬丈。山岡にあらざれば、斯る傍若無人ぼうじやくびじんの文句を吐くものは無い。

兩士も其時軍監にて、陣營を護りながら、卒然其職務を失ひたりしを、遺憾ひがんに思ひしと見えたり。如此の形勢なれば、余輩鞠躬きくきゆう盡力して、以て舊主徳川慶喜が、君臣の大義を重んずるの心を體認し、謹んで四ヶ條の實効を奏し、且百般の難件なんけんを所置する者、是則余が國家に報ずる所以の微意なり。

明治十五年三月

山岡 鐵太郎誌

一誠事を決す

之を要するに、山岡は徳川慶喜の恭順謹慎の誠まことに感激かんげきし、西郷は復た山岡の主人の爲めに、一命を捨て、其の恭順謹慎の誠意まこといを貫徹くわてつせんとするの誠意まこといを尋酌じんしやくし、而して山岡は更らに西郷が其の大度にして、彼の誠意まこといを快く受け納れたるに感激かんげきし、遂ひに此の江戸城受け渡の序幕じよまくは開かれたるものだ。古より、天下の大事を擔當たんたうする者は、天下の大節ある者なりと云ふは、此事であらう。凡そ解難排紛かいなんはいふんの大事を諒りやうするには、權謀けんぼう、詭策きさく、亦た時に其用ある可しと雖も、詮じ來れば一誠意まこといに基くもの、之を見て知る可しだ。

【八〇】 勝安房と山岡鐵太郎 (一)

勝薩士を預る

勝が如何なる態度たいどもて、官軍の東下を迎へたるかは、海舟日記が能く之を語りて

八〇 勝安房と山岡鐵太郎(一)

ある。

三月二日 舊歲薩州之藩邸焼討之折、訴へ出でし所之家臣、南部彌八郎、肥後七左衛門、益満休之助等は、頭分なるを以て、其罪遁るべからず。死罪に所せらるゝの旨にて、所々へ御預置れしが、某申旨ありしを以て、此頃此事、上聽に達し、御旨に叶ふ。此日右三人某へ預終はる。

此れは慶應三年丁卯十二月廿五日、薩邸焼討の際、幕府の捕虜となりたる薩藩浪人三名を、勝が手許に預りたることを云ふ。而して此の益満がやがては山岡と同行して駿府に赴くととなつたのは、既記の通りだ。〔参照 七四―七九〕

同五日 旗下山岡鐵太郎に逢ふ。一見其爲人に感ず。同人申旨あり、益満生を同伴して駿府に行き、參謀西郷氏に談せむと云。我是を良とし、言上を経て其事を執せしむ。西郷氏に一書を寄す。

如何にも簡にして要を得てゐる。「一見其爲人に感ず」とあれば、如何に山岡が勝の信用を博し、斯漢ならば、使命を達成するに、間違ひなしと看取したるかを、

勝西郷に書を贈る

知るに足らむ。

無偏無黨王道蕩々矣。今官軍逼鄙府といへども、君臣謹て恭順之道を守るは、我徳川氏之士民といへども、皇國之一民成るを以てのゆへなり。且皇國當今之形勢、昔時に異なり。兄弟牆にせめげども、其侮を防ぐの時成るを知らばなり。

恭順の理由を、大處、高處より説き出し來る。

雖然鄙府四方八達、士民數萬來往して、不教之民、我が主の意を解せず、或は此大變に乗じて、不軌を計るの徒、鎮撫盡力、餘力を残さずといへども、終に其甲斐無く、今日無事といへ共、明日之變、誠に難計。小臣鎮撫力殆ど盡き手を下だすの道無く、空敷飛彈の下に憤死を決する而已。

以上は江戸鎮撫の極めて困難にして、勝自身只だ一死を分とするの他無きを云ふ。然れども後宮の尊位、一朝此不測之變に到らば、頑民無頼の徒、何等之大變、牆内に可發哉。日夜焦慮す。恭順之道、從是破るといへども、如何せむ其統

江戸鎮撫の困難

和宮の身を案ず

御之道無きを。唯軍門參謀諸君、能く其情實を詳にし、其條理を正さんことを。且百年之公評を以て、泉下に期すにある而已。

「後宮の尊位」とは、第一に靜寛院宮を云ひ、次には薩摩より嫁して徳川家定の御臺所となりたる天璋院に及ぶ。此れが官軍に取りては最上の痛手だ。故に勝は此の痛手に附け入りて斯く云ふのだ。

嗚呼痛哉。上下道隔る。皇國之存亡を以て心とする者なく、小臣悲歎して、訴へざるを得る所なり。

其御所置の如きは、敢て陳する所にあらず。正ならば、皇國之大幸。一點不正之御舉あらば、皇國之瓦解、亂臣賊子之名目、千載之下、消ゆる所なからむ歟。

彼は決して、僕々爾として、尾を垂れ、頭を叩いて、其の憐を請はない。彼は寧ろ一切の責任を、官軍側に打ち掛けた。即ち國家の治平も、動亂も、一に官軍の措置の正と不正とに由りて、是れ判ずるのみと云うた。固より一死を分とする彼

全責任を
官軍に歸す

江戸を離
る、能は
ず

としては、斯く云ふを寸毫も遲疑す可き理由は無かつた。

小臣推參して、其情實を哀訴せんとすれ共、士民沸騰鼎の如く、半日も去る能はず。唯愁苦して、鎮撫を事とす。果たして其勞するも亦功なきを知る。然れども其志不達は天也。到于此際、何ぞ疑を存せん哉。誠恐謹言。

三月五日

勝安房

參謀軍門下

如何にも、官軍の爲めに、其の一命を乞ふの投降書と、云はんよりは、寧ろ官軍に向つて、今後如何なる措置を取る可き乎を、曉諭せんとするが如き、文字である。

【八一】 勝安房と山岡鐵太郎 (二)

海舟日記は尙ほつゞく。

十日

満都鼎沸

此頃官兵神奈川を越して、六郷に望む。頗る殺氣凛々たり。兵卒等揚言して、慶喜（原文〇〇に作る）切る可し、社稷可立と云。是を聞く者、怒氣盛にして、双眼血を濺ぎ、涕泣して奮戦せむとする者、殊に多し。君上（慶喜）號令嚴重にして、日夜其怒心を宥められ、少も御憤の色なし。臣下是を恨み、是を憤る。我輩（勝）を暗殺せむと云者亦多し。是君上之御恭順は、我が建言する所、専ら敵に降る意なり。君辱時は、臣死之常道を失す。先其首を切つて、軍神を祭らむと云に到る。

官軍目睫の間に逼り、満都鼎沸の状想ひ見る可し。一寸の蟲にも五分の魂と云ふ。況んや天下の御旗本を以て、自から居り、眼中人無き江戸兒の壯夫に於てをやだ。勝は愚ろか、彼等過激派の連中には、徳川家の爲とあらば、一慶喜さへも敢て犠牲とするを辭せざる者共さへもあつた程だ。

山岡沈勇

山岡氏東歸、駿府にて西郷氏に面談。君上（慶喜）之御意を達し、且總督府之御内書、御處置之箇條書を乞ふて歸れり。嗚呼山岡氏沈勇にして、其識高く、能く君上之英意を演説して、殘す所なし。尤以て敬服するに堪へたり。是れは恐らくは山岡に對する勝の最上限度の讚辭であらう。何者ぞ勝が山岡の功を窃み、獨り自から其の名譽を専らにすると云ふぞ。

官軍御書付

其御書付は、

- 一 慶喜儀、謹慎恭順之廉を以て、備前藩に御預可被仰付事。
- 一 城明渡可申事。
- 一 軍艦不殘可相渡事。
- 一 軍器一切可相渡事。
- 一 城内住居之家臣、向島に移り慎可罷在事。
- 一 慶喜安舉を助候面々、嚴重に取調、謝罪之道、屹度可相立事。
- 一 玉石共に碎くの御趣意更無之に付、鎮定之道相立、若暴舉致候者有之、手

に餘り候はゞ、官軍を以て可相鎮事。

右之條々實効急速相立候はゞ、徳川氏家名之儀は、寛典之御處置、可被仰付候事。

以上が山岡の齎らし還りたる大總督府參謀より交付の文書だ。固より第一項の慶喜備前藩へ御預の一件は、山岡の力争によりて、西郷が其の然せざるを保障したが、書付は書付として、修正はされなかつたものと察せらる。

獨山岡の
み成功

此程より法親王(輪王寺宮公現法親王)並一橋殿、參政服部筑前、河津伊豆等、駿府或は箱根に御出張、御歎願之事ありしが、各一つも御採用とも聞へず。獨り山岡氏行くに當て、總督府に達し、參謀等此御書付を渡せり。

是れ實に山岡其人をして、百尺樓頭に措くもの。勝の山岡の功を認識する此の如く昭著である。山岡其人としても、之を一讀したらんには、聊か其勞と功とに酬いたるものなるを首肯するであらう。

山岡成功
の素因

然も山岡をして上記の如き目的を達成せしめたる所以を、溯りて考ふれば、勝

好漢好漢
を知る

と西郷との年來の關係が、其中に存することを忘却してはならない。當時官軍側に於ては、京都に在る大久保等にせよ、東海道の途上にある西郷にせよ、其の對手は餘人でなく、勝であり、たゞ勝である。されば西郷は山岡と應對したる際にも、西郷は決して單獨なる山岡として應對したるものでなく、勝の意を承けて來れる山岡として應對したのだ。其の位置は敵にせよ、味方にせよ、好漢西郷は好漢勝を知り、好漢勝は好漢西郷を知る。如何に私事を以て公事を害せずと云ふも、如何に公事の爲めに私事を顧みずと云ふも、詮じ來れば人間相互の談判だ。其間には肉もあれば、血もある。怒もあれば喜もある。反感もあれば同情もある。笑もあれば涙もある。而して相互相知る深き者に於ては、一見釋然として兩意疏通するに、何の難きことか是れあらんやだ。

第十四章 勝西郷直接交渉開始前の情勢

【八二】官軍東下に處する勝の心境 (一)

勝の覺悟

抑も勝は無謀、無策、進退居措を失し、只だ手を束ねて、官軍の東下を待ちたる乎。否、否、決して然らず。彼も亦た人傑だ。衆難群謗の焦點となりつゝ、敢然として、小栗一派の意見に反對し、身を挺して、恭順説を唱へたるに就ては、其の最後の覺悟は、當然ある可き筈だ。彼は決して無謀でも無く、無策でも無かつた。其の無謀、無策は、却て深謀、長策たる所以であつた。彼は唯だ一誠意を以て、官軍を迎へ、隔意なき陳情を爲し、若し其の情達せず、其願容れられざるに於ては、玉石俱焚の覺悟を爲した。而して此時に於ては、其の責任は、斷じて官軍の上に歸す可きことを確信してゐたからだ。海舟日記、三月十日の項の後半に曰く、

勝容易に動かす

官兵は日（慶應四年戊辰三月）に府下に逼る。大久保一翁、川勝備後、淺野美作、向山準人輩、諸官に謀りて、御書付に附て、歎願する所あり。是を以て參謀に達すべき旨なりしかども、我おもふ所あり、官兵府城に近逼し、諸士必死を極むるにあらざれば、上意をして達せしむること能はず。また官兵も我が動靜を察知せず。一舉其通不通を試み、成否を天に任せんにはしかすと云て、軽く動かす。

勝の計策

勝は自ら死地に陥りて、而して後活くるの計を廻らした。

竊に聞けることあり。官兵當十五日、江城侵撃と云。三道の兵必死を極め進めば、後ろ其市街を焼きて、退去の念をたしめ、城地に向て、必死を期せしむと。若今我が歎願する處を不聞、猶其先策を舉て進まんとせば、城地灰燼、無辜之死數百萬終に其遁がれしむるを知らず。彼此暴舉を以て、我に對せむには、我もまた彼が進むに先きんじ、市街を焼きて、其進軍を妨げ、一戰焦土を期せずんば有べからず。此意此策を設けて、逢對誠意に出づるにあらざれば、恐ら

主客顛倒
の位置

くは貫徹爲しがたからむ歟。愚不肖是に任て一點疑を存せず。若百萬之生靈を救ふにあらざれば、我先是を殺さんと、斷然決心して以て其策を回す。

此れが勝の當時に於ける心境だ。彼は決して小策、詭策を事とするを屑とせず。さりとして徒らに叩頭、頓首して、憐を乞ふを欲せず。百萬の生靈を殺すも、活かすも、一に官軍の責任に任すと打ち掛け、徐ろに官軍の措置如何によりて、我が方便を廻らさんと試みた。此の如くして殆んど主客顛倒の位置を占め來つた。所謂隨處作主とは、此事であらう。彼は又た其の「解難錄」に於て語りて曰く、

鈴木奎右
衛門の計

徒士鈴木奎右衛門は、澁川流柔術の師家也。此の時其歳六十に近く、剛直撲素師家たるに、恥ぢざる者なり。予に逢ふて告て曰、官軍駿河に在り、既に箱根を越し、府下に入らむとす。我が同志既に五百名、敢死の士なり。我輩同盟五六名、是に將とし、箱根に出で、一戦せむとす。若し一敗せば悉く討死し、城下の盟の恥を見るべからず。君今一權を掌握す。我輩出でなば、必ず後援して

以て空敷志士を犬死せしむる勿れ。且君が處置、沈重歟、將た孱弱歟、人得て知るべからず、亦窺ふべからざるものあり。故に傍議の甚敷、君を刺して以て大害を除かむといふもの、百人にして九十九。能く考ふれば、勇無きにあらず、智暗きに非ず。所謂奥齒に物を挟みたるがごとし。故に事を舉むと覗ひ、討たむとすと雖も、少く疑念なき不能。故に來りて、其意を告ぐ。君同意を表する哉、否と。

以上は鈴木奎右衛門が、勝に告げたる所。勝は果して如何の返答をしたる。

【八三】 官軍東下に處する勝の心境 (二)

絶
勝後援謝

勝の鈴木奎右衛門に對する言葉は、實に左の通りだ。

予答云、君等が此舉諸士の當然といふべし。速に其志を遂げ、函嶺一片の土と化すべし。何の遲疑を懷かむ。予は然らず、其見る所、成す所、豈君等とひと

しからむ。我爰を以て後援なすべからず。君等これを怒て刺さば、刺されむ而已。

勝は最早死生を度外に措いてゐる。故に其の言ふところ、能く此の如くなるを得た。

鈴木の計
畫中止

且夫今日の事、敵と對す。我考如斯々と云も、彼若し不聽時は亦如何せむ。機に臨み、變に應じ、一處置を誤らば、挽回の期なし。唯我誠意を以て、百難百出すとも、敢て窮迫せざる所にして、終に我主の意を達せむとするに過ぎざるなり。人各々の見る所あり、故に予は人の行事を止めず。又同志を求めず。爰を以て各大疑し、日夜危険の地に立つ。然りと雖も胸中又自から信じて疑はざるものあり。其事の成否は、天にあり、唯我が膽誠如何と顧る而已也。李右(鈴木李右衛門)暫く沈思して不言。或は心中一惑を生せし歟。終に其舉を止む。

鈴木の如きは、比較的話の分る漢である。更らに林式部の如き人物もあつた。

林式部の
逆上

林式部は、大學林煒の子なり。幼より、病瘵壯年に及びて、學問廣博、今之大學家、未達を以て、専ら依此人。官も亦之を登用す。學術を以て仕ふ。二月官軍箱根に逼り、諸有司憤怒し、出て戦はむといふ人過半也。予偶殿中に逢ふ。式部云て曰く、官軍都下に来る。箱根を越さしめば、防禦終に不可立、險に據り防ぐは、兵家の良策なり。君悠々不斷、來征を意とせざるや、其部兵を督責し、一戦長驅すべき也と。予答て云、彼入關せば大に可なり。彈飛劍舞、爰に近付く、若し事機を失せば、大慘狀を顯さむ事、遠からざるなり。何の憂慮かあらむやと。此言を聞き、式部大に怒り、君大任を受け、可戰に不戰、敵を府下に引受け、何を成さむとする歟。或は恐怖して、心志狂へる歟。又竊に敵に通じて、一身を全くし、主家を賣らんとす歟と、腰刀に手を措き、既に刺さむと欲するの勢あり。予亦云ふ、君切迫す。此際務めて平心なるべし。焉ぞ切迫の爰に至る哉と云て、其席を避く。以て有司輩の逆上、顛倒、平心を失ふを思ふべき也。

概ね式部
と同じ

惟ふに苟も一點士氣の存する者、概ね皆な林式部と同様の心理情態であつたものと察せらるゝ。勝が之を以て「逆上、顛倒、平心を失ふ」と云ふは、是れ達人の大觀にして、尋常人では、此れが其の平常心であつたかも知れない。されば勝の掛念と心配とは、如何にして敵に對する乎よりも、如何にして味方に對する乎に、尤も甚しかつたとも想はるゝ。

勝を血祭
すにせんと

官軍箱根を越え、陸續東下の報あり。我が諸士狂するが如し。薩の兵士高唱して云ふ、慶喜可斬、社稷可助と、皆一聲に唱ふて進む。其の兵毫も怯るゝ、色無し。意氣無人の境に入るが如しと。我が探索吏の注進實に櫛の齒を挽くが如し。聞く者怒氣滿胸、其髮逆立、城内の紛擾たとふるに物なし。或は泣血し、或は自盡せむとし、或は單騎敵中に入り討死すべしと云。皆予に逼り、甚しきは先づ安房を斬て、軍神を祭らむ。彼が大奸今日に暴露す。決して救ふべからず。許すべからざるの期也と。如何にも其通りであつたらう。

勝鎮靜に
努力

予諸士に告て云、本道の官軍箱根を越て、府下に入るも、必らず品川高輪に止り、他二道の軍を待、其後一戦せむ事、掌上に視るが如し。我其止る時に應接し、我が趣旨を述べ、彼が意を聞かむ。其後可戦ば則戦はむ。不可戰の機あらば、則止む而已。且兵卒口の開きたるに任せ、放言我を罵るとも、我是を何とか思はむ。忍ぶべきを忍び、不可忍を不忍。是伏見の一舉大敗し、彼のあなたどりを蒙り、其策中に陥る所なり。暫く鎮靜して、再び大事を誤る事勿れと。以上によりて、如何に勝が敵よりも、味方に苦勞したるかゞ判知る。

【八四】官軍東下に處する勝の心境 (三)

江戸市民
狼狽

來らざるを待む莫れ、待つことあるを待めと云ふ。來らざるを待むまでもなく、官軍は眉端まで押し寄せ來つた。勝は果して何の待む所あつた乎。百萬の蒼生を

濟ふ一誠意以外に、果して何物も無かつた乎。彼は實に左の如く自から記してゐる。

官兵入關以來、府下の紛擾、實に鼎の沸くが如く、大小諸侯の邸宅よりして、下市民の家宅に至る迄、其家具寶物を以て、車に積み、近村に送るあり。船に載せ國に送るあり。或は賣却し、或は焼く。其日記類の如きは、大抵大川端或は中洲に積み、皆焼く。此類は買ふもの、用ゆる所無きが爲歟。倉皇の狀、想ひ見る可し。

街衢混雜

府下現存する荷車、凡四萬七八千輛、皆有力者の雇ふ所となり、奔走往來、其の幾回なるを知らず。爲に行路を妨げ、大に不都合を生ずるあり。或は負擔し、或は椽下に埋む。混雜甚し。混雜の狀、想ひ見る可し。

市街倉庫あるものは、皆藏して密封し居て、簾をおろし、わかきものは、屋上に登りて其變を窺ふ。譬へば大火の延焼せしと一般なり。此雜沓兩三日にして、大に沈靜す。予是を商家に聞く、疊一疊、其價十六文、是猶高價なり。船に積み近村に送り、雨にさらし、腐らして後肥料に充るなりと。知らず、勝は都下の者般の狀態に處して、如何の策がある。

博徒利用

予(勝)早く之を察し、府下の遊手、無賴の徒、財物を奪ひ、火を放ち、灰燼たらしむることを恐れ、火消組の頭分幾名、博徒の長幾名、運送手長、非人の長幾名、其名あり、徒中名望ある、所謂親方と唱ふる輩、三十五六名を以て、密に結で、其徒を集めしめ、一命を待て動くを約し、雜費幾許金を與へ、敢て私に手を下さしめず、皆直談して、他に知らしめず。彼輩其撰拔直に談するを以て榮とし、竊に謂て曰く、余等は是箇之男子也。一諾命を致すべし。何ぞ我が兒分等に暴を爲さしめむ哉と、義氣燦然たるもの不少。實に此輩あるにあらざれば、無事を保つ能はざる所なり。

勝の長技

流石に著眼點が面白い。彼は鳶の頭や、所謂親分輩を親しく引見し、示すに腹心を以てし、與ふるに黃白を以てし、諭すに溫言を以てし、其の俠氣を鼓舞し、其

の義心を刺戟す。彼等が皆な期せずして、其の用を爲す所以のもの、決して偶然にあらずだ。要するに勝當人が生粹まっすゐの江戸兒である。故に能く江戸兒の氣分を解し、その氣分に乗じて、其の目的を達することが出来た。勝の長技ちやうぎは、能く人間の特とく殊しゆ的心理作用を我物として、隨意に之を使用するにあつた。

名譽心煽揚の策

予竊ひそかに思ふ、士分の志は、皆異口同音、其君辱らる、臣可べ死に。或は云ふ、大義のある所、可べ死に也。或は忠臣は難に死すと。無頼、不逞ふてい、強盜がうたうに到つては、其の所行不可測、又不可知。故に此輩の義氣を稱揚しょうやうして、以て其用を爲さしむるなり。

勝の眼中には、江戸の元氣は、旗本八萬騎よりも、寧ろ市井の無頼ぶらい、俠客けいやくの徒、切言すれば所謂の不逞ふていの兇狀きやうじやう持もちに存すると爲し、彼等の矜持きやうぢしん心、浮誇心、名譽心を煽揚せんやうし、頼りて以て彼等をして其用を作さしめんとしたのだ。

人を用ふるの法

凡そ人を用ゆるに叱咤しつた、督勵とくれい、嚴刑、重罰を以てすると、巧みに煽揚せんやうし、稱讚しょうさんし、彼等をして手の舞ひ、足の踏むところを知らざらしめ、而して後之を驅つて、其

の目的の地に赴かしむるものもある。勝の如きは前者にあらずして、寧ろ後者である。然も這般しやはんの作用は、到底せうたい小廉せうれん、曲謹きよくきん、繩墨じようぼく的てき吏僚輩しりやうはいの能く企て及ぶ所ではないのだ。

【八五】官軍東下に處する勝の心境 (四)

勝は胸中きやうちゆう一策を畫いた。若し其言聽かれず、其志行はれざるに於ては、江戸八百八街を、悉く焦土と爲す決心をした。

平和是求者に非ず

三月十五日、官軍我が城侵撃しんげきの議決定せり。予出て西郷氏に談ず。前より密に謀り、都下之無頼むらい、鳶とびの者を以て、我令を守らしむ。彼我が趣意を不聞みだり、漫みだりに兵力を恣ほしにし、猛威を以て、強て戦をせば、我豈に是に應じて、首を伸て降るの理あらむ哉。

彼は決して只平和是れ希ねがふ者ではなかつた。乞和にも限度がある。その限度を踰

焦土策

えれば、斷然窮鼠猫を嚙むの策を試みんと企てた。

如斯ならば彼求めて邦民を殺す也。我殺すにあらざる也。其進軍を見れば、即時四方に謀し、市街を焼き、進退を立切り、焦土となさむ。是等魯西亞都下に於て、那波列翁を苦しめし策也。

所謂る露人が一炬莫斯科を焼き盡して、ナポレオンを苦しめたる戦術を應用し、官軍に當らんとするのだ。

我は是に異なり、如斯なさば、戦争一日を不出、彼我焦土となりて止まむ。希くは無事の死、却て寡少ならむ。

勝は斯く理窟をつけてゐる。然も要するところは、彼我共斃れである。

後竊に聞く、伊地知氏進軍令を定む。其法三道、只一氣城に向つて進入し、其の來路を火し、後顧の念を絶ち、唯城に向つて死あり、退くの念なからしむと。嗚呼是聞くが如くならば、寡兵を以て、大敵に勝の法なり。尤可恐の策なり。伊地知氏も亦豪傑なる哉。

伊地知の戦法

伊地知も亦た官軍の軍師としては、恒に一等地を抽んでゐた。

予此時密に其用に備へし焼具を以て、各所に貯ふ。後品海に捨つ。是を以つて大に官の嫌疑に係れり。

左もあるべし。

西郷氏の侵撃を止むる哉、唯其大是を視て、小事瑣末を咎めず。是が爲に其不是を生せむを思ひ、大に苦慮せらる。予大に歎す。氏の大度遠謀我輩の及ぶ所にあらず。暗に是が使役に成つて、遁るべからざるものあり。

流石の勝も、西郷には全く随喜した。歎服した。

又信田歌之助、成川禎三郎、伊志田某に令して、密に約を定め、房總に屯せしめ府下若し大火發せば、其の海岸所在の大小船を以て速に江戸に入れ、江戸川の小船、悉く出して人を乗せ、便宜に走らしめよと。幸にして無事を保ち、此策終に徒勞となる。此際費用夥多、予大に困弊す。人竊に知る者、予が愚なるを笑ふ。予も亦甚愚拙を知る。然りといへども、若し如此ならざりせば、十

勝破裂の際の策

西郷の大度遠謀

四、十五兩日の談、予が精神をして活潑ならしめず。又貫徹せざるものあり。唯自信して不疑、終身愚拙に處せむ而已。

内に恃む所あり

要するに彼は一方に於て、萬一其の談判破裂せん乎、それに處するだけの方策を準備し、而して後談判に取り掛つたから、其の談判も、自から内に恃む所ありて、精神活潑であるを得たのだ。されば其の方策の準備として、多大の經費と勞力とをかけ、それが徒勞に屬し、無用に歸したりとて、別段恨むる所ない。それは我が待つあるを恃むだけの自信力を、我に與へしめたるだけにて、既に其の目的を達成せられたと云ふも、決して過言ではあるまい。

勝準備の程度

惟ふに所謂の勝の上記の準備が、果して事實幾許の程度まで出來上りつゝあつた乎、それは一も是を實驗する必要なかつたから、提供す可き證據が無い。けれども國家の大計から云へば、其の證據を發見するに足る物無きが、却て勝に取りては本望であつた。但だ證據は無いが、當事者たる勝自身の語るところなれば、其言を信するの外はあるまい。

【八六】 横濱に於けるパークスと官軍 (一)

兩雄の工夫

西郷には西郷の心境があり、勝には勝の心境がある。彼等は京都と江戸とに在りて、それぞれ自他の立場に據りて、他を付度し、互ひにそれに應ずる對策を廻らしつつ、西郷は東に向つて動き、勝はそれを待ち受けてゐた。而して山岡鐵太郎の駿府に赴いて、西郷を往訪したるは、實に兩雄——西郷、勝——最初の接觸と云ふも、不可なかつた(中間に山岡を透して)。山岡によりて、西郷も勝が如何なる態度をもて、官軍を待ちつゝある乎を知つた。山岡によりて、勝も西郷が如何なる態度をもて、江戸に臨むかを知つた。而して勝がそれに對して、それぞれ工夫を凝らしたる次第は、既記の通りだ。(參照 八二—八五)

横濱の考慮

扱も西郷は城下の盟を、江戸に於て受くる乎、左なくば江戸城を攻略する乎、二つに一つの覺悟もて、愈よ江戸に向て進んだ。此時に於て問題は横濱だ。薩人は

生麥事件の實物教育によりて、如何に外人に對して、周到なる注意の必要なるかを熟知してゐる。而して横濱は實に外人の巢窟である。之を無視することの不可能なるは、何人よりも、西郷が第一に能く氣付いてゐる。されば彼は豫じめ之に就て考慮するところあり、且つ之を我に利用する方便をも、併せ考慮したとは、彼としては決して不思議はあるまい。

英の病院
を借らん
とす

扱て此から前に掲げたる〔参照 六五―七〇〕渡邊清の談話を續けんに、曰く、

そこで取敢へず兵を纏め、十二日に藤澤驛に著た所が、木梨精一郎が、大總督の命を承けたといふて、此に來た。此精一郎は東海道先鋒總督參謀である。木梨がいふには、此度江戸城を攻撃に付ては、實に不案内の官軍であるから、第一負傷者の手當に、如何とも詮方ない。それで横濱に參り、英のパークスに逢ふて、かれの世話で横濱に病院を造りたいと云ふ論で、彼に談じて病院を建て貫ひたい。英の管轄の病院があらば、それを流用して貫ひたい。且又醫師其他一切のことを依頼せよと云ふ命を承けて參つた。清左衛門（清の舊名）も同道し

西郷の命
令

て、共に横濱に參つて談判せいといふ内命で、直ぐ行かなければならぬといふことである。

此れは固より大總督府參謀西郷からの命令であつたに相違あるまい。西郷は曾て京都に於ても、英人醫師を招き、負傷者を治療せしめたる程なれば、江戸に於ても是を今少し大がりにして使用し得らるゝものと考へてゐたのであらう。而して英と薩との干係は當時尤も良好であつたから、此程の注文には、英も決して不承承はあるまいと考へたであらう。

木梨パー
クスに面
會申入

清考ふるに、實に尤の話じや、それでは共に行かうと申して、それから我兵の方には隊長も居るから、兵だけは直線に江戸に遣はすことにし、清は木梨と同道して、急に横濱に參つた。先づ通辯を頼んで、パークスに面會を申込んだところ、パークスも幸ひに在邸で面會しました。

此の如く渡邊清、木梨精一郎兩人は、西郷の命を承けて、パークスに病院一件の相談に横濱に赴き、その旨を話した。

其時木梨より、今度斯様／＼の次第で、江戸城攻撃に付き、病院が必要であるから、大總督より、貴君に依頼して、病院を世話して呉れと申しました。之に對してパークスは、果して如何の返答をしたる。

パークスは如何にも變な顔付を致して、これは意外なることを承はる。吾々の聞く所に依ると、徳川慶喜は、恭順と云ことである。恭順して居るものに、戦争を仕掛けるとは、如何と云ふ。

此の一擲には、木梨ばかりでなく、恐らく西郷も其の返答には、當惑したかも知れない。降參する者を攻撃すると云ふことは、人道には勿論、軍法にも、曾て是れなきところではない乎。

【八七】 横濱に於けるパークスと官軍 (二)

強硬
パークス

パークスの一擲に對して、木梨は何と答へたる乎。

木梨云、それは貴君の關する所でない。吾々は何處迄も戦へといふ命令を受けて來た。兎も角用意して呉れといったところが、そんなとは出來ませぬ。孰れの國でも恭順即ち降參といふものに向て、戦争せねばならぬといふことは無い筈。其上一體今日は誰から命を承けて來られた乎。大總督から。それは如何なること乎。斯様／＼。其人は何處から命を受けた。朝廷。朝廷とは何物乎。斯様斯様といふ。パークスいふ、一體今日貴國に政府は無いと思ふ。

如何にもパークスが威丈高に、詰めかけ、疊みかけ、口角沫を飛ばして、木梨、渡邊等をやりこめつゝある情況が、活現し來る。以下はパークスの語るところ。

それは如何にといふに、考へて見られよ、元來居留地の外國人は如何なる者かは、御承知でありませう。居留地は如何なるものかといふことも御承知でしょう。若し其國で戦争を開くならば、居留地の人民を統轄してゐる領事に、政府の命令が來なければならぬ。それに今日まで、何の命令もない。又素より命を發するに際しては、居留地警衛といふ兵が出なければならぬ。其手續が出來た

日本政府
非認

以上に、戦争を始むるべき道理。斯くありてこそ、始めて其國に政府があるといふものである。然るに夫等の事は一つもして無い。それ故自分は無政府の國と思ふ。

如何にも痛快なる論だ。例のパークス得意の慣用手段もて、傍若無人にやりつけた。

真相不明の申條

窃かに聞く所によれば、どうか江戸に向つて兵を進め、東海道の兵とか、中山道の兵とか、何角といふことを聞くが、如何なる次第である乎、一向判らん。それ故先達で、自費もて船一艘を雇て、兎も角兵庫に遣はし、彼處まで行けば大抵様子が判るだらうと思ふて、聞きにやつた位である。

此れはパークスが、朝廷から何等の通知もないから、此方から兵庫まで、船を雇うて、情報を探りに遣つたと云ふことだ。

木梨等の屈服

又御見掛け通り、居留地に貴國より警衛の兵も出さない。然るに兵はどんく線込んで來るといふ話で、何時如何なることあるや判らん。それ故に仕方がな

いから、我海軍兵を上陸さして、居留地を守らして居る。彼の赤い衣服を著たものがそうでござる。斯様な亂暴な國が、何所にもあるものかと、實に一言もない論でありまして、吾々はそれに對して、言ふ事が出來なかつた。

如何にも兩人は正しくパークスにやり込められ、一言の返答も出來なかつた。

其間に種々と宥むることを言ふたが、到底我に缺點があつて、詮方ない。中々病院の相談どころじやない。是れは大體此方が悪いのであるから、是非に及ばぬ。それでどうも仕方がない。何とか勘辨して呉れぬか、吾々の願であるから、萬一怪我人があつたなれば、此所に於て、療治するだけはして呉れぬ乎と言ひました。

パークス絶對不承知

如何にも笑止千萬の態度だ。

内に入つて再び出でず

パークスはひよつと立つて、内に入つて戸を締めて、出で來ない。パークスも亦た外交官に不似合なる漢だ。彼は怒癍がある。而して其の怒癍を、支那に於ては、却て外交手段に利用した。されば彼は之を我が日本にも亦た踏襲

した。それが如何なる程度までが眞耶、如何なる程度までが假乎。何れにしても彼の恫喝手段は、彼の怒癖と、相依り相扶けて、一種のパークス流儀を習結した。

【八八】横濱に於けるパークスと官軍 (三)

木梨渡邊
歸還報告

パークスは、慣用手段と言はん乎、常習性行と言はん乎、何れにしても、自己の言ふだけのことを言ひ盡して、随意に客を置いてけぼりとして去つた。木梨精一郎も、渡邊清も、斯る主人と應接しては、安んぞ當惑せざるを得ん哉。

西郷愕然

どうも仕方がないから、木梨と顔見合して、去て露店に寄つて、これはどうもいけない。彼のいふ所は道理であるから、明日の江城入りと云ふことは出来ぬ。早く各國領事に、大總督より命令せねばならぬ。清は急飛にて品川に行き、此事を西郷に告ぐべしと、木梨と横濱に別かれて、馬に騎り切つて、品川に著し

たのは、今の午後二時頃であつた。直ぐ西郷の所に行きまして、横濱の模様を、斯くといひたれば、西郷も成る程、悪るかつたと、パークスの談話を聞いて、愕然として居りました。

外交に細心の注意を拂ひたる西郷なれば、パークスの言を傳へ聞ては、官軍の方に、聊か手落があつたことを認めざるを得なかつたであらう。理窟は兎も角も、眼前に徳川なる大敵を控へ居る際に、外人の感情を害し、彼等を敵に廻すことも頗る考へ物だ。西郷が愕然としたのも、決して理由無いことでは無い。

暫くして云はく、それは却て幸であつた。此事は自分から云うてやらうか、成程善しといふ内、西郷の顔付は、さまで憂ひて居らぬやうである。

西郷の胸中には、自から成竹があつたと云はずんば、その當座に成竹が出で來つた。

勝に秘す

話が後へ戻りますが、清が窃かに右のことを西郷に言ふた時に、西郷いふ、自分も困却して居る。彼の勝安房が、急に自分に逢ひたいといひ込で居る。之れ

は必ず明日の戦争を止めて呉れといふじやらう。彼れ實に困つて居る様子である。そこで君の話を聞けると、全く我が手許てもとに害がある。故に此のパークスの話は、秘して置いて、明日の打入りを止めねばならぬ。

此れは西郷が渡邊に語りたる所。宛あたかも秀吉が、信長本能寺の變を秘して、毛利氏と講和したるが如きものであつたらう。

この影響
尙ほ此のパークスの談話が、江戸總攻撃中止に、如何程の影響えいきやうを與へたるかに就ては、或は之を過小視する者もあり、或は之を過大視する者もある。然も何人も決して之を無視する者はあるまい。

他の進撃
中止原因
此の進撃中止に付ては、實歴者の談（上記渡邊清の談を斥すものであらう）として、實は英國公使の異議ありし爲めなりとの説をなせるものあるのみならず、東山道總督岩倉具定より、其父具視への通信中に、大同小異のこと見ゆ。其要に以爲おもへらく、英佛等兵を横濱に備ふ。而して朝廷未だ徳川氏征討に關する公然の告知なきにより、從來和親の情誼により、徳川を援助えんじよせんか等の言あり。因て人を

駿府に馳せ、告知書を調達てうたつせんが爲、一時進撃を中止せしなり。但し勝、大久保、山岡より歎願の次第もあれば、徳川に對しては彼等が歎願の爲なりと稱せりと。時英兵二大隊、佛一大隊、神奈川に駐屯ちゆうとんしたるは事實なり。而して官兵の是と不慮ふりよの衝突しょうとつあらん事を恐れ、其の移轉を、英佛公使に談判に及びたる事は、當時の參謀兼談判者たりし木梨精一郎の實話あり。今案するに西郷は進撃中止の主動者にして、其の動機は主として勝との談判に起因せる事は疑なく、外國公使との談判は、同時に起りたる一事件たるに過ぎず。「防長回天史」

西郷考慮
中の一
此れは寧ろ軽く外國公使方面の力を較量かくりやうしたる様であるが、實際に於ては、此の一件も、西郷としては必らず考慮の中に加へたるや、斷じて疑を容れない。斯く云へばとて、決して勝、西郷の談判の効力を減少する意味では無い。但だ一の考慮に加へねばならぬ程、此の方面の壓力あつりよくも、當時に於ては、有力であつたと云ふ迄のことだ。

第十五章 東山道官軍江戸に迫る

【八九】 東山道本軍の進行 (一)

本軍熊谷
著

姑らく眼を轉じて、東山道方面の官軍の行動を示さんに、下諏訪より、土州、因州等の兵が、本軍と分れて、板垣退助等に率ゐられ、甲府に入り、勝沼の一戦に勝利を得、八王子より内藤新宿に進みたる梗概は、既記の通りだ(参照 五四―五八)而して其の本軍は、上諏訪より本道に沿ひ、和田峠、碓氷峠を越えて進み、其の斥候隊は、三月五日を以て高崎に達し、高崎より熊谷まで、故ありて行程を縮め、八日熊谷に達した。此間十里に満たず。江戸より止戦哀願の使者來るを以て、總督本營の指揮を受くる爲め、先鋒にて、特に三日間の猶豫を與へたものだ。尙ほ其の哀願に對しては、江戸到着の上、先鋒總督合議の上ならでは不可として却けた。

東兵築田
に出づ

八日午後七時比、官軍の間諜の報する所によれば、幕府歩兵頭古屋作左衛門脱走兵約千人を率ゐ、羽生村に在り、側面より我が中軍を衝くの目的を以て、羽生村を發し、館林を経て行進し、今夜太田に宿營するの豫定なりと云ふことだ。此に於て各藩隊長議を決し、明曉敵の不意に出で、之を逆撃せんとし、翌九日早天熊谷を發し、天未だ明けざるに太田に著し、驛内を點檢するに、敵の隻兵を見ず。此時敵の設營掛若干、築田方位より來りたるに遭ひ、其の自白に依りて、敵は昨夜築田に宿營し、今夜太田に著する計畫なるを知るを得たるを以て、意を決して之を逆撃せんとし、直ちに太田を發し、築田に向うた。時に天漸く明け、程を兼ねて進み、八幡に至る。敵兵未だ至らず。更らに進んで築田の西方に至れば、敵兵驛北の沼地を利用して、其の後方に散布し、其初は甚だ少數なりしも、援兵俄に増加した。

長藩兵の
側面攻撃

此に於て薩と大垣二藩の兵は正面より、長藩の兵は左側より攻撃を開始した。當初長藩兵も、薩兵、大垣兵と共に、正面から向ふ計畫であつたが、藩兵少數にし